

公共政策ワークショップⅠ

最終報告書

プロジェクト A

人口減少社会における地方行政のあり方
～秋田における今後の施策展開を考える～

令和元（2019）年度

目次

はじめに	2
第1章 日本の現状	3
第2章 国の施策	5
第1節 まち・ひと・しごと創生長期ビジョン	5
第2節 平成26年の地方自治法の一部を改正する法律について	15
第3節 自治体戦略2040構想研究会第一次報告について	21
第4節 自治体戦略2040構想研究会第二次報告について	30
第5節 これからの移住・交流施策の在り方に関する検討会報告書	34
第6節 田園回帰に関する調査研究報告書	41
第3章 秋田の現状と取り組み	44
第1節 秋田県人口ビジョンについて	44
第2節 あきた未来総合戦略	55
第3節 秋田県の取組	77
第4節 横手市の取組	90
第4章 秋田県の課題の分析	93
第1節 秋田県の健康分析	93
第2節 秋田県の交通政策	95
第3節 秋田県の産業分析	98
第4節 秋田県の人口移動と施策実施体制	103
第5章 政策提言	111
提言① ICT・IoTを活用した健康寿命延伸	111
提言② 秋田県における今後の交通政策の可能性	114
提言③ 産業振興と地域資源発掘	129
提言④ 「企業版関係人口」の創出	142
おわりに	148
謝辞	149
参考文献一覧	150

はじめに

我が国は、人口急減・超高齢化という大きな課題に直面している。このまま人口減少が進むと働き手不足や消費の低迷等による経済成長の鈍化、社会保障の持続性、財政負担の増大という問題が顕在化してくる。一方、地方においては、人口減少の中、税収や公務員の減少などにより、地方公共団体の消滅可能性も生じてくる。今後、このような問題に直面するなかで、地方公共団体が安定かつ持続可能な形で住民サービスを提供し続けるとともに、住民が豊かさを実感し、安心して暮らしていける公共政策について考えていかなければならない。

人口減少社会では大都市圏・地方圏ともに多くの課題に直面するが、特に人口減少が著しい地方圏での対策の必要性が高い。東北にある大学として、東北地方、中でも日本でも最も人口減少が見込まれている秋田県を対象として課題の把握や地方公共団体の施策を調査しつつ、必要な対策を検討していく。

第1章 日本の現状

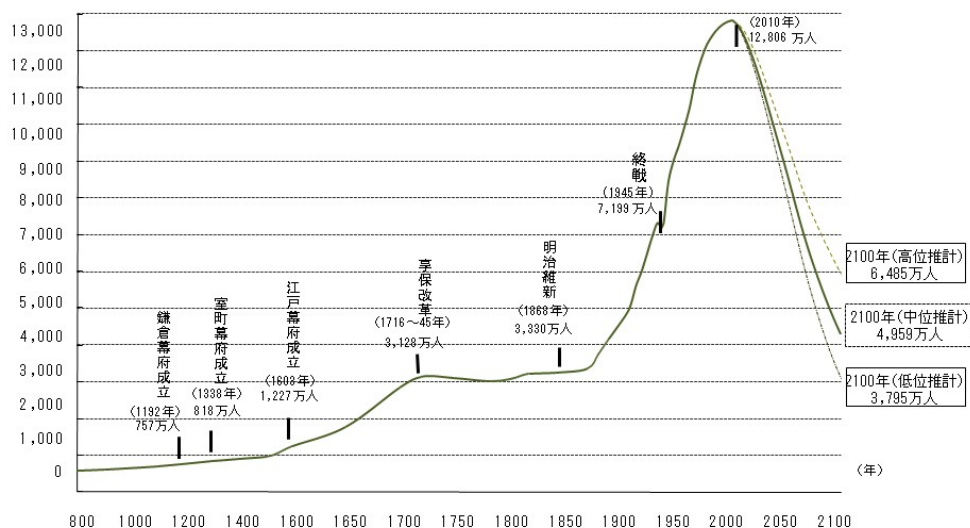
1. 日本の人口推移

日本の人口は、1000 年以前より人口が少しずつ増加し、鎌倉幕府成立期に 757 万人、室町幕府成立期に 818 万人と逡増し続け、江戸幕府成立期に 1,000 万人超え、1,227 万人となった。そこから 1700 年にかけての 100 年で 3,000 万人に増加した後、明治維新期の 3,330 万人と横ばいで推移し、1900 年以降急激に人口が増加し、2008 年で 12,808 万人とピークを迎えた。日本の人口が急激に増加したのは、ここ 100 年間のことであり、100 年で人口が 4 倍に膨れ上がるという過去に経験したことのない状況であった。

現在、日本は人口減少の局面に立っており、人口減少と平行して少子高齢化という社会変化も進んでいる。日本の現状は、出生数の低下とともに子供の数、結婚・出産を行う若い世代の人口が減少し続けることから、今後 100 年間は人口減少のトレンドが続いていくと予想されており、国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。) 「日本の将来推計人口」(中位推計)によると 2050 年に 1 億人を切る 9,708 万人、2100 年には 5,000 万人を切る 4,959 万人になると予想されている。最も人口が減る想定の下位推計では、2100 年に 3,795 万人と 1900 年当時と同じ人口規模になると予想される状況にある。

このような人口減少社会となることが予想される中、国では平成 26 年(2014 年)11 月 21 日に「まち・ひと・しごと創生法」(平成 26 年法律第 136 号)を制定し、日本における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくこととした。

【図 1-1】



〈出典〉2010年以前の人口:総務省「国勢調査」、国土庁「日本列島における人口分布の長期時系列分析」(1974年)をもとに国土交通省国土政策局作成
それ以降の人口:国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」をもとに国土交通省国土政策局作成

出典:まち・ひと・しごと創生本部事務局資料

2. 首都圏と地方の関係

戦後から高度成長期、若者を地方から都市へ呼び込み、都市に人口（若者）を集中させ、効率的に生産を行うことによって日本を発展させてきた。都市で稼いだお金を地方へ還流させることで、地方のインフラを整備するなど全国で均衡的な発展をさせてくることができた。現在においても首都圏へ若者が流入する人の流れは変わらず、首都圏の人口は増加もしくは横ばいであるが、地方は首都圏に若者を吸収され、急激に人口減少が進んでいる状況にある。

日本全体が人口減少に進む中、これまでのように地方から首都圏へ人口が流入することができなくなると、首都圏でも急激な高齢化とともに人口減少へと進んでいくこととなる。これまで人口を維持してきた首都圏も人口減少に加え、高齢化が進み、地方を支えることができず、首都圏、地方ともに疲弊し、経済規模が縮小し、これまでのような社会を維持していくことが困難になる。地方の人口減少は、地方だけの問題ではなく、日本全体が抱える重要な問題なのである。

第2章 国の施策

第1節 まち・ひと・しごと創生長期ビジョン

1. ビジョン策定の経緯

日本における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施していくことを目的に平成26年（2014年）に「まち・ひと・しごと創生法」を成立させた。

「まち・ひと・しごと創生法」では、第2条で7つの基本理念を掲げるとともに、第8条において政府が「まち・ひと・しごと総合戦略」を策定することが規定された。まち・ひと・しごと総合戦略は、第8条第3項は「人口の現状及び将来の見通しを踏まえ」ることとされており、この人口の現状及び将来の見通しを示すものとして、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」が策定された。このビジョンは、日本の人口の現状と将来の姿を示し、人口減少問題に関する国民の認識を共有するとともに、今後目指すべき将来の方向性を提示することを目的としている。そして、同ビジョンを実現するため、平成26年（2014年）7月27日に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定され、その後平成30年（2018年）12月21日に改訂されている。

2. 人口問題に対する基本認識

まち・ひと・しごと創生長期ビジョンの第一の目的は、人口問題について国民の認識の共有を図ることである。日本の人口は平成20年（2008年）の12,808万人をピークに人口減少の局面に入っており、今後加速度的に進んでいくことが見込まれている。社人研の「日本の将来推計人口」（2012年（平成24年）1月の中位推計）では、2060年には約8,700万人、2100年には5,000万人を切ると推計されている。

そして、同ビジョンでは、日本は上記のように「人口減少時代」に突入しており、このままの状況が続けば、人口は急速に減少し、将来的には経済規模の縮小や生活水準の低下を招き、究極的には国としての持続性すら危うくなる。それを防ぐためには、まず国民に対して人口の現状と将来の姿について正確な情報を提供し、地方をはじめ全国各地で率直に意見を交わし、認識の共有を目指していくことを出発点とし、広く国民の理解を得て、この困難な課題に国と地方公共団体が力を合わせて取り組んでいくことが、何よりも重要であるとされている。以下、同ビジョンにおける分析を記述していく。

(1) 人口減少時代の到来

平成 20 年（2008 年）に始まった人口減少は、今後加速的に進むことが見込まれている。日本の合計特殊出生率は 1970 年代後半以降急速に低下し、人口規模が長期的に維持される水準（人口置換水準）を下回る状態が、今日まで約 40 年間続いているが、日本の総人口は長らく増加を続けてきた。これは、戦後の第一次及び第二次ベビーブーム世代という大きな人口の塊があったために、出生率が下がっても出生数が大きく低下しなかったことと平均寿命が伸び、死亡数の増加が抑制された 2 つの要因によるものである。しかし、平成 20 年（2008 年）を境に日本の総人口は減少局面に入った。いったん、人口が減少し始めると、減少スピードは今後加速度的に高まっていく。前出の社人研の「日本の将来推計人口（平成 24 年 1 月の中位推計）」によると、2020 年代初めは毎年 60 万人程度の減少が、2040 年代頃には毎年 100 万人程度の減少スピードにまでになると推計されている。

人口減少の状況は、地域によって大きく異なっているが、大きく人口変化のパターンは大きく三段階に分けることができる。「第一段階」は、若年人口が減少するが老年人口が増加する時期、「第二段階」は、若年人口の減少が加速し、老年人口が維持から微減へと転じる時期、「第三段階」は、若年人口の減少が一層加速し、老年人口も減少する時期とされる。東京都区部や中核市・特例市は「第一段階」に該当するが、人口 5 万人以下の地方都市は「第二段階」、過疎地域の市町村は既に「第三段階」に入っている。

それぞれ段階の人口予測を見ると、2010 年から 2040 年までの間で東京都区は、▲6%、中核市・特例市の多くは▲15%の人口減少に留まるが、人口 5 万人以下の地方都市では▲28%、過疎地域の市町村では▲40%と、急速に人口が減少することとなる。このように、「第二・第三段階」では「人口急減」とも言える状況が予測されている。

地域格差が生じた理由は、日本では地方から大都市圏（特に東京圏）への若年層を中心とした大量の人口移動があったためである。戦後、3 期にわたり地方から三大都市圏への大きな人口移動が発生している。第 1 期は高度経済成長期と重なる 1960～1970 年代前半、第 2 期はバブル経済期と重なる 1980 年代後半、第 3 期は 2000 年以降である。このような人口移動によって、地方では、将来世代の形成が期待される若い世代が大量に流出する人口の「社会減」と、出生率の低下という人口の「自然減」の両者があいまって、都市部に比べて数十年も早く人口減少に至った。

今後、地方の人口が減少し、地方から大都市への人材供給が枯渇すると、いずれ大都市も衰退していく。日本の人口減少は、地方から始まり、その後地方の中核都市に及び、そして最後は大都市を巻き込んで、日本中に広がっていくこととなる。人口減少は地方から始まり、都市部へ広がっていくとしている。

(2) 人口減少が経済社会に与える影響

人口減少により経済規模が縮小しても、国民一人当たり所得を維持することができれば、悪影響を与えないとする意見があるが、高齢化の進行によって悪影響が生じること（人口オ

ーナス)に留意しなければならない。また、高齢化によって総人口の減少を上回る「働き手」の減少が生じ、その結果、総人口の減少以上に経済規模を縮小させ、一人当たりの国民所得を低下させるおそれがある。働き手一人当たりの生産性が高まれば一人当たりの国民所得を維持できる可能性はあるが、社会保障費の増大等により働き手一人当たりの負担が増加し、勤労意欲にマイナスの影響を与えるとともに、人口規模の縮小がイノベーションを停滞させるおそれがある。日本は、人口減少と高齢化があまりに急速に進むことが問題としている。

日本の人口は、このままでは約 100 年後には、5,000 万人を切ることが推計され、1911 年と同程度の人口規模となる。しかし、1911 年頃の日本と 2100 年の日本では高齢化率（65 歳以上人口割合）に大きな差（1911 年が 5%程度なのに対し、2100 年は 40%程度となる）があり、経済社会にとって大きな重荷となる。

地方では、地域経済社会の維持が重大な局面を迎える。人口減少によって経済規模の縮小がいったん始まると、それが更なる縮小を招くという「縮小スパイラル」に陥るリスクがある。特に人口急減に直面している地方では、深刻な事態が生じるおそれがある。地方の人口急減は労働力人口の減少や消費市場の縮小を引き起こし、地方の経済規模を縮小させる。そして、それが社会生活サービスの低下を招き、更なる人口流出を引き起こすという悪循環である。こうした悪循環に陥ると、地域経済社会は急速に縮小していくこととなる。

国土交通省が平成 26 年（2014 年）7 月 4 日に発表した「国土のグランドデザイン 2050～対流促進型国土の形成～」では、人口減少がこのまま進むと、2050 年には、現在人が住んでいる居住地域のうち 6 割以上の地域で人口が半分に減少し、さらに 2 割の地域では無居住化すると推計されている。過疎地域においては、日常の買い物や医療など地域住民の生活に不可欠な生活サービスをいかに確保していくかが、周辺集落を含め地域全体を維持する上で最も大きな課題となってくる。都市での影響も大きく、三大都市圏を除いた 36 の道県において人口 30 万人以上の都市は現在 61 あるのに対し、2050 年には 43（およそ各県当たり 1 ずつ）に減少することが予測されている。また、都市機能を支えるサービス産業が成立しなくなり、雇用機会の大幅な減少や都市機能の低下が生ずるおそれがある。そうになると、ますます若年層の流出が進み、地方の衰退を加速してしまうこととなる。このように人口減少は、地域経済社会に甚大な影響を与えていくことが想定されている。

（3）東京圏への人口の集中

東京圏には過度に人口が集中しており、東京、埼玉、千葉及び神奈川の一都三県には約 3,600 万人、日本の総人口の約 28%（平成 25 年（2013 年））が住んでいるが、欧米諸国の首都圏の人口比率は 15%程度であり、日本は東京圏への集中度が高い。一般的に人口の集積には、経済社会的にメリットはあるが、今日の東京圏は、集積のメリットを超えて、極めて長い通勤時間、住宅価格の高さ、さらに、待機児童問題に表れている保育サービスの不足、

高齢者介護サービスの不足など、地方に比べ生活環境面で多くの課題を抱えている状況にある。

最近の状況を見ると、東日本大震災後に一都三県への転入超過数はいったん低下したが、平成 25 年（2013 年）には以前の水準に戻った。平成 25 年度（2013 年度）の転入超過は、15～19 歳（2.7 万人）、20～24 歳（5.7 万人）の若い世代が大半を占めており、大学進学時ないし大学卒業後就職時の転入がその主たるきっかけとなっている。かつては、東京圏の大学に進学しても、就職時に地元に戻る動きが一定程度あったが、近年そうした U ターンが減少する一方、地方大学卒業生が東京圏へ移動する傾向が強まっている。特に、若年女性においてそうした動きが顕著であり、地方において、若年女性にとっての魅力的な働く場の確保が重要となる。東京圏では今後、高齢者の急増が予想され、団塊の世代の全てが 75 歳を超える 2025 年以降は、介護や医療サービスの需要が一举に増大する可能性が高い。東京圏では、現状においても介護分野は人手不足が深刻であるが、高齢者数の増加傾向がこのまま推移するならば、今後膨大な数の介護人材が追加的に必要となる。こうしたことが、東京圏への人口流入を更に拡大させる要因となる可能性が高いとされている。

地方から大都市に人口が移動していく現象は、全ての先進国に共通するものではない。一方で米国や英国では、逆に大都市の人口が減少し、地方の人口が増加している状況が見られる。しかし、日本の場合は、このまま推移すると、「過密の東京圏」と「人が極端に減った地方」が併存するような形で人口減少が進行していく可能性が高い。こうした人口移動は、厳しい住宅事情や子育て環境などから、地方に比べてより低い出生率にとどまっている東京圏に若い世代が集中することによって、日本全体としての人口減少に結び付いているとしている。

3. 今後の基本的視点

次に「まち・ひと・しごと創生ビジョン」に掲げられた今後の基本的視点を整理していく。

（1）人口減少に取り組む意義

これまでは、人口減少に対する国民の関心は必ずしも高くなかったが、人口減少が現実のものとなってくる中で、国民の間で危機感は急速に高まっている。近年、内閣府が行った世論調査結果（平成 26 年（2014 年）8 月実施）においては、9 割以上の国民が「人口減少は望ましくない」と答えており、「政府は人口減少の歯止めに取り組んでいくべき」とする回答は 7 割を超えている。地方公共団体の「消滅可能性」も叫ばれる中、全国知事会は、平成 26 年（2014 年）7 月に「このままいけば近い将来、地方はその多くが消滅しかねず、その流れは確実に地方から都市部へと波及し、やがて国全体の活力を著しく低下させてしまうこととなりかねない」と「少子化非常事態宣言」を発し、同様の動きは他にも広まっている。人口減少に対する取組に関して、一刻の猶予も許されないという認識は、国民各層に急速に高まっている。

先進国では、経済が成長するにつれ、一般的に出生率が低下していく傾向はあるが、先進諸国の中でも、国によって動向は大きく異なる。国際的な状況を見てみると、日本は、ドイツやイタリア等と並んで1.4前後の超低出生率となっているのに対し、米国や英国、フランス、スウェーデンは2前後の出生率を維持している。特に、いったん出生率が低下しながら、回復している注目すべき国もある。フランスは長きにわたって人口問題について国民的な論議や取組が重ねられてきており、手厚い家族支援政策を行っている。平成5年（1993年）には、出生率は、1.66まで低下したが、家族給付や出産・育児と就労の両立支援の拡充等によって、平成22年（2010年）には2.0まで回復した。また、スウェーデンは、近年二度にわたって出生率の低下と回復を経験している。直近では平成11年（1999年）に出生率が1.50にまで低下したが、家族給付や育児休業保障の拡充等によって、11年後の平成22年（2010年）に1.98にまで回復している。日本においても、地域によって出生率の動向は大きく異なり、中には高い出生率を実現している地域もある。的確な政策を行えば、人口減少に歯止めをかけることは可能だが、現状のまま何もしない場合には、極めて厳しく困難な未来が待ち受けている。

人口減少に歯止めをかけるには長い期間を要する。各種の対策が出生率向上に結びつき、成果が挙がるまでに一定の時間がかかり、出生率が向上したとしても、人口が定常状態になるまでには更に時間を要する。今後出生率が向上するとしても、数十年間の出生数を決める親世代の人口は既に決まっているため、定常人口に達するには数十年を要することとなる。出生を担う世代の人口が減少し続ける状況下では、出生率がいつの時点で向上するかが出生数や将来の人口規模を決定していくこととなる。一定の仮定を置いた試算を行うと、出生率の向上が5年遅れるごとに、将来の定常人口はおおむね300万人ずつ減少することとなり、人口減少への対応を「待ったなし」の課題と考えている。

（2）今後の基本的視点

人口減少への対応には、大きく二つの方向性が考えられる。一つは、出生率を向上させることにより人口減少に歯止めをかけ、将来的に人口構造そのものを変えていこうとする「積極戦略」である。もう一つは、仮に出生率の向上を図っても今後数十年間の人口減少は避けられないことから、今後の人口減少に対応し、効率的かつ効果的な社会システムを再構築する「調整戦略」の二つである。こうした観点から、今後の取組において基本的視点となるのは、次の3点としている。

①「東京一極集中」を是正する。

地方から東京圏への人口流出（特に若い世代）に歯止めをかけ、東京一極集中を是正する。これにより、地方に住み、働き、豊かな生活を実現したい人々の希望を実現するとともに、東京圏の活力の維持・向上を図りつつ、過密化・人口集中を軽減し、快適かつ安全・安心な環境を実現する。

②若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する。

人口減少を克服するため、若い世代が安心して働き、希望どおり結婚・出産・子育てをすることができる社会経済環境を実現する。

③地域の特性に即した地域課題を解決する。

中山間地域等、地方都市とその近隣及び大都市圏において、人口減少に伴う地域の変化に柔軟に対応し、地域の特性に即して、地域が抱える課題の解決に取り組む。

まず全力を挙げて取り組むべきは、「国民の希望の実現」とし、その第一が、地方への移住の希望に応え、地方への新しいひとの流れをつくることとしている。東京都在住者の4割が「移住する予定」又は「今後検討したい」と考えているという調査結果が出されており、移住希望は、特に10・20代の若い世代や50代で高い。一方、移住に対する不安・懸念として、地方の雇用や日常生活の利便性などの問題が挙げられており、こうした障害を取り除き、希望がかなうようにすることで、東京圏への人口の一極集中に歯止めをかけ、地方への新しいひとの流れをつくることが可能となる。第二は、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」である。若い男女が結婚し、子どもを持ちたいという希望は強い。18歳から34歳の未婚者を対象にした2010年の社人研「出生動向基本調査」では、男女とも「いずれ結婚するつもり」という人の割合は9割程度に達している。そして、夫婦が予定する平均子ども数は2010年で2.07人であり、未婚者が希望する平均子ども数も男性で2.04人、女性で2.12人と2人を超えている。この水準は他の国の状況から見てもかなり高く、1980年代後半以降、今日までほぼ安定的に推移している。こうした若い世代の結婚・子育ての希望の実現を図ることが必要とされている。

若い世代の希望を実現するためには、結婚から妊娠・出産、そして子育てまでの支援を行っていくことが重要である。近年、20代の有配偶率が低下し続け、諸外国と比べて低い水準にとどまっている。このため、平均初婚年齢は上昇を続け、出生率の低下の大きな要因となっている「晩婚化」又は「非婚化」が進んでいる。これを改善するためには、安定的な「経済的基盤の確保」が必要となる。就労形態別調査によると、男性正社員の場合の有配偶率は20代後半で約32%、30代前半で約58%であるのに対して、非正規雇用の場合は20代後半で約13%、30代前半で約23%と、正社員の半分以下にとどまっている。今後労働力人口が減少する中で、「相応の収入」や「安定的な雇用形態」、「やりがいのあるしごと」といった「質」を重視した雇用の確保が大きな課題としている。さらに、「子育て支援」と「働き方」に関するものである。若い世代の子育ての希望を実現する観点からは、「子育て支援」は喫緊の課題であり、共働き世帯のみならず、近くに親族など支援者がいない専業主婦等に対してもますます重要となっている。この他にも男性の育児参加や長時間労働などの問題があるが、こうした「働き方」に関わる問題は、男女を問わず子育て世代に大きな影響を与えていることを十分認識し、官民挙げてその改善に取り組む必要があるとしている。

4. 目指すべき将来の方向

次に目指すべき方向は「今後目指すべき将来の方向は、将来にわたって「活力ある日本社会」を維持することである。」とし、具体的な方策として以下の5点を挙げている。

(1) 人口減少に歯止めをかける。

将来にわたって「活力ある日本社会」を維持するためには、人口減少に歯止めをかけなければならない。出生率が向上し、将来のどこかの時点で出生率が人口置換水準に回復することが、人口の規模及び構造が安定する上で必須の条件である。出生率を向上させる方策には、「これさえすれば」というような「決定打」もなければ、これまで誰も気付かなかったような「奇策」もない。平成22年（2005年）に公表されたOECDレポートでは、日本は、育児費用の直接的軽減や育児休業の取得促進、保育サービスの拡充などの各種の対策が適切に講じられれば、出生率が2.0まで回復する可能性があると推計されている。この報告においても、OECD諸国の政策を分析した結果として、出生率向上には様々な分野にわたる総合的な取組を長期的・継続的に実施していくことが重要であると指摘されている。

(2) 若い世代の希望が実現すると、出生率は1.8程度に向上する。

若い世代の結婚・子育ての希望が実現するならば、我が国の出生率は1.8程度の水準まで向上することが見込まれる。この希望が実現した場合の出生率（国民希望出生率）である1.8は、OECD諸国の半数近くの国が実現している水準である。例えば、オランダやデンマークといった国がそうである。日本でも、最も出生率が高い沖縄県は1.9である。我が国においてまず目指すべきは、若い世代の結婚・子育ての希望の実現に取り組み、出生率の向上を図ることである。もとより、結婚や出産はあくまでも個人の自由な決定に基づくものであり、個々人の決定にプレッシャーを与えるようなことがあってはならない。

(3) 人口減少に歯止めがかかると、2060年に1億人程度の人口が確保される。

将来の人口動向を超長期の視点から見ると、社人研の将来推計人口（平成24年（2012年））では、このまま推移すると、2060年の総人口は8,674万人にまで落ち込むと推計されている。これは、約60年前（1950年代）の人口規模に逆戻りすることを意味している。さらに、総人口は、2100年に5,000万人を切った後も、いつまで経っても安定しないこととなる。これに対して、2030～2040年頃に出生率が人口置換水準まで回復するとするならば、2060年に総人口1億人程度を確保し、その後2090年頃には人口が定常状態になることが見込まれる。この推計は、2020年に出生率1.6程度、2030年に1.8程度まで向上し、2040年に人口置換水準（2.07）が達成されるケースを想定している。

(4) さらに、人口構造が「若返る時期」を迎える。

人口減少に歯止めがかかると、人口の規模及び構造が安定するだけでなく、高齢化率が年々下がっていく「若返りの時期」を迎える。将来的に高齢者が減少していく一方、出生率が向上した後は、高齢者に比べ若い世代が相対的に多くなっていくからである。推計によると、出生率が向上しないケースでは、高齢化率は2070年頃に41%程度に達し、高止まりする。これに対して、出生率が向上するケースでは、高齢化率は2050年に35.3%でピークに達した後は低下し始め、2090年頃に27%程度まで下がり安定する。これは、直近の26.1%とほぼ同じ水準である。この「若返りの時期」は、経済的にも好環境となる。高齢化に伴う「人口オナース」とは逆に、若い世代の「働き手」の増加が経済成長の牽引力となるとともに、高齢者等を支える「働き手」の一人当たり負担が低下していく「人口ボーナス」が期待できるからである。しかも、高齢者ができる限り健康な状態を保ち、経済社会に参加することができる「健康寿命」を伸ばし、高齢期もできる限り就労する「健康長寿社会」が到来するならば、事態は更に改善する。仮に、高齢化率を「70歳以上人口割合」とするならば、高齢化率は、27%程度から21%程度にまで低下することとなる。このように、人口減少に歯止めをかけ、さらに健康寿命の伸長を図ることは、高齢化問題の最終的な解決にもつながるのである。

(5) 「人口の安定化」とともに「生産性の向上」が図られると、2050年代に実質GDP成長率は、1.5～2%程度が維持される。

我が国の経済の中長期展望においては、以上のような「人口の安定化」に加えて、「生産性の向上」が重要である。経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会の報告書（平成26年（2014年）11月）によれば、このまま人口急減を放置し、生産性も停滞した状態が続けば、経済成長率（実質GDP成長率）は徐々に低下し、我が国は、2040年代以降は「マイナス成長」に陥ることが見込まれるとされている。これに対して、人口減少に歯止めをかけ、「人口の安定化」を図るとともに、イノベーション創出によって生産性を世界トップレベルの水準に引き上げることができれば、2050年代の実質GDP成長率は1.5～2%程度を維持することが可能と見込まれている。こうした成長力の強化においては、女性や高齢者が社会で活躍し、能力を十分に発揮することをはじめ、日本全体における労働参加が促進され、労働力率が向上することが求められる。また、多様な価値観や経験、技術を持った海外からの人材が日本でその能力を一層発揮してもらいやすくなることも重要である。このように、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組むことにより、将来にわたって「活力ある日本社会」を維持することが可能となる。

5. 地方創生がもたらす日本社会の姿

また、地方創生がもたらす日本社会の姿について以下のように記述されている。

- (1) 自らの地域資源を活用した、多様な地域社会の形成を目指す。

地方創生が目指すものは、地域に住む人々が、自らの地域の未来に希望を持ち、個性豊かで潤いのある生活を送ることができる地域社会を形成することである。我が国は、多様な気候風土の下で、それぞれの地域が独自の歴史や文化を形成し、多様な社会を作り上げてきた。

そうした生活や価値観の多様性が徐々に失われ、全国どこでも同じような景観や社会形態が作られていく中で、地方からは人口が流出し、その結果、経済的・社会的基盤が失われ、地域の持続性そのものが問われるような事態となっている。地方創生においては、人口拡大期のような全国一律のキャッチアップ型の取組ではなく、それぞれの地方が、独自性を活かし、その潜在力を引き出すことにより多様な地域社会を創り出していくことが基本となる。

そのためには、地方自らが、将来の成長・発展の種となるような地域資源を掘り起こし、それらを活用していく取組を息長く進めていく必要がある。地域に「ないもの」ではなく、「あるもの」を探していくことや、「ないもの」をチャンスととらえ、チャレンジしていくことが重要となる。また、地方の自主性・自立性を高め、分権型社会を確立することもその基盤となる。

(2) 外部との積極的なつながりにより、新たな視点から活性化を図る。

近年、都市部住民の中で地方に対する関心が高まっている。長時間の通勤から解放され、職住近接による子育てや家庭の団欒などを楽しむ時間的ゆとりのある生活を実現し、豊かな自然や地域の人と人との絆の強さ、ゆったりとした生活スタイルが可能な地方での暮らしを重視する人たちが若い世代に増えている。こうした機運の高まりに呼応して、都市部から地方への新しいひとの流れを強くし、外部の人材を取り込んでいくことが重要である。地域活性化の成功事例を見ると、外部からの人材が地域の人々に気付きや刺激を与え、また地域密着企業等と協力することで新たな発想や活動の原動力になっていることも多い。さらに、地域資源を活用し、地域経済を活性化するためには、地域内や国内にとどまらず、海外の市場、特に成長著しい新興国等と積極的につながっていくことが重要である。和食をはじめ日本の食文化の普及とともに、我が国の農林水産物や食品の輸出促進を進め、グローバルな「食市場」の獲得を目指すことが望まれる。日本の魅力、地方の魅力を活かした観光分野も大きな飛躍のチャンスとなる。地方の潜在力を引き出すためには、地域の中だけで閉じるのではなく、外に向かって地域を開き、外部の良さを取り込み、外部と積極的につながっていくことが重要である。既に一部の地域では、こうした取組を通じて、新たな地方の発展モデルを作ってきている。課題先進地域である地方が発信する、こうした現場の優れた取組は、日本全体の今後のモデルになり得るものである。

(3) 地方創生が実現すれば、地方が先行して若返る。

今後、地方公共団体は、国がとりまとめた「長期ビジョン」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案し、「地方人口ビジョン」、「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定していくことが求められている。この取組によって、地方で「しごと」がつくられ、それが「ひと」を呼び、さらに「ひと」が「しごと」を呼びこむ好循環が確立されるならば、「まち」は活力を取り戻し、人々が安心して働き、希望どおり結婚し、子どもを産み育てことができる地域社会が実現することとなる。

そうした取組により、地方創生が実現し、地方の人口減少に歯止めがかかるならば、地方の方が、東京圏など大都市圏に比べ、先行して若返ることとなる。既に高齢者数がピークを迎えている地方は、人口流出の歯止めと出生率の改善によって人口構造が大きく若返る余地が大きい。仮に全国平均出生率が 2040 年までに 2.07 に回復するとした場合の推計であるが、これによると、地方が東京圏より先行して若返っていくことが示されている。こうした「人口の若返り」により、地方において、ICT の活用等を通じ、若い人材が豊かな地域資源を活かして、新たなイノベーションを巻き起こし、活力ある地域社会を創生していくことが期待される。

(4) 東京圏は、世界に開かれた「国際都市」への発展を目指す。

地方創生は、地方と東京圏を対立構造とみる「地方 VS 東京圏」では決してない。東京圏への人口流入の問題は、地方にとどまるものではない。少子化の問題を見ても、若い世代がこのまま東京圏へ流入し続けるならば、子育て支援サービスの不足が続くおそれもあり、また過酷な通勤環境や厳しい住環境は、子育てと就労の両立の実現を程遠いものとするおそれがある。高齢化の問題も深刻である。東京圏の人口集中・過密化の是正は、こうした東京圏が抱える課題の解決にもつながるものである。東京圏の動向は日本全体の行く末に決定的な影響を与えるだけに、東京圏の人口集中の是正は国家的な課題であると言える。東京圏は将来どういう方向に向かうべきであろうか。これまで東京圏は、国内の人材や資源を吸収しながら、日本の成長のエンジンとしての役割を果たしてきた。その重要性は変わらないが、今後は日本のみならず世界をリードする「国際都市」として、ますます発展していくことが強く期待される。地方創生は、日本の創生である。地方と東京圏がパイを奪い合う「ゼロサム」ではなく、地方と東京圏がそれぞれの強みを活かし、日本全体を引っ張っていく「プラスサム」とし、それが目指すべき将来の方向であるとしている。

以上が、地方創生についての政府が進める取組の全体像である。次にその他の政府における人口減少社会への対応に関し、把握しておくべき施策等について述べていく。

第2節 平成26年の地方自治法の一部を改正する法律について

本節は、人口減少社会への対応を目的とした平成26年(2014年)の地方自治法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)について説明する。この改正法は、平成26年(2014年)5月23日、参議院本会議において可決し、同年5月30日、平成26年法律第42号として公布された。改正法は、平成25年(2013年)6月25日、「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」(以下「第30次地制調答申」という。)を受け、立案作業を経て、平成26年(2014年)3月18日に閣議決定し、国会に提出されたものである。

1. 改正の背景の趣旨

改正の背景の趣旨としては、以下の通りになっている。今後、一層の人口減少が進む中においても、集落の数自体は人口ほどは減少せず、人々は国土に点在して住み続け、単独世帯が増大する。そのため、対人サービスの重要性は益々高まっていく。人口が収縮する中で、都市構造や土地利用の在り方の見直しについても、基礎自治体が適切に役割を果たしていくことが求められている。

このような中、社会経済や地域社会が人口減少社会により変容するという現状認識と人々の暮らしを支え、経済をけん引していく核となる都市やその圏域を戦略的に形成し、全国の基礎自治体が対人サービスを持続可能に提供していく仕組みが必要との認識に基づき、新たな広域連携制度の仕組みの創設や大都市制度の見直しを行うべき旨の第30次地制調答申が行われた。

改正法は、この答申を踏まえ、

- ①新しい広域連携制度の創設(連携協約制度の創設、事務の代替執行制度の創設)
- ②指定都市制度の見直し
- ③中核市制度と特例市制度の統合

に加えて、平成25年2月15日付総務省行政評価局長のあつせんを受けて、

- ④認可地縁団体が所有する不動産の登記の特例の制度の創設
- が盛り込まれている。

2. 国会審議の状況

改正法案は、平成26年(2014年)3月18日に閣議決定され、同日第186回国会に提出された。

衆議院においては、4月10日に本会議において趣旨説明・質疑が行われた。改正案は重要広範議案として位置付けられており、4月22日の質疑は、安倍内閣総理大臣の出席のもとで行われた。4月24日の参考人質疑では、東京大学名誉教授西尾勝氏、埼玉県知事上田清司氏、大阪市長橋下徹氏らが意見陳述を行った。こうした審議を経て、4月24日の衆議院

総務委員会の採決では、賛成多数(賛成：自由民主党、民主党・無所属クラブ、日本維新の会、公明党、みんなの党。反対：共産党)をもって可決し、4月25日に衆議院本会議で可決され、参議院に送付された。また、日本維新の会から、総合区長を公選とする修正案が提出されたが、反対多数で否決された。

参議院では、5月13日に総務委員会において提案理由説明が行われ、5月15日、20日に総務委員会において質疑が行われた。5月20日の参考人質疑では、明治大学教授碓井光明氏、奈良県知事荒井正吾氏、大阪大学教授北村亘氏が意見陳述を行った。5月20日の参議院総務委員会における採決では、賛成多数(賛成：自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、日本維新の会、結いの党、みんなの党、社会民主党・護憲連合、生活の党。反対：共産党)をもって可決され、参議院本会議においても可決され、成立した。以下、改正法の規定内容について説明する。

3. 新しい広域連携制度の創設

(1) 経緯・趣旨

(a) 第30次地制調答申

第30次地制調答申では、人口減少社会にあっても基礎自治体のサービスを持続可能な形で提供する方策として、三大都市圏とそれ以外の地方圏の2つに分け、地方公共団体が相互に連携して、必要な行政サービスを提供できるようにすべきとされた。

具体的には三大都市圏以外の地方圏では、

①連携中枢都市圏の形成

②定住自立圏の取り組みを一層促進

③広域連携が困難な自治体は、都道府県による補完

が選択肢とされ、これに対し、三大都市圏は、同程度の規模・能力がある都市の間で、水平・相互補完的、双務的な役割分担を促進すべきとされた。

また、広域連携を一層進めていくために、現行の事務の共同処理制度に加え、弾力的な広域連携の制度を設けること、柔軟な連携が可能とする仕組みづくりを制度化すべきであるとの答申が取りまとめられた。改正法では、この答申を受けて、連携協約制度と事務の代替執行制度が新たに設けられた。

(b) 連携協約制度

改正法では、国家間の条約のように、地方公共団体間で「連携協約」を締結できる仕組みが新たに導入された。連携協約の特徴としては次の点が挙げられる。

①地域の実情に応じ地方公共団体間で締結できる。

→地方公共団体間の事務分担、政策の役割分担等の自由性

②一部事務組合や別組織を作らない

→簡素で効率的な相互協力

③議会の議決を経て締結。紛争解決の手続き

→団体間で安定的・継続的に連携が可能

(c) 事務の代替執行制度

これは、小規模な市町村の広域連携が困難な場合は、都道府県が事務の一部を代行することができるもので、市町村優先の原則や行政の簡素化・効率化という事務の共同処理制度の趣旨に留意した制度となっている。今回創設された事務の代替執行制度は、市町村と都道府県のみならず、市町村相互間でも活用できる。

(d) 新たな制度の活用に向けて

平成 26 年度(2014 年)の総務省の事業として、国が積極的に支援して、地方公共団体とともに先行的モデルを構築する「新たな広域連携モデル構築事業」が進められている。

具体的には、連携中枢都市圏の形成に向けた連携について、盛岡市、姫路市、倉敷市、広島市、福山市、下関市と北九州市、北九州市、熊本市、宮崎市の 9 事業が行っている。

例) 「福山市・備後圏域」

- ・圏域市町村：岡山県：笠岡市、井原市
広島県：三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅町、神石高原町
- ・圏域人口：875,682 人（うち福山市 461,357 人）
- ・圏域面積：2,509 平方キロメートル
- ・主要産業：鉄鋼、輸送用機械器具、プラスチック製品、電子部品・デバイス、繊維、特産物（レモンなどの柑橘類、たこ、瀬戸内の小魚）
- ・圏域の特長：中国地方における交通・物流機能の拠点（自動車道の結節点、福山港、広島空港、山陽新幹線）、ものづくりを中心とする産業拠点

そして、条件不利地域における都道府県による市町村の補完について、鳥取県、大分県の 2 事業がそれぞれ委託事業として実施されている。

例) 鳥取県(日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町)

大分県(姫島村、九重町)

(2) 連携協約制度の創設（改正地方自治法 252 条の 2）について¹

①連携協約の内容と締結手続

- ・第 1 項：普通地方公共団体（A）は、当該普通地方公共団体（A）及び他の普通地方公共団

¹ 寺田雅一・浦上哲朗「地方自治法の一部を改正する法律について（上）」
『月刊地方自治』 801 号 40 頁 2014 年

体（Ｂ）の区域における当該（Ａ）及び当該（Ｂ）の事務の処理に当たっての当該（Ｂ）との連携を図るため、協議により、当該（Ａ）及び当該（Ｂ）が連携して事務を処理するに当たって基本的な方針及び役割分担を定める協約（連携協約）を当該（Ｂ）と締結することができる。

- ・第２項：連携協約を締結したときは、その旨及び当該連携協約を告示する。

都道府県が締結したものを総務大臣、その他のものを都道府県知事に届け出なければならない。

- ・第３項：連携協約は、地域の実情に応じて地方公共団体間で協議し、議決を経て締結することができる。

- ・第４項：連携協約を変更又は廃止する場合の手続も３項と同様である。

締結手続に関しては、連携協約では記載事項に関する詳細な規定は置かれていない。その理由は、地域の実情に応じた柔軟な運用を可能とするためである。

規定の具体例としては、どの団体が何の事務をどのように処理するか、費用負担、当事者間の協議、事務処理状況の報告の仕組み、連携協約の変更や廃止の手続き等が挙げられる。

②連携協約の効果

- ・第６項：連携協約を締結した普通地方公共団体（Ａ）は、当該連携協約に基づいて、当該連携協約を締結した他の普通地方公共団体（Ｂ）と連携して事務を処理するに当たって当該（Ａ）が分担すべき役割を果たすために必要な措置を執るようにしなければならない。

「必要な措置」の例には、当事者である各普通地方公共団体が連携協約に定める役割分担に基づき各種の事務を遂行するため、民法上の請負契約を締結したり、関係条例を制定したりするほか、事務の委託等の規約を定めることが想定される。

つまり、連携協約とは二つの地方公共団体が議会の議決を経て締結する双務的な効果を持つ連携の仕組みとされている。

③連携協約の活用

連携中枢都市圏における圏域の中心都市が、経済・社会・文化又は住民生活等において密接な関係を有する異なる都道府県の区域に所在する市町村との間で締結するケースがある。

実施例としては、広島県福山市が連携中枢都市となり、三原市・尾道市・府中市・世羅町・神石高原町・岡山県の笠岡市・井原市が参加する備後圏域連携中枢都市圏がある。

また、条件不利地域の市町村が都道府県との間で締結する場合もある。

④既存の事務の共同処理制度との関係

連携協約に基づき、事務の委託等により事務の共同処理を行う場合は、地方自治法等に定められているそれぞれの事務の共同処理制度の規定に基づき規約を定める必要がある。

しかし、連携協約とその他の規約を一体的に協議し、これらについて併せて議会の議決を経るなど、運用上の工夫を行うことが可能であるとされている。

(3) 事務の代替執行に関する規定（改正地方自治法第 252 条の 16 の 2）について

・第 1 項：普通地方公共団体（X）は、他の普通地方公共団体（Y）の求めに応じて、協議により規約を定め、①当該他の普通地方公共団体（Y）又は②当該他の普通地方公共団体（Y）の長若しくは③同種の委員会若しくは④委員の名において、管理し及び執行することができる。

・第 3 項：協議により規約を定めるに当たっては、関係地方公共団体の議決が必要であり、規約を定めた場合は、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県が定めたものを総務大臣に、その他のものを都道府県知事に届け出なければならない。

・第 2 項：事務の代替執行をする事務の変更又は事務の代替執行の廃止の場合の手続も協議しなければならない。

【例 1】事務の代替執行制度の具体的な活用例

①A 村の村道の維持管理の事務を C 県が代替執行する場合、

(ア) C 県の専門的な技術を活用できる

(イ) C 県道と併せた効率的な管理が可能

(ウ) A 村の基準で維持管理を行う

という 3 つの効果がある。

一方で、事務の委託制度を活用した場合では、(ア) 及び (イ) は事務の代替執行制度と同様であるが、(ウ) については C 県道の基準で維持管理を行うこととなる。

続いて、②A 村の住民の要介護認定の事務を B 市が代替執行する場合、

(ア) B 市職員の専門的な知見を活用できる

(イ) 多数の事例を蓄積することで、より公平な認定ができる

(ウ) A 村も B 市の認定事務を監視することができる

という 3 つの効果がある。

一方で、協議会の制度を活用した場合では、(ア) 及び (イ) では、協議会は別組織を設けるため、事務の代替執行の場合と同様のことが言えると指摘されている。

しかし、(ウ) については、A 村は B 市の認定事務を監視することができないこととなる。

事務の代替執行の規約（改正地方自治法第 252 条の 16 の 3）には、

①事務の代替執行をする地方公共団体及びその相手方となる地方公共団体

②代替執行事務の範囲と管理・執行の方法

③必要な経費の支弁方法

④事務の代替執行に関し必要な事項

が定められている。

事務の代替執行制度を活用するに当たっては、1 つ目に代替執行事務の処理は関係地方公共団体間で適切に意思疎通が図られるようにすること、2 つ目に代替執行事務の処理状況の報告や、代替執行事務の処理方法についての協議を定期的に行うことを規約に定めておく

こと、3つ目に地方公共団体の議会は、代替執行事務の処理状況について必要な調査・審査等を行うことが必要とされている。

代替執行事務の管理及び執行の効力（改正地方自治法第252条の16の4）としては、

- ・「普通地方公共団体（X）が①他の普通地方公共団体（Y）又は
- ②他の普通地方公共団体（Y）の長若しくは③同種の委員会若しくは④委員
- の名において管理し及び執行した事務」
- の管理及び執行は、①' 当該他の普通地方公共団体（Y）の長又は
- ②' 同種の委員会若しくは③' 委員

が管理し執行したものとしての効力を有するとしている。

一方で、事務の委託（地方自治法第252条の14）の場合では、受託した地方公共団体は、受託事務の範囲において自己の事務として処理する権限を有することとなり、委託をした普通地方公共団体は、委託の範囲においてその権限がなくなることとなる。

【例2】事務の代替執行制度と事務の委託制度の違いの具体例

〈1〉X県がY村の求めに応じて事務の代替執行を行う場合

〈2〉X県がY村から事務の委託を受ける場合

- ① 〈1〉では、事務権限が Y村に残る
- 〈2〉では、事務権限がY村に残らない
- ② 〈1〉では、Y村の基準により X県が事務を処理する
- 〈2〉では、X県の基準によりX県が事務を処理する

【事務の代替執行における具体例】

(1) Y村長：実際にはX県の手によって処理される事務についてチェックし、Y村の村民及びその代表であるY村議会に対する責任を全うする。

例えば、X県に対して定期的な報告を求めることや、X県と定期的に協議することが挙げられる。

(2) Y村議会：事務の委託の場合は議会のチェックは及ばない。しかし、事務の代替執行では、適切にチェック機能を果たす必要がある。

例えば、Y村長に対し、X県が代替執行している事務の状況についてどのように把握しているかをチェックすることを求めたり、X県の事務の処理状況について必要な調査・審査を行ったりすることが挙げられる。

必要な場合には、X県に対し、議会への出頭を求め、代替執行事務の処理状況について説明を求めることも考えられる。

第3節 自治体戦略 2040 構想研究会第一次報告について

本節では、我が国の人口減少問題がもたらす影響を認識するために「自治体戦略 2040 構想研究会」の第一次報告について説明する。我が国全体の人口減少問題の現状として、平成 21 年（2009 年）に 1 億 2,808 万人がピークを迎えたが、2040 年に 1 億 1,092 万人になる見込みで、団塊の世代に加え、団塊ジュニア世代も高齢者になる。

近年の出生数は年間 100 万人に満たない。この世代が 2040 年に 20 歳になる。つまり、人口ピラミッドが棺桶型になり、三大都市圏でも急速に高齢化が進むことが予測される。

これに対し、我が国全体のレジリエンスを高めるため、総務省において「自治体戦略 2040 構想研究会」が設置された。同研究会の第一次報告について、以下 1 において、2040 年頃を見据えた自治体戦略の必要性について述べる。次に 2 では、同報告について、2040 年頃までの個別分野と自治体行政の課題を列挙する。3 では、2040 年にかけて迫りくる我が国の内政上の危機とその対応を整理する。

1. 2040 年頃を見据えた自治体戦略の必要性

我が国における少子化による急速な人口減少と高齢化は、「未曾有の危機」であり、地方創生施策との関係では、長期的に人口減少に向き合う必要性がある。また、世界の人口との関係では、人口減を補うペースで外国人が増加するとは想定しにくい。経済面では、AI 等の技術革新を人口減少社会において、大胆に取り入れる必要性がある。自治体については、持続可能な住民サービスを提供し続けることが今後困難になってくるが、高度経済成長期に整備したインフラや公共施設は更新時期を迎えるため、「21 世紀中盤の社会経済に対応する新たな行政ストラクチャーを構築するチャンスである」とも考えられる。つまり、「人口減少時代に合った新しい社会経済モデル」を検討する必要性がある。

2. 2040 年頃までの個別分野と自治体行政の課題

2040 年頃までの個別分野である子育て・教育、医療・介護、インフラ・公共施設、公共交通、空間管理、治安・防災、労働、産業、テクノロジー（ICT、ロボット、生命科学）と自治体行政の課題を列挙する。また、2040 年頃にかけて迫りくる我が国の内政上の危機とその対応策と 2040 年頃を見据えた自治体戦略の基本的方向性について説明する。

（1）個別分野の課題

（a）子育て・教育分野

子育て分野では、5 歳未満人口（図表 2-3-1 参照）、5～14 歳人口（図表 2-3-2 参照）も減少傾向で、社会の変化に即した子育て環境の整備が必要となる。また、幼稚園のニーズは減少傾向にあり、保育園ニーズは増加傾向にある。

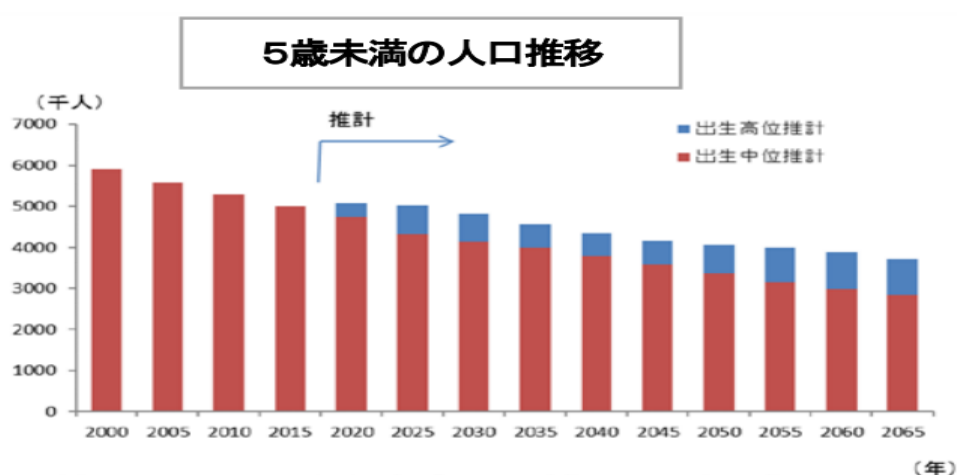
初等中等教育分野では、年少人口は、2015 年から 2040 年にかけて 401 万人減少すると見

込まれ、今後、大量採用した世代の定年退職に伴う新規採用で、教員の年齢構成がいびつになる。

また、児童生徒数の減少により、小規模校や廃校が増加し、子供たちが未来の創り手として求められる資質・能力が変わる。

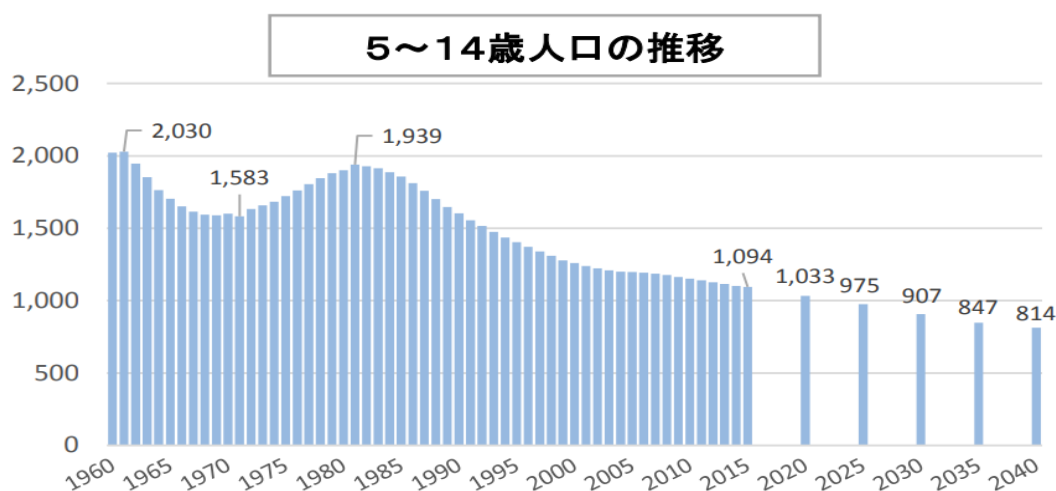
高等教育分野では、18 歳人口の減少に伴う大学進学者数の減少するため、地方の私立の小規模大学は経営が厳しく、大学進学率が低い地方圏において、高等教育を受ける機会の更なる喪失につながるおそれがある。

【図 2-3-1】



出典：自治体戦略 2040 構想研究会 第一次報告

【図 2-3-2】



出典：自治体戦略 2040 構想研究会 第一次報告

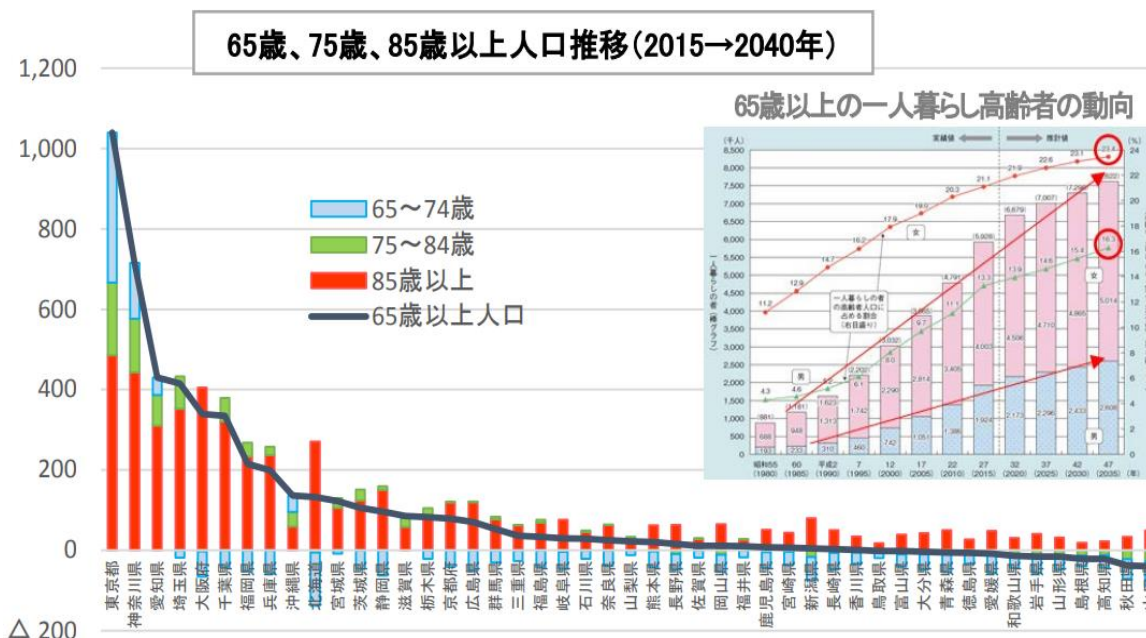
(b)医療・介護分野

まず、東京圏を中心に、高齢者(特に医療・介護のニーズが高まる85歳以上)が2040年にかけて増加していき(図2-3-3参照)、各都道府県で医療と介護のニーズが増加する。特に、東京圏では、入院・介護需要の増加率が最も高くなると見込まれているため、東京都が最も他県への依存度が高く、県境を越えて介護施設が利用されることが予想される(図2-3-4参照)。

2025年時点で、介護人材の需要ギャップは、37.7万人まで拡大すると見込まれる。また、高齢者が急増する東京では、家族や地域の支えが弱いため、1人暮らし高齢者が増える。そのため、地域包括ケアシステムが機能することが望ましいが、そのためには「住まい」の確保が前提になる。

さらに、医療提供体制に関して特筆すべきことは、男性は約7割、女性は約9割が、70歳代後半から80歳代にかけて、自立度が低下し、85歳前後になると食事や排せつ、入浴等といった基本的日常動作に援助が必要になる。2025年に向けて、都道府県が策定する地域医療構想に沿って、高度急性期・急性期から回復期や在宅医療等に大幅な医療機能の転換を進めていくとされている。しかし、訪問医療に対応する医療機関の推移は、近年、微増にとどまっているため、今後の疫病構造の変化や高齢化により「治す医療」から「治し支える医療」への転換を推し進めていく必要がある。

【図2-3-3】



出典：平成28年版 高齢社会白書

【図表 2-3-4】

地域別の入院・外来・介護需要の将来見込み

	75歳以上人口(万人)					入院ニーズ(1日当たり, 万人)					外来ニーズ(1日当たり, 万人)					介護(サービス利用者, 万人)				
	2015年	2025年	2040年		対2015	2015年	2025年	2040年		2015年	2025年	2040年		2015年	2025年	2040年				
			対2015	対2025				対2015	対2025			対2015	対2025			対2015	対2025			
全国	1,646	2,179	32.4%	2,223	2.0%	133	152	14.1%	153	7.1%	787	798	1.4%	749	△6.1%	521	689	32.3%	834	21.1%
北海道	78	102	30.5%	105	2.5%	8	10	16.2%	10	8.7%	31	30	△1.5%	27	△11.1%	24	32	32.4%	39	21.0%
東北	138	161	17.1%	166	4.0%	10	11	7.7%	11	1.1%	55	54	△2.5%	46	△11.5%	43	53	21.8%	62	16.4%
北関東	87	116	33.9%	121	4.0%	6	7	12.1%	8	5.8%	39	39	△0.5%	36	△8.3%	25	32	28.5%	40	23.6%
南関東(一部三県)	397	572	44.1%	602	5.3%	27	33	21.8%	38	14.0%	212	223	5.2%	221	△6.8%	118	172	45.0%	219	27.5%
埼玉県	76	118	53.9%	120	1.8%	5	7	24.6%	6	13.5%	41	43	4.6%	41	△4.4%	21	32	51.5%	42	28.5%
千葉県	72	108	51.0%	110	1.2%	5	6	21.9%	6	10.6%	35	36	3.0%	33	△6.4%	20	30	49.8%	38	28.3%
東京都	147	198	34.3%	214	8.2%	11	13	19.8%	15	15.5%	83	87	5.5%	89	2.5%	46	63	37.9%	79	25.7%
東京都都区部	99	130	31.5%	141	8.7%	7	8	18.8%	10	15.7%	56	59	5.4%	61	3.5%	31	41	35.3%	52	24.8%
東京都市町村部	49	68	40.0%	73	7.1%	3	4	21.8%	5	15.2%	27	28	5.8%	29	0.3%	15	22	43.2%	27	27.3%
神奈川県	102	149	46.2%	159	7.2%	6	8	22.5%	9	14.3%	54	58	6.8%	58	0.2%	32	47	47.7%	60	29.6%
中部	284	370	30.6%	371	0.2%	19	22	12.3%	23	5.7%	127	128	0.3%	119	△6.6%	86	112	29.8%	135	20.3%
近畿	287	395	37.5%	398	△1.8%	23	27	16.3%	29	6.4%	149	151	1.5%	141	△6.6%	99	135	35.8%	159	18.3%
中国	110	138	25.2%	132	△4.4%	10	11	10.1%	11	3.1%	50	49	△1.1%	45	△9.8%	37	46	23.2%	52	14.3%
四国	62	74	20.6%	71	△4.2%	6	6	6.0%	6	△0.2%	28	25	△3.4%	22	△13.0%	20	24	16.4%	27	12.4%
九州	203	249	22.5%	255	6.4%	23	26	11.0%	28	6.1%	97	97	0.7%	90	△7.3%	67	83	24.6%	101	21.1%

出典：日本創成会議 首都圏問題検討分科会「東京圏高齢化危機回避戦略 図表集」

(c) インフラ・公共施設

高度経済成長期以降に整備された、道路、橋梁やトンネル、河川、水道、港湾等のインフラが整備・更新の時期を迎え、老朽化したインフラや公共施設が大幅に増加する(図 2-3-5 参照)。2040 年の人口動態を見据え、どのインフラ・公共施設をどのような手法で整備・更新するか検討しなければならない。

都市部・地方部ともに、2050 年には非居住地化する地域が出てくることが見込まれており、こうした地域の維持管理が問題となってくる。例としては、人口減少下では、公営企業(水道)の料金が上昇するおそれがある。そのため、小規模市町村を含め、社会資本の維持管理・更新業務を実施する体制の確保する必要がある。

【図 2-3-5】

社会資本の老朽化の現状

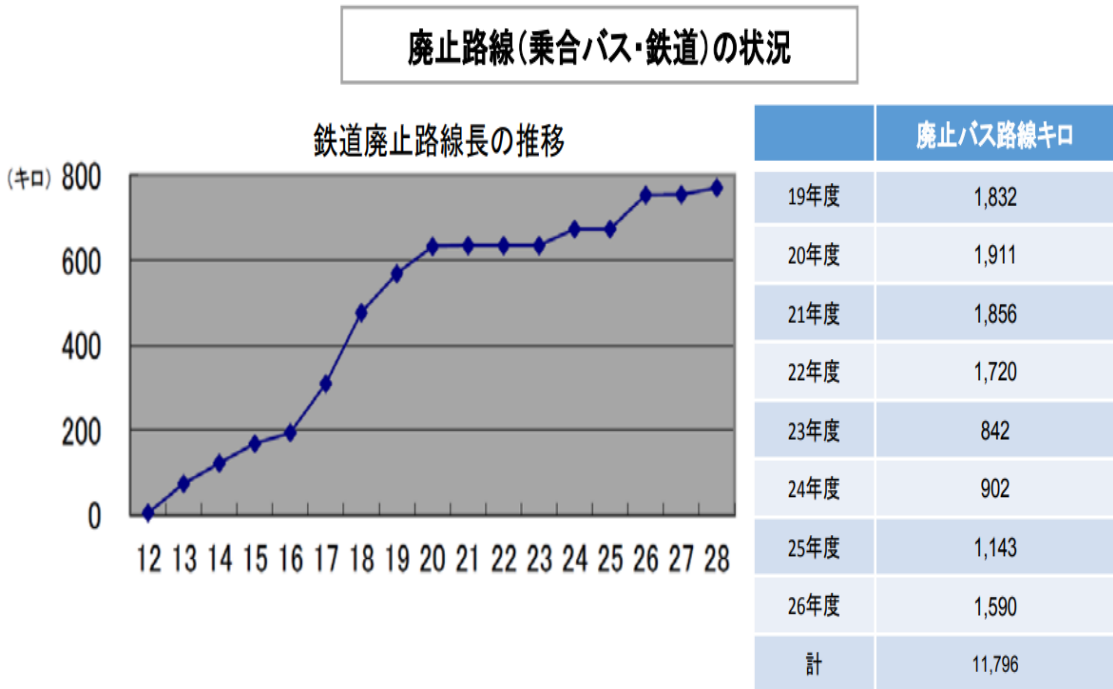
《建設後50年以上経過する社会資本の割合》

	H24年3月	H34年3月	H44年3月
道路橋 〔約40万橋 ^{注1)} (橋長2m以上の橋約70万のうち)〕	約16%	約40%	約65%
トンネル 〔約1万本 ^{注2)} 〕	約18%	約31%	約47%
河川管理施設(水門等) 〔約1万施設 ^{注3)} 〕	約24%	約40%	約62%
下水道管きよ 〔総延長:約44万km ^{注4)} 〕	約2%	約7%	約23%
港湾岸壁 〔約5千施設 ^{注5)} (水深-4.5m以深)〕	約7%	約29%	約56%

出典：自治体戦略 2040 構想研究会 第一次報告

また、公共交通機関も人口減少による影響は大きくなっていく。特に、地方圏では、乗合バス・鉄道の廃止路線の増加が見込まれる(図 2-3-6 参照)。札幌、仙台、広島、福岡以外の地方都市の多くは、鉄道・バスへの依存度が低くなっていく。今後、主要な利用者である高校生が減少すると、さらに民間事業者の経営環境が悪化するおそれがある。また、65 歳以上の方の運転免許証の自主返納件数は増加傾向にあることから、地方においては、移動手段を持てなくなる高齢者が増加することから、移動手段の確保が必要となる。

【図 2-3-6】



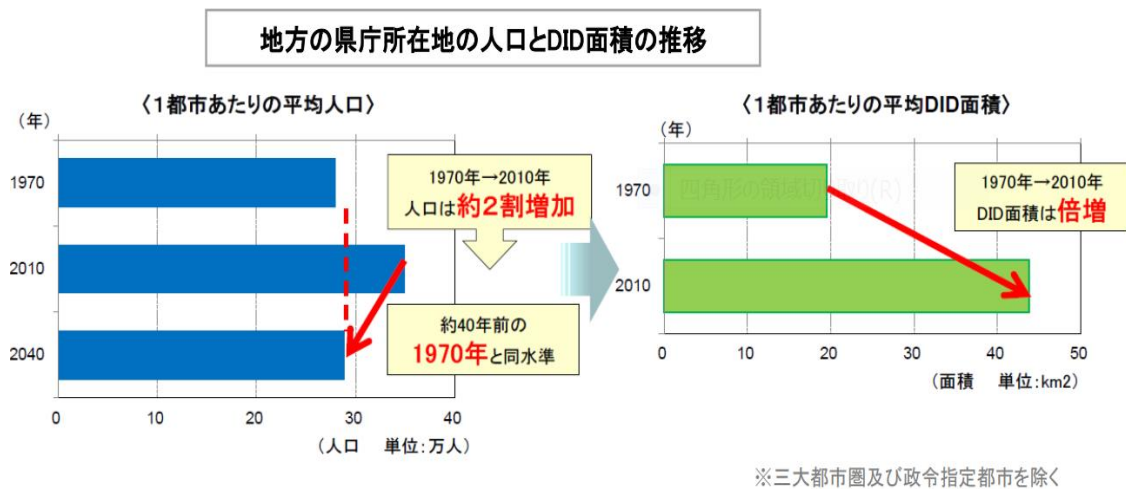
出典：自治体戦略 2040 構想研究会 第一次報告

(d) 空間管理

空間管理分野では、人口減少により空き家・空き地が時間的・空間的にランダムに発生する「都市のスポンジ化」が進行し、三大都市圏や政令市を除く県庁所在地では、DID(人口集中地区)面積は、人口の伸びを上回るペースで拡大し、DID の人口密度は低下する(図 2-3-7 参照)。

中山間地域では、外部支援が大きく減少することが想定されるため、集落機能の維持が困難になるような低密度化が発生するおそれがある。具体例としては、空き家や所有者不明土地、耕作放棄地の増加が見込まれる。

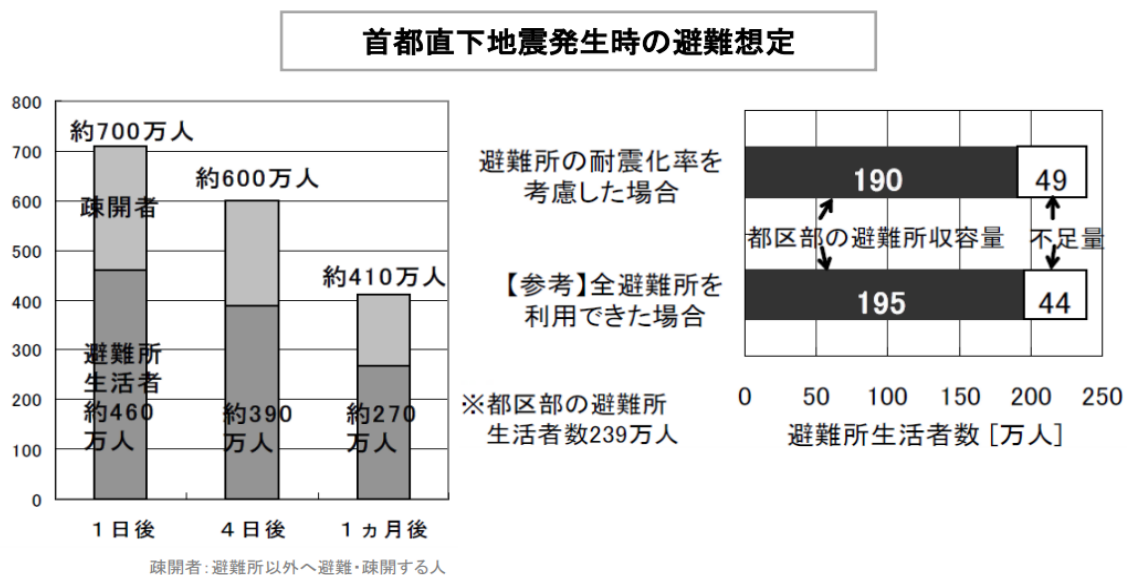
【図表 2-3-7】



出典：自治体戦略 2040 構想研究会 第一次報告

治安・防災の面では、首都直下地震（M7 クラス）と南海トラフ地震（M8～9 クラス）が想定され、発生確率は今後 30 年以内に 70%程度あると言われている。首都直下地震発生時には、避難所生活者が最大約 460 万人発生し、東京都 23 区内では収容力が不足する（図表 2-3-8 参照）。東京都 23 区全体で避難を実施しても収容力が不足し、多摩地区や近隣県への避難が必要となる。

【図表 2-3-8】



出典：内閣府首都直下地震避難対策等専門調査会報告

(e) 自治体行政の課題

自治体行政の課題としては、経営資源の変化により現在より少ない職員数での行政運営が必要となる。また、社会保障に係る経費(民生費)や老朽した公共施設・インフラの更新に要する費用(土木費、農林水産費、教育費)の増大が想定される。これまでの地方行革における定員削減によって、人件費は減少したが、今後は公務員として、いかに良質な人材を確保・育成するか等職員体制の整備も課題となる。

歳入においては、所得や地価が減少・下落すれば、地方税収が益々減ることが予想される。したがって、行政サービスを維持するための財源確保をするために、国・地方を通した国民負担に係る合意形成が必要となる。いずれにせよ、持続可能な行政体制の構築が必要となる。

3. 2040 年頃にかけて迫り来る我が国の内政上の危機とその対応²

(1) 若者を吸収しながら老いていく東京圏と支え手を失う地方圏

東京圏をはじめとする三大都市圏で高齢化が急速に進み、医療・介護需要が急増することにより、地方圏からその需要を支える人材を吸収することとなれば、その結果として地方圏の支え手が失われると指摘されている。

また、東京圏は入院・介護ニーズの増加率が全国で最も高いとされるため、医療介護人材が地方から流出するおそれがあると指摘されている。

そこで、元気な高齢者が支援を必要とする高齢者の支え手に回る仕組みや圏域内の自治体が連携した医療・介護サービスの供給体制の整備を検討する必要があるとされている。

さらに、AI による診断など技術革新の成果を積極的に導入し、支え手不足を緩和する取組も進めていく必要があるとしている。

加えて、東京圏には子育ての負担感につながる構造的要因が存在し、少子化に歯止めがかからないおそれがあると指摘されている。そこで、共働き社会に対応した保育サービス、より安定的な就労環境とワークライフバランス、長時間通勤を減らす職住環境など、複合的な少子化対策が必要であると指摘されている。

他方で、地方圏では、生産拠点の海外移転等により製造業が衰退する一方、労働集約型サービス業が多く立地し、労働生産性は低い状態にあるとしている。

そこで、ワークライフバランスを実現しやすい地方圏へ移住しやすくする環境の整備が必要であると記されている。

中山間地域等では、集落機能の維持や耕地・山林の管理がより困難になるため、集落移転を含め、地域に必要な生活サービス機能を維持する必要があるとされている。

² 自治体戦略 2040 構想研究会「自治体戦略 2040 構想研究会第一次報告」平成 30 年（2018 年）4 月

(2) 標準的な人生設計の消滅による雇用・教育の機能不全

男性世帯主が雇用者として生活給を得、専業主婦と子どもの世帯を支える従来の世帯主雇用モデルは、標準的なものではないと指摘されている。そこで、男性も、女性も、ともにライフステージに対応し、イノベーションをもたらす起業も含め、無理なく活躍できる柔軟な就労システムの構築が必要になるとしている。

また、活躍し続けたいと思う女性や高齢者、就職氷河期世代等の不安定な就労環境にある人々が就労の場が得られるような受け皿づくりが必要となるとしている。

今後、若者の労働力は希少化するため、公・民や組織の枠を超えた人材確保が必要であるとしている。

さらに、共助の領域を広げ、多様なバックグラウンドを持つ様々な年齢層の人々が多様なスキルを身につけながら、力を発揮することができるようにするための新たなスキームと就労モデルの構築が必要であると指摘される。

教育の面では、質の低下が技術立国として、国際競争での遅れにつながるおそれがあるとされている。

そこで、量的ニーズの減少を質の向上の契機と捉え、良質な施設を残しつつ適正な配置を行い、質の高い教職員を確保し、子どもたちに充実した教育環境を提供することが必要であるとされている。

また、学び直しや高度な STEM（科学・技術・工学・数学）教育の場として、地方において洗練された高等教育機関を確保することが目指されるとしている。

さらに、18 歳人口の減少により、地方の大学数の減少につながるおそれがあるとされている。地方圏における大学の自然的な淘汰が、大学進学率の低い地方圏での高等教育を受ける機会の更なる喪失につながることであれば、地方圏の若者の可能性を奪うこととなりかねないと指摘されている。大学は生涯を通じて、時代に必要とされる新たな知識・能力を獲得する学び直しの場になりうるとされている。

(3) スポンジ化する都市と朽ち果てるインフラ

多くの都市では、「都市のスポンジ化」が顕在化するおそれがあると指摘されている。「都市のスポンジ化」とは、空き家・空き地が時間的・空間的にランダムに発生することである。

その状態を放置すれば、加速度的に都市の衰退を招くおそれがあるとされている。

地域経済をけん引する都市機能や生活機能を確保するためには、人口 30 万人以上の商圏や生活圏域レベルの中で DID（人口集中地区）における一定の集積を維持する必要があるとされている。

また、人口増加局面に増加した防災上安全性の低い地域や高齢者の交通手段に欠く地域での居住のリスクが治安面の悪化を含め、顕在化するおそれがある。

居住のリスクを減らすためには、より安全で、医療や介護・買い物などの生活機能が近隣で維持された空間に集住することで、自然災害リスクを減少し、高齢者にも住みやすい空間

を形成するとされている。警察力・消防力の効率的な運用により、治安・救急面での安心も確保できるとしている。

さらに、高度経済成長期以降に整備されたインフラが老朽化し、更新投資が増加するおそれがあると指摘されている。

4. 2040 年頃を見据えた自治体戦略の基本的方向性

2040 年頃にかけて迫り来る危機を乗り越えるべく、国だけではなく地方自治体も、持続可能な形で住民サービスを提供し続けられるようなプラットフォームであり続けなければならないとされている。

(1) 基本的な考え方

2040 年頃の自治体の姿は、住民が自らの意思で戦略的につくることができるものになると想定されている。

自治体が住民とともに建設的な議論に向かえるよう、国全体で共有できる長期的な戦略を早い段階で定め、住民にとって実感のできる選択肢を示す必要があると指摘されている。

(2) 今後の検討の方向性

個々の市町村が行政のフルセット主義を排し、圏域単位で、あるいは圏域を越えた都市・地方の自治体間で、有機的に連携することで都市機能等を維持確保する必要があるとされている。

それに伴い、県と市町村が一体となって様々な施策を展開して地域を守ろうとする動きがある。

今後、都道府県・市町村の二層制を柔軟化し、それぞれの地域に応じた行政の共通基盤の構築を進める必要があるとしている。

一方で、公・共・私のベストミックスによる社会課題の解決が求められるとされている。

また、活躍の場が必要な人々が多様な働き方ができる受け皿を作り出す方策について検討が必要とされる。

さらに、これまで自治体が個々にカスタマイズしてきた業務プロセスやシステムは、大胆に標準化・共同化し、ICT の活用を前提とした自治体行政を展開する必要があると指摘されている。

第4節 自治体戦略 2040 構想研究会第二次報告について

「自治体戦略 2040 構想研究会」において、前節の第一次報告の後に、更に議論を進め、その成果をとりまとめたものが平成 30 年（2018 年）7 月に「自治体戦略 2040 構想研究会第二次報告」³として公表された。

1. 第一次報告を踏まえた自治体行政の基本的方向性

2040 年頃にかけて迫りくる我が国の内政上の危機と、その対応の在り方について以下 3 点に整理している。1 点目は、若者を吸収しながら老いていく東京圏と支え手を失う地方圏として整理している。東京圏をはじめとする三大都市圏での高齢化による医療介護需要の増大と、その需要を支える人材を吸収することになれば、結果として地方圏の支え手が失われることになる。2 点目は、標準的な人生設計の消滅による雇用・教育の機能不全として整理している。男性世帯主が雇用者となり専業主婦と子供の世帯を支えるという「世帯主雇用モデル」が人生設計の標準的でなくなり、そのような人生設計を前提として構築された雇用と教育の仕組みが本来果たすべき機能を果たせないようになる。3 点目は、スポンジ化する都市と朽ち果てるインフラとして整理している。既に顕在化しつつある「都市のスポンジ化」が本格的に進行し、都市機能が弱体化するとともに、インフラ・公共施設の集約・更新が十分進まずに老朽化していくことになるとしている。

これらの課題を乗り越えるために、下記 5 点に基本的方向性として整理している。1 点目は、自治体の在り方として単なるサービス・プロバイダーから脱却し、公・共・私が協力し合う場を設定する「プラットフォーム・ビルダー」へと転換することが求められるとしている。2 点目は、個々の市町村がフルセット主義を排し、圏域単位を越えた都市、地方の自治体間で有機的に連携することで都市機能を維持していくことが必要となる。3 点目は、都道府県・市町村の二層制を柔軟化し、それぞれの地域に応じた行政の共通基盤の構築を進めていく必要があるとしている。4 点目は、東京圏の大きな行政課題に対処していくためには、東京圏全体のサービス供給体制を構築していく必要があるとしている。最後に 5 点目として、これまで自治体が個々にカスタマイズしてきた業務プロセスや業務システムについて、標準化・共同化・ICT 化を図り自治体行政を展開する必要がある。

2. 2040 年頃を見据えた自治体行政の課題

上記の方向性を受けて、以下、スマート自治体への転換、公共私による暮らしの維持、圏域マネジメントと二層制の柔軟化、東京圏のプラットフォームについてそれぞれの取組の必要性をまとめている。

³ 自治体戦略 2040 構想研究会「自治体戦略 2040 構想研究会第二次報告」平成 30 年（2018 年）7 月

(1) スマート自治体への転換

自治体行政の標準化の必要性という観点から、今後自治体の経営資源が制約されていく中で法令に基づく公共サービスを的確に実施するために、AI やロボティクスなどの「破壊的技術」を積極的に活用していく必要がある。自動化や省力化を図り、より少ない職員により効率的な事務処理ができる体制の構築が欠かせない。

次に、自治体の情報システムの現状と課題という観点から、自治体の基幹業務に関する情報システムをクラウド化していく必要がある。しかし、現在の自治体間の基幹業務情報システムのクラウド化は平均「5 割」程度であり、特に人口 20 万人以上の都市では約 7 割がクラウド化を行っていない。但し、このクラウド化を図っていく上での解決策として、マイナンバー制度開始後は、情報連携の対象となる情報については全市町村で同じレイアウトとなる「データ標準レイアウト」を使用していることから、これがシステム共通化の基礎となり得るのではという指摘もある。

最後に、自治体間の業務プロセス共通化と AI・RPA（ソフトウェア・ロボットによる業務の自動化）の活用という観点から、自治体間の業務プロセスの共通化を図るため、AI や RPA などの実証実験に取り組む自治体が増加している。

(2) 公共私によるくらしの維持

住民生活におけるニーズは多岐にわたるが、公共私機能低下により自治体は経営資源の制約により従来の方法や水準で公共サービスを維持することが困難になっている。そこで、地域運営組織が継続的に活動できるように「人材」・「財源」・「ノウハウ」をいかに確保するかが課題となる。大都市部における地域課題としては、東京圏では都県境を越えて都市から同心円状に大規模団地が分布しており、今後局所的な人口減少や高齢化が想定されている。そのような中、高齢者の就業希望者と実際の労働内容とのギャップが顕在化してきている。例えば、シルバー人材センターのシニア会員の収入は「平均 35,811 円/月」であり、希望する労働内容と乖離している場合も多い。また、就職氷河期世代の労働問題が顕在化してきており、労働形態が非正規雇用であるため、年齢別有配偶者率や出生率（年齢別累積出生率）が低くなっている。外国人労働者が増加しているものの日本語が日常会話レベルに達していないなどの問題も発生している。一方、地方部における地域課題としては、地域課題の解決に向けた取り組みを継続的に実践する住民組織である地域運営組織が全国で 4,177 団体あるが、その多くが任意団体であるために、代表者個人への負担・不安感、任意団体であるために契約行為ができない、人材の確保などの問題が指摘されている。

(3) 圏域マネジメントと二層制の柔軟化

地方圏では、連携協約を活用した連携中枢都市圏等の形成、条件不利地域における都道府県による市町村の補完が推進されてきた。今後人口減少が進行することでこれらの枠組み

が困難になる可能性がある。また、都道府県が市町村と一体となって施策展開し市町村の補完をすることが望まれるが、現実はまだ少数派となっている。

(4) 東京圏のプラットフォーム

三大都市圏では 2040 年代にかけて高齢者が増加する。特に、東京圏が抱える課題に対する解決の方向性は、圏域全体で負担の分かち合いや利害調整を伴う合意形成の必要性が叫ばれている。例えば、高齢者介護や医療機関利用の現状として東京都周辺 3 県及び多摩地区から東京 23 区まで受診しに行ったり、高齢者が社会的な活動に参加したいというニーズに応えられていなかったり、首都直下地震への備えが不足している。こうした三大都市圏においては市町村合併が進展しておらず、連携協約の締結など広域連携も進んでいない。

3. 新たな自治体行政の基本的考え方

自治体の在り方を「人口縮減時代」のパラダイムに変換しなければならない。そのため、研究会で議論した 4 つの自治体行政のコンセプトを提示する。

(1) 「スマート自治体」への転換

人口減少が進行する中で、今後の自治体の在り方が問われている。破壊的技術を徹底的に使いこなし、AI・ロボティクスによって自動処理することにより、職員は企画立案業務や住民への直接的なサービス提供など職員でなければならない業務に注力するスマート自治体へ転換する必要がある。AI やロボティクスが処理できる事務作業はすべて任せることや、従来の「半分」の職員でも自治体が本来担うべき機能を発揮できる仕組みに変更する必要がある。また、自治体行政の標準化・共通化として、標準化された共通基盤を用いた効率的なサービス提供体制へ転換する必要や、自治体毎の情報システムへの「重複投資」をやめる必要がある。

(2) 「公共私」によるくらしの維持

自治体は新しい公共私相互間の協力体制を構築するプラットフォーム・ビルダーへ転換することが求められている。新しい公共私協力関係として、良質なアマチュアリズムを積極的に活用し「シェアリングエコノミー」環境を構築することが重要となる。また、くらしを支える担い手を確保する方法として、定年退職者、出産を機に退職した人や就職氷河期世代の「働ける仕組み」を構築することが必要となる。

(3) 「圏域マネジメント」と「二層制」の柔軟化

地域圏の 9 割以上の市町村は、今後人口減少が見込まれており、広域的な課題への対応力（地域のガバナンス）を高めていく必要がある。地方圏の地域マネジメントを高めるために、

圏域のガバナンスを高め、中心都市のマネジメント力を高めることが必要となる。また、「二層制」を柔軟化し、都道府県と市町村の機能を結集した行政の共通基盤の構築を進めることが求められる。都道府県と市町村の機能を「結集」した共通基盤構築、核となる都市がない地域では都道府県が市町村を補完・支援、専門職員の柔軟な活用などの仕組みを構築していく必要がある。

(4)「東京圏のプラットフォーム」

三大都市圏における急速な高齢化が今後我が国全体にとっての危機となる。今後、三大都市圏それぞれの最適なマネジメント手法として、近隣市町村との連携やスマート自治体への転換、地域ごとの最適なマネジメントの「枠組み」を考えること、圏域全体での負担の分かち合いや利害調整を伴う合意形成を図ることなどが考えられる。特に、東京圏では、医療介護サービス供給体制の構築、首都直下地震に備えた広域的な避難体制の構築、職住近接の拠点都市の構築などが考えられる。

第5節 これからの移住・交流施策の在り方に関する検討会報告書

平成28年（2016年）11月以降、総務省において「これからの移住・交流施策の在り方に関する検討会」が立ち上げられ、これまでの移住・交流施策を整理し、今後の在り方が検討された。

以下、検討会の報告書（平成30年（2018年）1月26日公表）について整理したい。

1. これまでの取組と成果

総務省は、これまで地域の活性化等に関する多くの取組を行ってきた。主な取組事例として、「過疎対策」、「地域おこし協力隊」、「子ども農山漁村交流プロジェクト」、「移住・交流の情報発信」、「新しい圏域の形成」が挙げられる。

「過疎対策」（昭和40年（1965年）代半ば～）は、高度経済成長期の地方圏から三大都市圏への大規模な人口流出に伴い発生した農山漁村における「過疎問題」の解決を目的に行われた。昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が制定されたことで、関係補助金や過疎対策事業債等による道路舗装率や水洗化率等の向上等、一定の地域格差の是正が図られた。

「地域おこし協力隊制度」（平成21年度（2009年度）～）は、直接的に都市から地方への人の流れを作ることを目的として、都市部の若者等が過疎地域等の条件不利地域へ移住し、地域協力活動を行いながら定住・定着を図ることを支援する仕組みである。総務省は、隊員の活動経費や募集経費等について地方公共団体に対する特別交付税による地方財政措置、地域おこし協力隊全国サミットや研修会の開催、サポートデスクの設置等を通じた隊員の活動支援を実施した。隊員数と取組団体数は、平成21年度（2009年度）の89名、31団体から、平成28年度（2016年度）の4,158名、863団体へと急速に拡大した。また、平成26年度（2014年度）末までに活動を終了した隊員のうち、約6割が同じ地域に定住し、同一市町村内に定住した隊員の約2割が起業した。このように、地域おこし協力隊は、地域に新しい発想や力を吹き込み、新しい仕事の創出にも繋がっている。

「子ども農山漁村交流プロジェクト」（平成20年度（2008年度）～）は、総務省、農水省、文科省、環境省の連携で、農山漁村における実地体験等を含む小学校が行う宿泊体験を支援する制度である。総務省は、地方財政措置等による地方公共団体のプロジェクト推進に係る取組の支援を実施した。また、これに類似した施策に「地域おこし企業人交流プログラム」がある。これは、地方への人の流れを創出することを目的として、三大都市圏に勤務する民間企業の社員に一定期間地方公共団体において地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらうという取組である。

「移住・交流情報ガーデン」（平成27年（2015年）3月～）は、移住関連情報の提供・相談支援の一元的な窓口として設置された。首都圏等の在住者が移住を考える際のきっかけとなる場所としての役割を果たしている。また、同じく移住関連情報を発信するイベントとしては、移住・交流推進機構（JOIN）共催移住交流フェア（平成25年度（2013年度）～）、総

務省独自のイベント（平成 27 年度（2015 年度）～）が挙げられる。さらに地方公共団体が独自に実施する創意工夫を凝らした移住・交流施策に対する特別交付税による地方財政措置（平成 27 年度（2015 年度）～）も始まった。

「新しい圏域の形成」は、地方圏における定住の受け皿を形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めることを目的とし、「集約とネットワーク」の考え方に基づき、地域連携による活力ある経済・生活圏の形成を推進するというものである。人口 5 万人程度以上の市を中心市とする「定住自立圏構想」（平成 21 年度（2009 年度）～）と、中核市以上の市を中心市とする「連携中枢都市圏構想」（平成 26 年度（2014 年度）～）に対しては、総務省が地方財政措置等を講じている。また、基幹集落を中心として圏域の日常生活支援機能の確保や地域資源を活用した産業の振興を目的とする「集落ネットワーク圏」（平成 28 年度（2016 年度）～）には、総務省が交付金等による取組支援のほか、集落ネットワーク圏等の事業を担う住民主体の地域運営組織の形成、運営等に対して地方財政措置を講じている。

その他、直近の取組としては、都市部の大学生等の若者が一定期間地方に滞在し、働きながら、地域住民との交流や学びの場等を通じて地域での暮らしを学ぶ「ふるさとワーキングホリデー」（平成 28 年度（2016 年度）～）、地方公共団体の取組をソフト面から支援し、三大都市圏のベンチャー企業を含めた民間企業等のサテライトオフィスのニーズに関する基本調査を実施するとともに、各地での企業によるお試し勤務を通じて地方公共団体が企業ニーズを実践的に把握し、地域の特性を生かした誘致戦略等を策定することを支援する「お試しサテライトオフィス」（平成 28 年度（2016 年度）～）、地方のサテライトオフィス等において都市部と同じように働ける環境を実現し、都市から地方への人や仕事の流れを促進する「ふるさとテレワーク」（平成 26 年度（2014 年度）～）が挙げられる。

以上のように、これまでの取組は、地域コミュニティ、市町村、広域連携等、様々なレベルにおける地域づくりへの支援のみならず、多様なターゲットに対して様々な切り口から地方への人の流れをつくる移住・交流施策を展開してきた。特に地域おこし協力隊の各地域での活躍等を見れば、条件不利地域における地域づくりの担い手としての成果が現れており、「田園回帰」の潮流に対しても一定の貢献をしたと評価できる。

今後の取組は、中長期的な視点を持ち、引き続き推進していくことが重要である。加えて、人々と地域との関わりの多様化を踏まえながら、人々の「ふるさと」への想いを地域づくりに生かす施策のさらなる充実が求められる。

2. 移住・交流、「ふるさと」との関わりの推進

人口減少や高齢化等が先行する地方は、人口の低密度化や生産年齢人口の大幅な減少がもたらす様々な課題に直面（特に過疎地域等では日常生活支援機能の低下という住民生活にかかわる課題が生じている）している。地域力の維持・強化を図るために、移住・交流施策を更に進めることで、地域づくりの担い手不足を解消し、これまで以上に地域外の人材の力を地域に取り込むことが必要となる。

また、国民一人一人が「ふるさと」に関わり、「思いを寄せる」「関わる」「思いを寄せる」という循環が「ふるさと」を支える。都市部には「ふるさと」を支える主体となりうる人材が相当数存在している。例えば、地域外の人材の分類として「近居の者」⁴、「遠居の者」⁵、「何らかの関わりがある者」⁶、「風の人」⁷が挙げられる。

こうした、地域外の人材と「ふるさと」との関わりを踏まえると、必ずしも移住・定住のみを目標とするのではなく、地域内外の人材が「ふるさと」との複層的なネットワークを形成することで、地域づくりに継続的に貢献できるような環境整備が重要と考えられる。

(1) 地域における諸課題と農山漁村の価値・役割

農山漁村には、安全・安心な食料や水の提供、国土の保全、災害の防止、地球温暖化の防止、都市住民へのやすらぎや教育の提供の場としての機能がある。これは、農山漁村の住民だけでなく国民全体の生活を支える極めて重要な公益的機能である。農山漁村の価値や豊かさは国民全体で享受しているので、国民全体が農山漁村の価値や役割を適切に認識・評価したうえで、農山漁村を支えていくことが求められる。

また、近年は人々のライフスタイルが多様化する中で、新しい仕組みを生み出し、変化を引き起こすことができる都市部の人材が農山漁村に流入している。そこでは地縁のない都市住民にとり新しいライフスタイルを通じて自己実現可能な場として、また、新しいビジネスモデルが生まれるイノベーティブな場として考えられるようになっている。

(2) 地域づくりの担い手

これからの地域づくりの中心を担うのは、地域住民である。

過疎地域等における地域コミュニティ・集落機能は、都市部と比べて多様な分野にわたるが、集落の小規模化・高齢化が進むなか、集落機能の維持が困難となっている地域もあり、生活支援サービス需要の増加とサービス提供機能の低下という課題に直面している。また、都市部においても人口減少・超高齢化社会の到来や地域住民のつながりの稀薄化等による地域コミュニティの衰退が課題となっている。

こうした状況の中、従前の自治会や町内会中心の地域コミュニティ機能を複数の集落を含む小学校区等の単位で集落ネットワーク圏を形成することや、地域住民やNPO、地域づくり団体等による地域運営組織を形成することで補完する取組が各地で展開している。

今後、地域づくりを自立的で継続的なものにするためには、地域住民の自覚と主体性を引き出しながら、自治会や町内会という地縁団体や多様な地域活動団体の今後の地域づくり

4 「その地域に地縁があり、かつ、近隣の市町村に居住する者」をいう。

5 「その地域に地縁があり、かつ、遠隔の市町村に居住する者」をいう。

6 「その地域に地縁がなく、かつ、過去にその地域での勤務や居住、滞在の経験等を持つ者」をいう。

7 「その地域に地縁がなく、かつ、ビジネスや余暇活動、地域ボランティア等をきっかけにその地域と行き来する者」をいう。

の担い手としてのそれぞれの役割を検討することが必要である。

一方、地域外からの移住者や地域外の人材も、地域づくりの担い手として重要な役割を果たしうる。これらの人材は、地域住民が気づいていない地域の魅力・価値を発見することができるため、地域は彼らとの交流を通じて刺激を受け、自信と誇りを取り戻すことが多い。また、地域外の人材が地域内の内発的エネルギーと結び付くことで地域の主体性を引き出し、地域づくりを継続的な活動にしていくことも期待できる。

このように、地域づくりを従来からの地域住民だけで担うことを考えるのではなく、移住者や地域外の人材も含め、地域内外の多様な担い手を広くつなぎ止め、活用することが重要である。

その実現のためには、多様性から生まれる地域内の温度差への対応も必要である。移住希望者の多くは、地域コミュニティへの参加よりも自分らしい暮らし方や働き方を期待して移住を検討している⁸。移住者を地域づくりの担い手として期待する地域と、それぞれのライフスタイルを楽しみたい移住者には地域づくりに対するスタンスにギャップが生じることが多くなっているため、地域づくりに際しては、この両者の相互理解と協働が重要になる。移住者においては、地域コミュニティの一員として責任を果たす意義を理解すること、地域においては、地域の諸活動が自立的で持続可能性のあるものとなるようにその実施方法等を工夫することが重要である。

こうした努力により、地域と移住者の相互理解と協働が進むことで、地域内における地域づくりにネガティブな層の底上げを図ることにもつながり、さらに、その地域にこれから移住する者がより円滑に移住できるような環境づくりにも寄与すると考えられる。

(3) 都市住民と「ふるさと」との関わりの多様化

近年、都市住民の農山漁村への移住願望が高まっている。都市住民への調査によると、都市住民のうち農山漁村地域に移住してみたいと考える者は、全体で 30.6%であった。また、都市住民の多くの者が、移り住む以外の方法で農山漁村地域と関わりを持ちたいと考えていることも判明した。さらに、出身県外居住者の出身市町村へのUターン希望は、年齢が若いほど高い傾向になっている。このことから、地縁はあるが遠隔の市町村に居住する「遠居の者」も将来的にUターンする可能性があり、地域づくりの担い手となり得ると考えられる。

このように、都市住民の農山漁村への移住願望や出身者のUターン希望は多いが、多くの人はすぐに移住できる状況にない。また、移住以外の関わりを求める者も一定数存在するほか、居住地以外にも、出身地、就学地や勤務地、ボランティア活動を通じて縁のできた地域等、人々が思いを寄せる地域が生まれるきっかけも多様になっている。

こうした、「ふるさと」との様々な関わりを地域づくりにつなげていくためには、現状で多様な立場で地域との関わりを持つ者の役割を認識しつつ、地域に新しい変化を作ってい

⁸ 「田園回帰」に関する調査研究会「都市部の住民の意識調査」平成 29 年（2017 年）1 月

く地域外の人材を巻き込み、その活躍の基盤を作っていくことが求められる。

(4) 移住・交流から、「ふるさと」との関わりの深化へ

人口減少や高齢化等が先行する地方において、地域力を維持・強化するためには、前述のように、多様な地域づくりの担い手の確保という観点からも、都市部からの移住・交流等、人口の流動性を増加させることが重要である。その際、長期的な「交流人口」でも短期的な「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる者である「関係人口」に着目することが必要である。

この「関係人口」に着目し、「ふるさと」に想いを寄せる地域外の人材との継続的かつ複層的なネットワークを形成し、地域へ貢献する人材の「ふるさと」との関わりを深め、継続させることが重要となっている。地域外の人材による資金や知恵、労力の提供は、地域内の内発的エネルギーと結び付きやすく、ここに地域再生の糸口がある。今後は、「近居の者」、「遠居の者」、「何らかの関わりがある者」、「風の人」との間に、それぞれの関わり方に応じたネットワークを形成することが求められる。

3. 今後の方向性

わが国は、人口減少局面に突入しており、現状の人口動態が継続すれば、地方圏での生産年齢の大幅減、三大都市圏での高齢者の大幅増が予想され、我が国全体の人口構成の不均衡が続く見込みである。その具体的な影響は、地域により様々であるが、それぞれの地域社会が安定し、人々が安心な暮らしを営んでいけるよう、持続可能な地域社会を形成する施策が求められている。

政府においては東京一極集中を是正し、地方への人・情報の流れを創出するため、様々な施策を講じており、一定の成果は現れているものの、現時点においては地方圏と東京圏の転出入の均衡までには至っていない。

一方、人々のライフスタイルが多様化し、「田園回帰」の動きが見られるほか、都市住民の農山漁村への移住願望が高まっている状況が見られた。しかし、多くの人は必ずしもすぐに移住できるような状況にはないことも併せて指摘された。

以上のような現状認識を踏まえ、移住・交流、「ふるさと」との関わりを推進する今後の在り方について議論を進め、次の3つの方向性が示された。

(1) 段階的な移住・交流を支援する

今後は、国民階層のライフスタイルの多様化に対応するとともに、将来の農山漁村への移住願望を実現する観点から、中長期的な対応が求められている。

将来的に地方移住を希望する者は、家庭環境や生活環境等により、実際に移住するまでには様々な段階（ステップ）を経るのが一般的である。したがって、移住希望先の地域においては、希望者との積極的な交流機会の創出が必要である。具体的には、地方公共団体において、移住希望者が地域との関わりを深めようとする段階的なニーズに対応する形

で、地域住民との協働により、施策を検討することが望ましい。移住希望者が、最終的な移住地を決めるまでには、一定の期間が必要であるため、地域外の者からの交流の入り口を増やすことや、地域住民との交流の機会を積極的に創出し、将来の移住定住を促すための仕組みづくりが有効であると考えられる。

また、ライフステージに応じた移住・定住のニーズが存在することから、各個人のライフステージに応じた、多様な交流の入り口を用意することが重要となる。

(2) 「ふるさと」への想いを受け止める

これまでも、都市住民の「ふるさと」に対する想いを受け止めるための取組が各地で行われてきた。

その先駆的取組が、福島県三島町における「ふるさと運動」(昭和49年～)である。これは、地方公共団体の外に住所を有しながらも、その地域を応援したいと思う者に対し、一定の基準を設けて地域づくりに参画してもらうというもので、地域外の人材が持っている知恵や知識、経験を借りて、一緒に理想の「ふるさと」づくりに参加してもらうことを目指した。また、近年の取組としては、「ふるさと納税」、「ふるさと住民票」、「ふるさとサポーター」、「ふるさと応援団」、「オーナー制度」が例として挙げられる。

このように、必ずしも移住という形でなくとも、特定の地域に対して想いを寄せ、継続的に関わりを持つことを通じて、貢献しようとする人々の動きを積極的に受け止めることのできる新たな仕組みを検討することが望ましい。

(3) 地域における環境を整える

段階的な移住・交流の支援や、「ふるさと」への想いを受け止める仕組みを円滑に行うためには、「関係人口」と地域との関わりを深化させ、「関係人口」と「ふるさと」を継続的につなぐ新たな仕組みが必要である。この仕組みを機能させるためには、「関係人口」と地域の間で、それぞれの想いやニーズを把握した上で、マッチングする中間支援機能が不可欠である。「関係人口」の地域との関わりを深化が、本当の意味で地域づくりへの貢献となるためには、事前に地域課題を共有し、「関係人口」に対する複層的なアプローチが重要である。なお、「関係人口」との関係性を長期的に継続し、移住者や地域に貢献したいと考える者が地域に対して抱く生活環境面や仕事面での気がかりを解消し、積極的に地域を選択して活躍できる環境を整えるための支援を引き続き講ずることも求められる。

4. 新たな仕組みの具体的な在り方

(1) 「ふるさと」への想いを受け止める仕組み

「関係人口」がもつ「ふるさと」への想いを受け止めるため、地方公共団体は、自らの団体の「関係人口」を認識し、それらの者に対して地域と継続的なつながりをもつ必要がある。その手法の一つとして、地方公共団体は、「関係人口」を募り、その取組の賛同者との関わ

りを継続する仕組みを設けることを提言する。具体的には、地域づくり活動（景観維持活動や地域の伝統行事等）への参画の呼びかけ、地域活性化に係る事業に対する意見を積極的に求める、必要な行政サービスの提供等が挙げられる。

多様化する国民の「ふるさと」への想いを広く受け止めるため、複数箇所の取組に参画することが考えられる。一方で、過度の地域間競争を防ぐとともに、仕組みを継続的かつ安定的にするため、取組に参画できる地域を1か所に限定することや、短期に変更できないようにする必要もある。

取組の主体は市町村とする。市町村は、賛同者に対し、定期的に情報提供（地域行事、求人情報等）を行うほか、賛同者が参加するまちづくり活動や住民との交流事業等の企画・立案、実施を行う。また、地域活性化に係る事業等に対して、賛同者に意見を求める。都道府県は、市町村等に対し「関係人口」に関する情報提供等の支援や、広域的な観点から「関係人口」を創出する取組（広報、イベント等）を行う。地域コミュニティは、地域づくり活動や住民との交流事業等に賛同者が参画する機会を提供するほか、市町村とともに定期的に情報提供を行う。

また、取組の対象には「関係人口」である、「近居の者」、「遠居の者」、「何らかの関わりがある者」、「風の人」が想定される。しかし、「ふるさと」との関わりが多様化している現状を踏まえると、取組の対象を限定することなく、賛同者の意思に委ねるべきであると考えられる。

（2）地域における環境を整える

「ふるさと」への想いを継続的に受け止めるためには、「関係人口」が「ふるさと」とより深く関わるプロジェクトをプロデュースしたり、「関係人口」と「ふるさと」、それぞれの想いやニーズを把握したうえでコーディネートしたりする機能（中間支援機能）の存在が重要となる。中間支援機能を担う主体には、行政のほか、地域の民間団体やNPO等が想定される。また、総務省や都道府県が実施する支援としては、これらプロデュース機能やコーディネート機能を担う人材の育成プログラムの開発や研修の実施をすることが考えられる。

5. 報告書のまとめ

人口減少、少子高齢化が急速に進む中、これからの地域の持続性を確保する上で、「関係人口」の存在を無視し、地域づくりを考えることはもはやできない。本検討会での議論を通じて、地域の担い手が不足している地域において、「関係人口」は地域づくりの担い手として重要な役割を果たすことが一層明らかとなった。地方公共団体は、必ず存在している自らの団体の多様な「関係人口」を認識し、それらの者と継続的なつながりが持てるような施策を展開することが極めて重要である。

第6節 田園回帰に関する調査研究報告書

「田園回帰」について検証を進めるため総務省に設置された「田園回帰に関する調査研究会」が平成30年（2018年）3月に取りまとめた「田園回帰に関する調査報告書」について以下のとおり整理する。

田園回帰とは近年高まる都市部から過疎地域にある農山漁村への移住を指す。この兆候は若い世代を中心に高まっているとされる。このような傾向を受け、総務省では国勢調査の分析や移住者へのアンケートの実施を行い、過疎地域への移住の要因やその規模を把握する試みを行った。

1. 調査方法の概要

まず、調査方法の概要を説明する。今回の調査では、国勢調査に基づいて移住者数の推移や特徴等について分析し、田園回帰の実態を統計的に捉える試みがなされた。また移住者にアンケート調査を行うことで、移住の背景や移住理由、移住者の特性等について分析を行った。さらに、実際に過疎市町村に対して調査票への回答を求めることで、各市町村における移住・定住促進施策の実施状況を調査し、実施割合や地域ブロックごとの特徴について検証した。

2. 人口移動に関するデータ分析

（1）都市部⁹から過疎地域¹⁰への移住の状況

続いて、人口移動に関するデータ分析について説明する。平成12年（2000年）と平成27年（2015年）の国勢調査について分析することで、人口移動の実態を分析した。以下分析内容について説明する。

都市部から過疎地域への移住者数は、平成12年（2000年）の時点では40万人であったが平成27年（2015年）には25万人にまで減少している。一方で、都市部からの移住者に占める過疎地域への移住者の割合は、4%前後で横ばいに推移している。

次に過疎地域への移住者数を地域ブロック別に分けてみると、都市部から過疎地域への移住者数は、全国ベースでは37%減少しているのに対して、地域ごとの減少割合には差があり、減少割合が最も小さいのは、沖縄ブロックの10%である。秋田県を含む東北エリアでは減少割合は41%であった。

（2）過疎地域への移住者の分析

移住者の移住前に住んでいた地域については、首都圏・中京圏・関西圏の三大都市圏がそれぞれ35%、10%、22%となっており、残りの32%をそれ以外の大都市圏が占める結果となっ

⁹ 「都市部」とは三大都市圏および大都市圏（20政令市および東京特別区）のうち、全部過疎地域と過疎みなし地域を除いた地域を指す。

¹⁰ 「過疎地域」とは過疎地域自立促進特別法において規定された過疎地域を指す。

た。東北ブロックでは首都圏からの移住者が 61.1%と大きくなっている。

年齢別に移住者を見ていくと、20 代、30 代の若年層が 45%と大きくなっている。そしてこの若年層の割合が全国より大きくなっているのは、北海道ブロック、沖縄ブロックと東北ブロックである。

移住者の増減については、平成 12 年（2000 年）から平成 22 年（2010 年）と比較し、平成 22 年（2010 年）と平成 27 年（2015 年）において移住者の増加した過疎地域は、過疎区域全域の 7.1%から 26.1%になっている。都市部からの移住はより広範囲で見られるようになっていと考えられる。この傾向は中国、四国ブロックにおける県境付近の中山間地においてもみられるものである。以上から近年の過疎地域への移住は拡大傾向にあることがうかがえる。興味深い点は「人口規模の小さい区域の方が都市部からの移住者が増加している区域の割合が高い」ことである。離島や指定山村といった「条件不利地域」においても田園回帰の流れが生まれている。

3. 移住者に対するアンケート調査

移住者に対するアンケート調査から、移住者はどのような理由で、何を重視して移住を行ったのか分析する。まず移住者の「田舎暮らし」への関心の程度について説明する。移住の際に「地域への魅力や農山漁村地域への関心」が動機になったのは移住者全体の 27%であった。特に、30 代、50 代や都市部出身者、さらに UIJ ターンによる移住者にこの傾向は強く見られた。

次に過疎地域に移住を決めた理由についてであるが、多かった回答から順に「気候や自然環境が恵まれた地域で生活したかった」(47.4%)、「それまでの暮らしや働き方を変えたかった」(30.3%)、「都会の喧騒を離れ静かなところで暮らしたかった」(27.4%)の順であった。

年代別に注目すべき解答として、30 代では「豊かな自然や良好な環境で子育てがしたかったから」、10 代、20 代では「アウトドアスポーツなど趣味を楽しむ生活がしたかったから」が比較的高い割合を占めた。

移住の際に利用した行政施策については、「空き家情報の斡旋、紹介」や「移住に関する費用の支援」、「移住先の地域の暮らしの関する情報」が比較的高かったが、無回答も約 4 割と目立った。このうち 10 代、20 代では「出産・子育てに対する情報の提供」の割合が高く、40 代では「移住や移住後の暮らしに対する総合的な相談窓口」や「空き家情報の提供や紹介、斡旋」が高い割合となった。

「移住の際に最も重視した条件」について最も割合が高かったのは「生活できる仕事（収入）があること」(21.5%)で、「子育てに必要な保育・教育施設が整っていること」(7.0%)、「買い物や娯楽などの日常生活に必要なサービスや生活関連施設が整っていること」(6.5%)と続いた。また 60 代以上では「病院や診療所、介護施設など医療福祉が整っていること」を挙げた割合が最も高くなった。

4. 過疎市町村に対する調査

最後に過疎市町村に対する調査についてみていく。ここでは過疎地域を有する市町村が移住定住対策をどの程度行っているのか現状の把握を行う。

本調査では考えうる移住定住対策について一覧にし、各市町村（NPO を含む。）が実際にやっている施策に丸を付けてもらう方法で行った。調査の結果、約 85%の自治体が移住定住窓口を設置しているほか、約 7 割の自治体が移住定住フェアの実施や空き家バンクへの登録を行っていることがわかった。

次に「移住定住政策を開始した時期」についての調査では、平成 17 年（2005 年）以降から徐々に対策を行う自治体は増え、平成 22 年（2010 年）の段階では 60～80 の自治体で行われるようになり、それ以降は暫く横ばいで推移したものの平成 27 年（2015 年）には 111 もの自治体で対策が行われるに至った。

注目したいのは平成 11 年度（1999 年度）以前から対策を行っていた市町村のうち、移住者の増加がみられたのは約 50%であるのに対し、平成 27 年度（2015 年度）以降に対策を始めた自治体ではその割合は約 33%にとどまっている点である。対策が遅れるとそれだけ移住者の増加には不利となる傾向がここからうかがえる。

移住定住政策の開始年度について地域ブロック別に見ていくと、中国地区は比較的早い時期から対策を始めており、平成 20 年度（2010 年度）以前に対策を始めた自治体が 5 割を超えている。一方で東北ブロックでは平成 27 年度（2017 年度）以降に対策を始めた自治体が 38.8%と高くなっている。

最後に移住定住対策の実施主体について説明する。行政以外に対策を行う主体がない自治体では、移住増加がみられた自治体は約 3 割であったのに対し、NPO や町内会・自治会等の組織が施策に協力している自治体においては約 5 割で移住者の増加がみられた。このことから行政以外の主体と積極的に連携を行うことでより効果的な移住定住対策が行えると考えられる。

5. 報告書の総括

近年山間地や離島を含めて移住定住者が増加している背景として「ライフスタイル移住」を挙げている。「ライフスタイル移住」とは、「豊かな気候や自然の中で、新たな暮らし方、働き方を模索し、趣味や子育てを充実させていきたい」という理由による移住である。

今後移住を活性化させる上での重要な視点として、自治体は単に施策を行うだけでなく総合的な視点から受け入れ態勢を構築できているか検討する必要がある。その一助として行政以外でも移住定住対策に取り組んでくれる「人」の存在は重要である。そのような「移住コーディネーター」と呼ばれる人物との出会いそのものが移住の決め手となる場合も多く、移住先でのコミュニティの形成を円滑にする上でも欠かせない存在である。

第3章 秋田の現状と取り組み

第1節 秋田県人口ビジョンについて

本節では、本ワークショップにおける人口問題の現状把握として、秋田県の人口の将来展望を示している「秋田県人口ビジョン」平成27年（2015年）10月について説明する。

秋田県では、戦後以降の社会減や平成5年（1993年）からの自然減により人口減少が進む中で、人口問題の解決に取り組むため、平成26年（2014年）5月に「人口問題対策プロジェクトチーム」を立ち上げ、産業構造の変化と人口減少の関係等の分析を行っている。また、平成27年（2015年）3月に「秋田の人口問題レポート」を取りまとめており、このレポートを基に、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」の趣旨を踏まえながら、平成26年度（2014年）からスタートした県政の運営方針である「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」で思い描いた10年後の姿も見据えながら、秋田県人口の将来展望をまとめている。

第2節において、これまでの人口の動向分析等から秋田県の将来展望と人口の変化が地域の将来にどのような影響を及ぼすのかを説明する。第3節では、人口の現状と将来展望を踏まえたうえで、その課題を整理し、人口減少に対し、秋田県の対策の方向性について取り上げる。

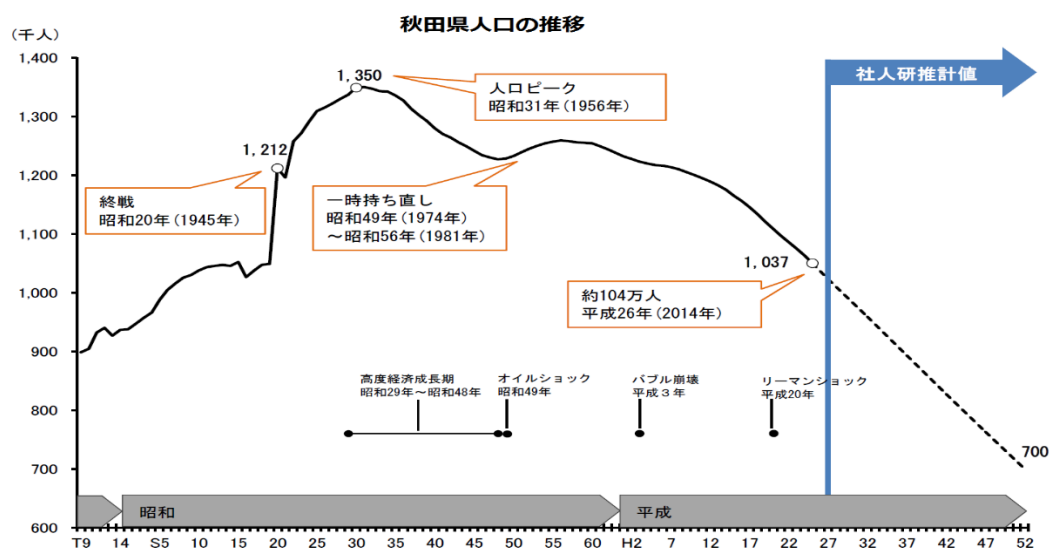
1. 人口の動向分析及び将来推計

（1）総人口の推移

秋田県の総人口の推移（図表 3-1-1）は、明治以降、一貫して増加傾向を続けてきたが、戦後、昭和31年（1956年）の約135万人をピークに減少に転じ、昭和49年（1974年）から昭和56年（1981年）まで一時的に回復したものの再び減少し、令和元年（2019年）12月1日時点の人口は963,936人となっている。平成17年（2005年）以降は、年間1万人以上の人口が減少しており、平成18年（2006年）には人口減少率が1%を超え、平成26年（2014年）には1.26%となるなど、全国最大のペースで人口減少が進んでいる。

また、社人研が行った「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」によると、2040年の人口は、約70万人となっている。

【図 3-1-1】

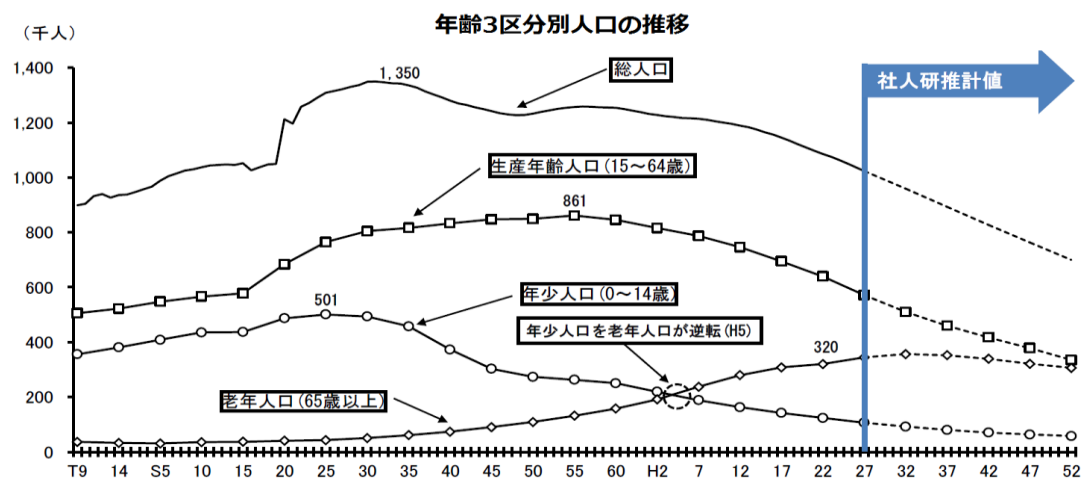


出典：秋田県人口ビジョン

(2) 年齢3区分別人口の推移

0～14歳までの年少人口の推移(図表 3-1-2)は、昭和25年(1950年)の約50万人をピークに減少しており、その後の15～64歳までの生産年齢人口の減少や次の世代の年少人口の減少を招いている。昭和55年(1980年)、平成22年(2010年)及び社人研推計の2040年の年齢3区分別人口割合を比較すると、年少人口割合が全体の1割以下と低下する一方、老年人口の割合が増加し、生産年齢人口の割合まで近づいている。

【図 3-1-2】



出典：秋田県人口ビジョン

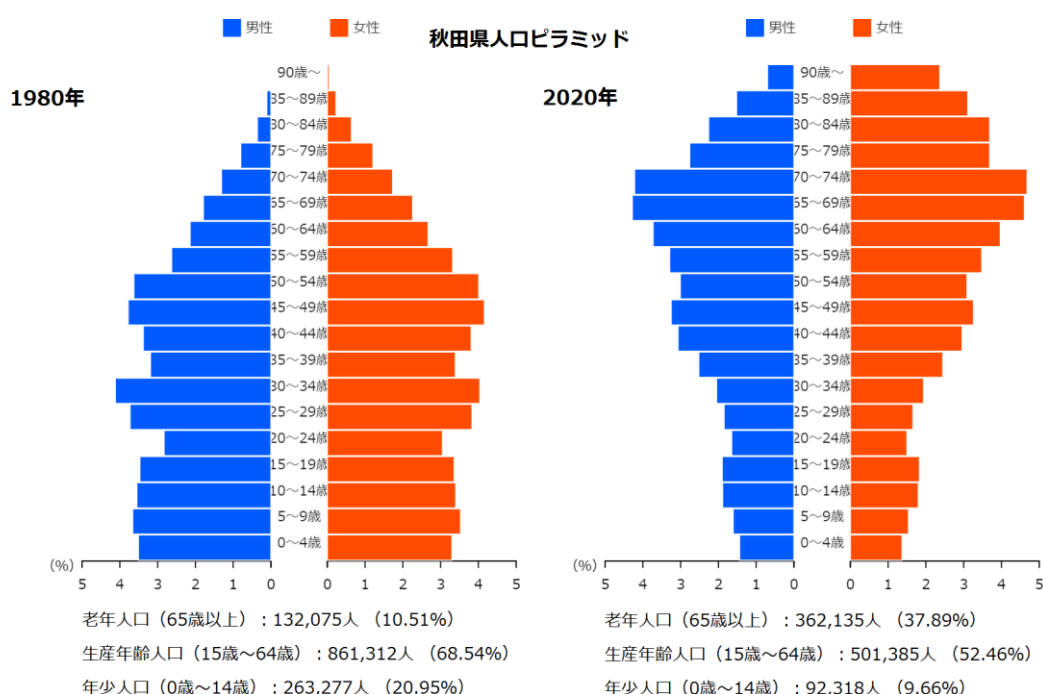
(3) 人口構成の変化

次に秋田県の人口構成の変化について説明する。秋田県の人口の年齢構成を昭和 55 年(1980 年)～令和 2 年(2020 年)までの「人口ピラミッド」の変化でみると、戦後に生まれた「第 1 次ベビーブーム」世代が、昭和 55 年(1980 年)代には、年齢の経過とともに、上の世代に移動し、働き手世代として、生産年齢人口の中心を担っている。また、昭和 55 年(1980 年)及び令和 2 年(2020 年)の「人口ピラミッド」の最も多い年齢層としての位置を占めている(図表 3-1-3 参照)。

昭和 55 年(1980 年)代の「人口ピラミッド」をみると、20 歳代の年齢層は、20 歳直前から 30 歳頃までの各年齢人口がその前後より少なく、20 歳代の県外流出が多いことから「くびれ」傾向になっている。また、昭和 46 年(1971 年)から昭和 49 年(1974 年)頃には、「第 1 次ベビーブーム」期に生まれた子どもが親の世代となる「第 2 次ベビーブーム」期を迎えるが、秋田県の出生数はこの時期に微増傾向であったため、年少人口が少ない。これは、昭和 29 年(1954 年)から昭和 48 年(1973 年)頃の高度経済成長期に、多くの若者が県外へ流出したことが影響している。

年齢構成では、人口減少とともに、全体として「細く」形を変えており、同時に、年齢人口の多い層が低年齢層から高年齢層に移動していることが分かる。

【図表 3-1-3】



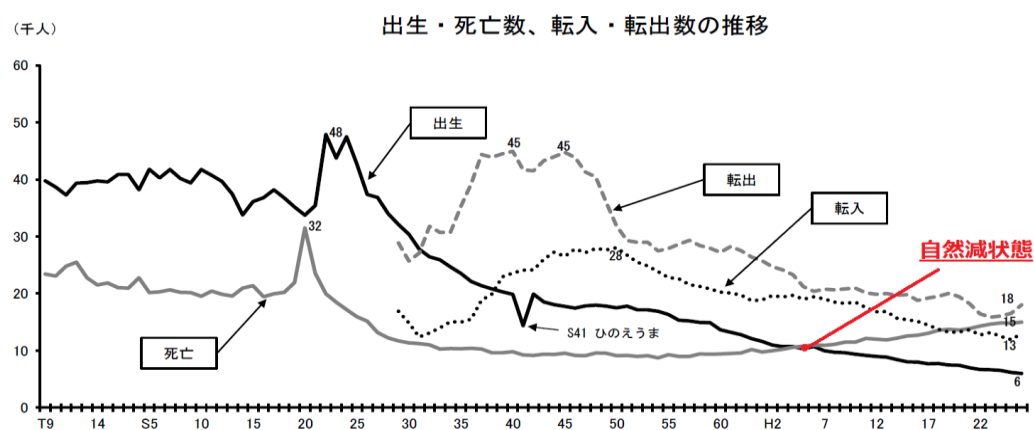
出典：RESAS(地域経済分析システム)を用いて WSA 作成

(4) 出生・死亡、転入・転出の推移

秋田県の出生数は、戦後の第1次ベビーブーム期の約48,000人をピークに減少が続き、平成5年(1993年)には初めて死亡数が出生数を上回る「自然減」状態となった(図3-1-4参照)。平成26年(2014年)には出生数が6,094人にまで減少したため、「自然減」が8,790人となり、自然増減率は全国で最も低くなっている。

昭和29年(1954年)頃からの高度経済成長期には、集団就職等による多くの中学・高校卒業生の県外転出など、毎年2万人前後の「社会減」が進んだ。昭和50年代前半には、オイルショックによる全国的な景気の変動などの影響により本県の転出超過数は減少したものの、後半には再び増加した。平成6年(1994年)頃に再び転出超過数が減少に転じた時期もあったが、「社会減」の状況は、調査を開始した昭和26年(1951年)以降、一貫して続き、現在では4,000人前後となっている。

【図3-1-4】



出典：秋田県年齢別人口流動調査

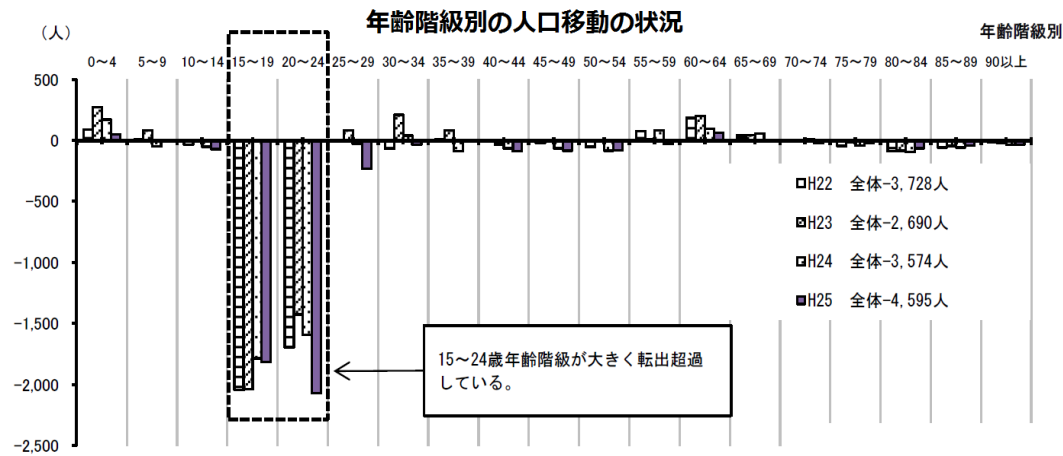
しかし、高度経済成長期を中心に大量の社会減が続いたが、昭和50年(1975年)からの6年間は、第1次オイルショックなどの影響により、社会減が縮小したため、総人口はプラスに転じている。その後は、出生数の低下、死亡数の増加により年々自然増が減少し、平成5年(1993年)からは自然減となった。現在では、社会減は一定の範囲で推移しているものの、自然減が年々増加している状況にある。

(5) 年齢階級別の人口移動の状況

年齢階級別にみた秋田県の人口移動状況(図3-1-5)をみると、平成22年(2010年)から平成25年(2013年)までの、15～19歳階級が約2,000人、20～24歳階級が1,500～2,000人程度と、大きく転出超過している。高度経済成長期から多くの若者が県外に流出しており、現在も特に18歳及び19歳の高校卒業後の就職・進学、その後も主に20～23歳までの短大、

大学、専門学校卒業後の就職等による転出が主たる要因である。それ以外の年齢階級は、年により動きがあり、転出超過・転入超過を繰り返しているが、移動人数の規模は、前述のいわゆる「若者層」と比べ少ない傾向にある。

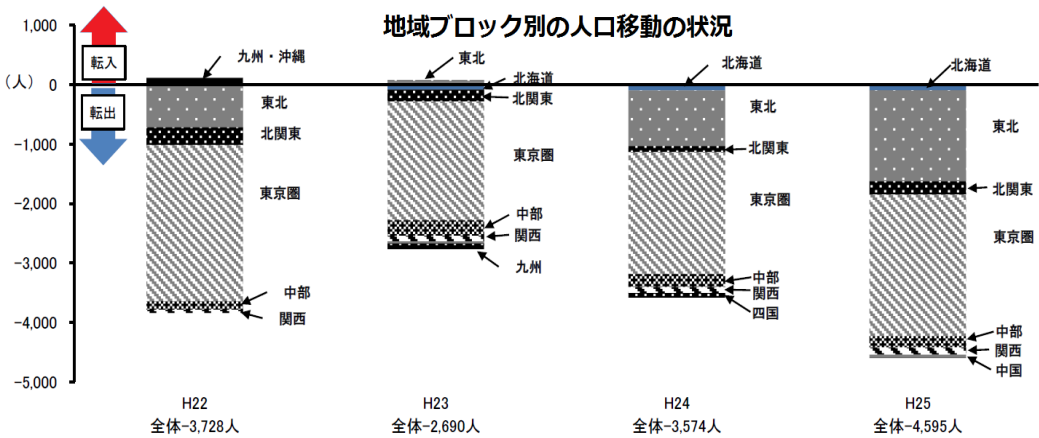
【図 3-1-5】



出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

転出について、秋田県はほとんどの地域に対して転出超過となっている。移動先をみると、東京圏が最も多く、次いで東北が多い(図 3-6 参照)。なお、平成 23 年(2011 年)については東日本大震災の影響により、例年と異なる状況であると考えられる。若年層が大学等への進学や就職のため、まずは東京圏、次いで仙台市を中心とした東北エリアに移動していることが秋田県における社会減の要因となっていると考えられている。

【図 3-1-6】



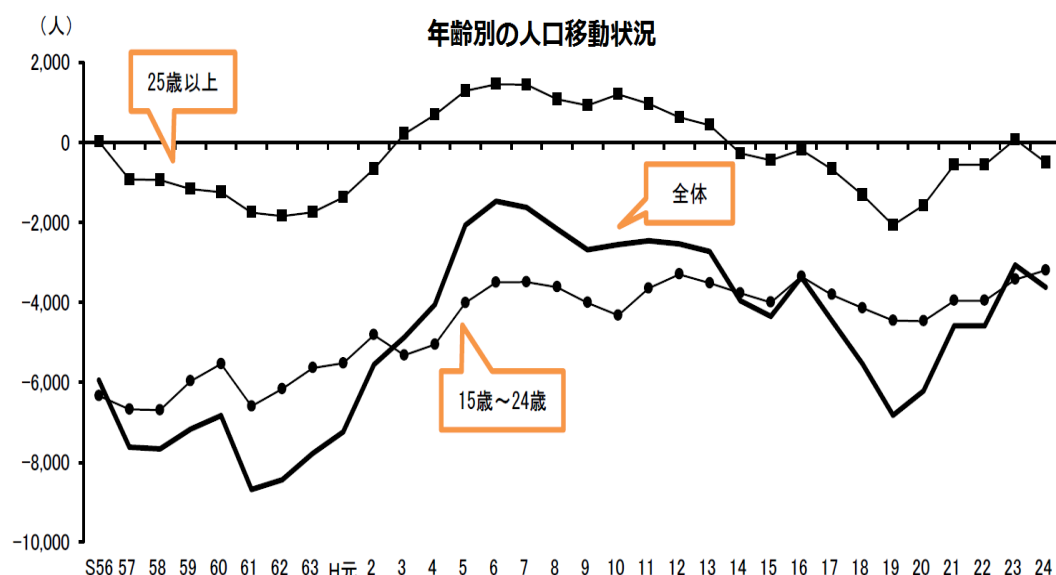
出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

2. 人口移動分析

(1) 時系列分析

時系列では、年齢別の人口移動状況(図 3-1-7 参照)を 15～24 歳と 25 歳以上の 2 つに分けて、昭和 56 年(1981 年)からの状況をみると、15～24 歳の年齢層が一貫して転出超過が続いている。人口減少により転出超過数は減少傾向にあるものの、その増減の幅に大きな波がなく推移している。その一方、25 歳以上については、昭和 57 年(1982 年)以降の転出超過から、平成 3 年(1991 年)には転入超過となり、平成 14 年(2002 年)以降は再び転出超過の年が多くなっている。秋田県の人口流動は、15～24 歳の年齢層では一貫して転出超過が続いているが、25 歳以上の年齢層では、転出超過と転入超過を繰り返している。

【図 3-1-7】



出典：秋田県年齢別人口流動調査

(2) 県内定着率

県内定着率については、15～24 歳の年齢層をはじめ、若者層の県内定着は、低い傾向にある。高校卒業生の県内定着の状況は、平成 19 年(2007 年)に卒業した秋田県高校生の卒業後の「県内定着」状況の全体をみると、県内定着(就職)が約 5 割(53%)となっており、4 割(45%)が県外へ流出している。また、大学等進学者のうち、県内進学が約 3 割(29%)、県外への進学が約 7 割(71%)であり、県内大学等への進学後、秋田県への定着割合は約 7 割(74%)、残りの約 3 割(26%)の卒業生が県外へ就職している。県外の大学等への進学後、県内への転入率は、約 4 割(42%)に留まり、残りの約 6 割(58%)はそのまま県外で就職したものと推測できる。高校を卒業し、進学せずに就職した者のうち、県内就職は 6 割を超え(62%)、残りの約 4 割(38%)が県外に就職している(図 3-1-8 参照)。

【図 3-1-8】



出典：秋田県人口ビジョン

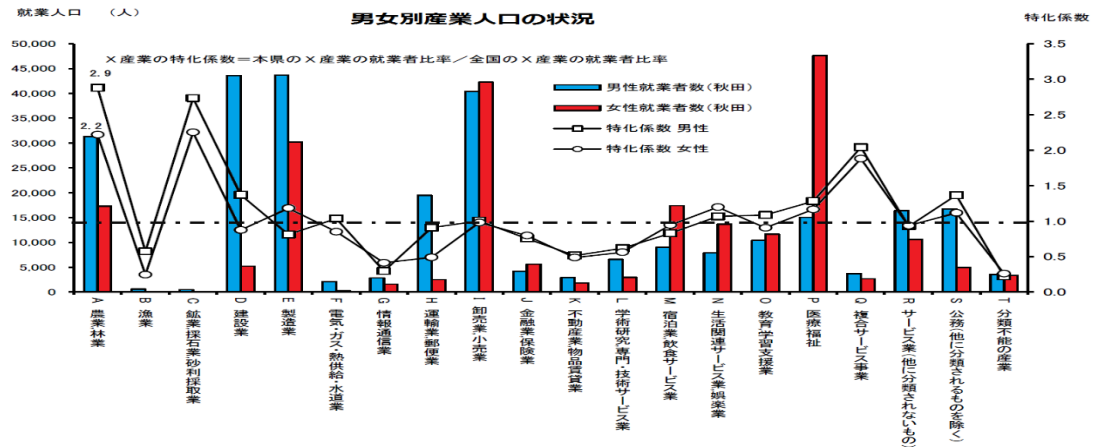
3. 雇用や就労等に関する分析

(1) 産業人口の状況

男女別産業人口の状況(図表 3-1-9 参照)は、男性は、製造業、建設業、卸・小売業、農業・林業の順に就業者が多く、女性は、医療・福祉、卸・小売業、製造業、宿泊・飲食サービス業の順に多くなっている。特化係数(県のX産業の就業者比率/全国のX産業の就業者比率)をみると、農業・林業については、男女とも2.2~2.9と高く、また、鉱業・採石業・砂利採取業、複合サービス事業、公務も高い水準となっているが、鉱業等は就業人口数そのものが少ないことに注意する必要がある。複合サービス事業は主に、農業協同組合や郵便局であり、秋田県においては、農業・林業、農協、公務に就業する割合が全国と比べて高いことがわかる。一方で、情報通信業、不動産業、学術研究などは特化係数が低く、全国的にみて就業者の割合が低い。

また、「農業、林業」においては、60歳以上の高齢者の就業者割合が多く、秋田県の基幹産業である「農業、林業」は、今後の少子高齢化により、急速に就業者が減少する可能性がある。

【図 3-1-9】



出典：総務省 国勢調査

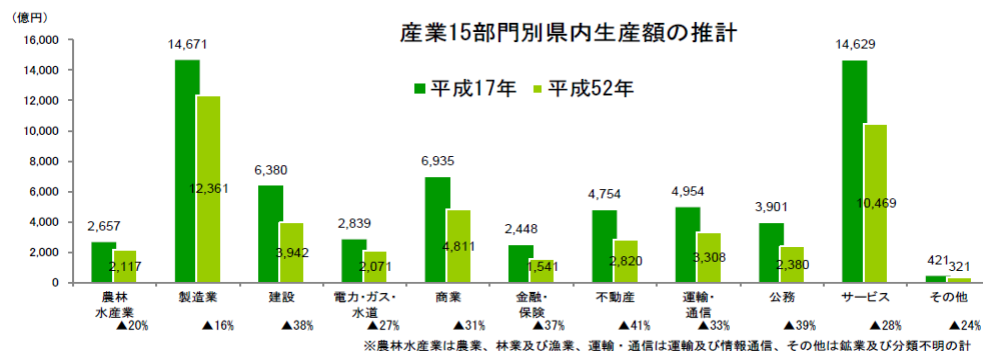
4. 人口の変化が地域の将来に与える影響

社人研では、平成 25 年(2013 年)3 月に公表した 2040 年の人口推計を基に、将来の秋田県における「県内産業・就業者人口」、「医療・介護」、「子育て・教育環境」、「地域コミュニティ」への影響を分析・考察している。

(1) 県内産業・就業者人口

2040 年の産業 15 門別生産額(図 3-1-10 参照)をみると建設業や金融・保険業、不動産業、公務などの減少率が高い。特に建設業は域内の総資本形成、公務は政府消費支出に依存しているが、いずれも推計には人口減少率を用いているため、生産額の減少が著しい。サービス業も域内需要に依存するが、医療や介護などの分野における需要の増大が減少率を緩和している。また、こうした需要に対して、労働力不足のおそれがあることから、県内産業の労働生産性の向上や、域内の人材育成、域外の人材確保が必要である。

【図 3-1-10】



出典：秋田県人口ビジョン

(2)医療・介護への影響

高齢化の進行によって、医療需要は人口減少よりも緩やかに減少していく見込みがあるが、医療の高度化などにより、近年は年間1～2%増で推移している。今後も同様の状況が続く場合、医療需要の減少にもかかわらず、実際の医療費は横ばいか増加する可能性もある。

秋田県の人口が30%以上減少する一方、高齢者は入院期間が長期に及ぶケースが多いという理由から、高齢化の進行により入院患者数はあまり減少しない。しかし、外来患者数は、人口減少の影響を受けて減少していくと考えられている。

要介護認定者については、高齢者人口の総数が減少するが、75歳以上人口割合の増加により、要介護（要支援）認定者数の増加が続く。2030年頃に平成24年（2012年）比（67,257人）で約16%増加してピークを迎えたのち、その後は減少に転じ、2040年には、71人と推計される。

それに伴い、介護費用の増加、介護福祉施設等のサービス供給の増加に伴い、介護職員の増員が必要となる。介護保険料も65歳以上の第1号被保険者は減少するものの、要介護認定者数は増加するため、一人当たりの負担は増加する。

(3)子育て・教育環境の影響

少子化により未就学児童は減少するため、保育園・幼稚園の入所・入園児童数は減少する。小学校と中学校の児童生徒数、学級数並びに教員数を、市町村ごとに平成26年（2014年）の実数と2040年の年齢別推計人口を用いて算出した場合、40～50%程度減少すると見込まれる。

高等学校においては、平成26年（2014年）と比較すると、生徒数は52.7%、学級数は52.6%減少すると見込まれている。教員数は1,448人となり、平成26年（2014年）比で37.2%減少すると見込まれる。

高等学校卒業後は、平成26年（2014年）と比較して、大学・短大進学者数は51.6%、専修学校等進学者数は49.0%、就職者数は58.2%減少すると見込まれている。

(4)地域コミュニティへの影響

地域コミュニティにおいて最も懸念されていることは、極端な高齢化が進行することである。65歳以上の人口割合を示す高齢化率50%を超える地域は、平成27年（2015年）の205地域から2040年の1,190地域まで増加する。

空き家については、2040年の推計住宅総数から世帯数を差し引き、別荘などの二次的住宅や賃貸・売却用の住宅を除いた場合、その数は約12万戸になり、平成25年（2013年）も約8.5万戸増加すると見込まれる。

5. 人口の現状分析と課題の整理

秋田県の人口は、昭和31年（1956年）の約135万人をピークに減少し、平成26年（2014

年)約 104 万人となり、その人口減少率は 1.26%と平成 25 年(2013 年)より 0.08 ポイント下げ、全国最大となっている。

さらに年齢 3 区分別に見てみると、年少人口(0～14 歳)の割合は、平成 26 年(2014 年)時点で 10.8%(全国 47 位)、生産年齢人口(15～64 歳)は 56.6%(全国 44 位)と低位である一方、65 歳以上の人口割合は、32.6%(全国 1 位)となっており、全国でも高齢化が著しく進行している状況である。このような秋田県における人口減少が進行する要因としては、以下の 4 つが主因と考えられる。

(1)戦後から続く「社会減」

秋田県の社会動態は、高度経済成長期の集団就職により、年間 1 万人前後の中・高新卒者が県外に転出した。その後、全国的な景気変動などの影響により転出超過数の縮小と拡大を繰り返しているが、戦後一貫して社会減となっている。

特に年齢別の人口流動状況を見ると、18 歳から 23 歳までの年齢層の転出超過が突出している。これは、高校卒業後の就職・進学や大学・専門学校の卒業後の就職等による転出が主たる要因であると考えられる。

平成 19 年(2007 年)に卒業した高校生の卒業後の「県内定着」状況を見ると、4 割強(45%)が県外へ就職していると推計され、多くの若年者が東京圏や仙台市を中心とした東北エリアに転出していると考えられる。

(2)平成 5 年(1993 年)から続く「自然減」

自然動態は、平成 3 年(1991 年)以降、死亡数が 1 万人を超え、平成 5 年(1993 年)には初めて死亡数が出生数を上回る「自然減」の状態となり、平成 11 年(1999 年)には、「自然減」が「社会減」を上回り、それ以降「自然減」が拡大している。

第 1 次ベビーブーム期に生まれた子どもが親の世代となり、全国的には「第 2 次ベビーブーム期」を迎えるが、秋田県の出生数はこの時期にわずかな増加傾向を示す程度にとどまっている。これは、高度経済成長期に多くの若者が県外へ流出したことなどが影響していると考えられる。

また、全国と同様に結婚・出産に対する意識等の変化により、平均初婚年齢や未婚率が上昇していることや、第 1 子出産年齢が上昇するなど晩産化が進行し、出生数が減少している。

第 3 子以降の出生割合を全国と比較すると、昭和 40 年(1965 年)以降は全国の割合を下回る年が多くなっている。

(3)新規学卒者の受け皿として県内産業が十分でない

有効求人倍率における秋田県と全国との格差を、年次別に本県の社会減の人数と比較すると、格差が大きいときには社会減が多く、格差が縮小するとともに社会減が少なくなる傾

向がみられる。産業の受け皿が十分でないことが、こうした格差をもたらし、若年層を中心とする秋田県の社会減の大きな要因となっていると考えられる。

(4) 都市と地方の格差、大学進学、女性の就業等

昭和 30 年(1955 年)から昭和 40 年(1965 年)にかけては、高卒者の約 6~7 割が就職していたが、昭和 30 年(1955 年)に 17.3%だった大学等への進学率は、平成 23 年(2011 年)には 44.5%まで上昇している。大学等への進学者のうち、県内大学等への進学は 3 割程度であり、約 7 割は県外の大学等に進学している。大学等への進学者は、学びたい専門分野や卒業後の進路等、多様なニーズを持っているが、秋田県では、大都市と異なりそうしたニーズを満たす大学等を揃えることは困難である。また、大学等の規模も小さく収容定員も少ないことから、他県からの学生の受入にも限界があり、このことが若年層の県外転出超過の要因の 1 つとなっている。また、女性の 25 歳から 65 歳までの就業率は着実に上昇しており、自分の希望や条件に適合した職場を求め、県外に目が向くようになったことが、近年における若年女性の県内定着率の低下に結び付いているものと考えられている。

6. 人口の現状と将来展望を踏まえた取組みの方向性

(1) 社会減の早期解消

秋田県の人口減少の主な要因となっている進学や就職による若者の県外流出に歯止めをかけるためには、県内での雇用の確保が必要である。そのためには成長産業や秋田県の強みである農林水産業、交流人口の拡大を図る観光関連産業などの振興を支援することにより、雇用の受け皿づくりを進めるとともに、希望者とのマッチング機能を充実させながら、新規学卒者の県内就職率の向上や県外に就職した若者の A ターンを促進する必要がある。

(2) 自然減の抑制

若者の出会い・結婚に関する支援から、妊娠や出産時期を経て、子育て支援までの切れ目のない施策の充実を図るとともに、特に多子世帯への支援に着眼しながら、官民一体となった少子化対策を強化する必要がある。

(3) 持続可能な地域づくり

高齢化率は、平成 22 年(2010 年)の 29.6%から、2040 年には 14 ポイント増の 43.8%に達すると推計され、人口減少と急速な高齢化により、地域コミュニティの機能低下が深刻化するほか、地域の活力が損なわれ、将来の維持存続が危ぶまれる地域が増加することも懸念される。このため、県では市町村と連携し、人口減少社会においても必要な住民サービスを確保する新たな仕組みづくりが求められている。

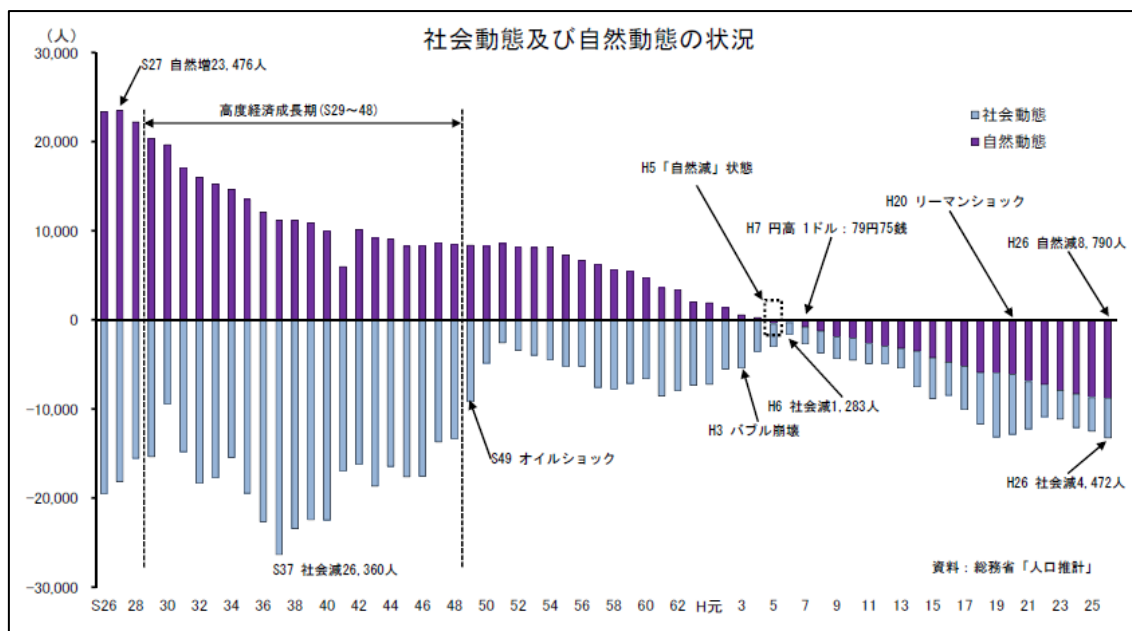
第2節 あきた未来総合戦略

1. 秋田県の人口動向と目指すべき方向

(1) 目指すべき方向

日本全体が人口減少局面を迎える中、秋田県の人口構成の現状からすると、人口減少にすぐに歯止めをかけることは難しい状況にある。しかし、このまま人口減少が進行すれば、経済規模の縮小や深刻な人手不足を招き、更に人口減少を加速させる負のスパイラルに陥るリスクが高い。したがって、今後も秋田県が持続的に発展していくためには、少子化対策等による「自然減の抑制」はもとより、「付加価値と生産性の向上による県外への売り込みの強化」や「交流人口の拡大と県内流動の促進による県内消費の拡大」等により、県経済の規模を維持していくことが極めて重要である。このような取組を通じ、雇用の創出・質の向上を図り、「社会減の早期解消」を実現させる。一方で、当面避けられない人口減少社会にあっても、安全・安心に暮らすことができるよう、新たな地域社会システムを構築するなど、「持続可能な地域づくり」を進める¹¹。（【図 3-2-1】）

【図 3-2-1】



出典：あきた未来総合戦略

2. 策定趣旨と位置づけ

(1) 策定趣旨

¹¹ 秋田県「あきた未来総合戦略」平成27年（2015年）10月（平成30年（2018年）3月一部改訂） 2～3頁

国では、地方の衰退は国の衰退につながるとし、まち・ひと・しごと創生本部を設置するとともに、平成 26 年末にまち・ひと・しごと創生法を制定し、国と地方が一体となって地方創生を実現するため、それぞれが総合戦略を策定することとした。国においては、①東京一極集中の是正、②若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、③地域の特性に即した地域課題の解決等を柱とした「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、平成 27 年度(2015 年度)から平成 31 年度(2019 年度)までの数値目標を設定し、取り組んでいる。都道府県については、同法第 9 条により、国の総合戦略を勘案し、「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定が努力義務とされた。

人口問題は、秋田県の基本課題であり、これまで様々な取組を行ってきたが、克服には至っておらず、こうした国の動きを踏まえながら県の取組を加速していくため、「あきた未来総合戦略」を策定した¹²。

(2)位置付け

県では、時代の潮流や社会経済情勢の変化等を踏まえながら、元気な秋田を創り上げていくため、平成 26 年度(2014 年度)から平成 29 年度(2017 年度)までの県政運営指針として「第 2 期ふるさと秋田元気創造プラン」(以下「第 2 期プラン」という。)を策定している。第 2 期プランでは、おおむね 10 年後の「秋田の目指す将来の姿」として、「高質な田舎」を思い描きながら、「日本に貢献する秋田、自立する秋田」を目指し、政策分野ごとの 6 つの重点戦略と基盤となる基本政策の推進により、総合的な振興・発展を図ることとした。秋田県版の総合戦略は、国の総合戦略(取組方向や財政支援等)を踏まえて策定するものであるが、第 2 期プランの方向性と異なるものではない。人口問題を切り口に政策分野を整理した上で、取組の充実、強化を図るものであり、「人口減少の克服」と「秋田の創生」の実現に向けた施策・事業という位置付けである¹³。

3. 基本的視点と基本目標等

(1)基本的視点

県では、「高質な田舎」を思い描きながら、「日本に貢献する秋田、自立する秋田」を実現するため、平成 26 年度(2014 年度)から総合的な人口問題対策に取り組んでおり、「人口問題対策プロジェクトチーム」を中心に、人口減少要因の分析・検証や将来の姿のシミュレーションを行い、中長期的な視点に立った取組の方向性を「秋田の人口問題レポート」としてまとめた。レポートでは、秋田県の人口減少の要因を、戦後から続く若者を中心とした就職・進学による県外流出や未婚率の上昇、晩婚・晩産化に伴う出生数の大幅な減少によるものとし、その背景には、秋田県の産業構造が相対的に小さく、就労人口の受け皿として十分でなかったこと、首都圏との賃金格差が大きいこと、全国と比較して第 3 子以降の出生割合

¹² 同上 4 頁

¹³ 同上 5 頁

が低いこと、さらには、結婚・子育てに対する価値観の変化等があると分析した。一方で、現在の人口構成を見ると、当面の人口減少は避けられず、各分野で様々な対応が必要になるというシミュレーションがなされている。こうした分析結果と国の総合戦略における視点を勘案し、①「東京圏等への人口流出に歯止めをかける」、②「東京圏等から秋田への人の流れをつくる」、③「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、④「時代に合った地域をつくり、くらしの安全を守る」の4つの視点に沿った取組を進めることとしている¹⁴。

(2) 基本目標

基本的視点に沿って、4つの政策分野ごとに基本目標を定め、具体的な取組を推進する。また、それぞれの基本目標には、推進期間で県民にもたらされる便益（アウトカム）に関する数値目標を設定する¹⁵。

- ◆基本目標 1 産業振興による仕事づくり
- ◆基本目標 2 移住・定住対策
- ◆基本目標 3 少子化対策
- ◆基本目標 4 新たな地域社会の形成

(3) 推進期間

平成 27 年度（2015 年度）から平成 31 年度（2019 年度）

4. あきた未来総合戦略¹⁶における施策

あきた未来総合戦略の具体的な施策において、本ワークショップの政策提言に関連する箇所を抜粋する。

〔1〕 具体的な施策

基本目標 1 産業振興による仕事づくり

現状と今後の課題としては、成長分野への参入や人材の育成があるとされている。具体的には、若者等の県内定着、企業経営者の後継者の確保が挙げられる。また、観光・文化・スポーツによる一体的な取組を強化し、交流人口を更に拡大することが必要とされている。基本的方向としては、今後の成長が見込まれる産業分野への新たな事業展開や拠点形成に向けた設備投資の支援、地域経済を牽引する中核企業や人材の育成、企業競争力の強化、起業及び事業承継に対する支援体制の充実を図ることが記されている。

さらに、観光を推進しながら文化やスポーツを一体的に捉えた取組を進めることにより、交流人口の拡大を図り、地域経済への波及効果を高めるとしている。

¹⁴ 同上 5 頁

¹⁵ 同上 5 頁

¹⁶ 同上 25～60 頁

数値目標としては、雇用創出数を平成 31 年度（2019 年度）までに 12,630 人（5 か年分の累計）に増やすこととしている。

（1）地域産業の競争力強化

①成長分野への事業展開と中核企業の育成

（ア）情報関連産業の振興

スマートフォン向けアプリ等、ニーズの高い技術分野への対応や、付加価値の高い自社製品の開発、認証取得、海外を含む新たな市場の開拓等を支援し、大都市圏等からの受注を拡大させるとともに、秋田県内における ICT の地産地消の推進や ICT 利活用ニーズの掘り起こし等を推進するとされている。

さらに、高度な技術を持つ ICT 企業を誘致し、秋田県発の大規模なシステム開発（津波等大規模災害ビジュアルシミュレーションシステム等）を行い、県内企業のレベルアップを図るとともに、地元人材の育成を進めるとしている。

KPI：自社商品開発企業数 5 社（平成 26 年度（2014 年度））→34 社（平成 31 年度（2019 年度））

情報関連認証取得企業数 15 社（平成 26 年度（2014 年度））→40 社（平成 31 年度（2019 年度））

具体的な事業：情報関連産業競争力強化事業

（イ）ものづくり中核企業の育成

付加価値の高いものづくりを目指す取組や、企業連携の中核的な役割を果たす取組の支援を強化し、域内外取引を促進するほか、より付加価値の高い受注を県外から獲得するための取組や中核企業の県内調達を促す取組、さらには次世代技術による新たな付加価値を創造する取組を推進するとしている。

KPI：県の総合的集中支援による中核企業化の実績

15 社（平成 26 年度（2014 年度））→40 社（平成 31 年度（2019 年度））

具体的な事業：ものづくり中核企業創出促進事業

サプライチェーン形成促進事業

産業新生技術イノベーション事業

（ウ）産学官連携による新技術・新製品開発の促進

「秋田産学官ネットワーク」の取組を強化し、互いの交流促進、研究者から企業に向けた共同研究提案の発信、地域資源を活用した事業化可能性の検討等により産学官連携をさらに推進するとしている。また、競争的研究開発資金の提供等、有望な技術シーズが持続的に創出される環境を整備し、新技術・新製品開発を支援するとされている。

KPI：新規に共同研究に参画した企業数 200 社（5 か年分の累計）

具体的な事業：秋田産学官ネットワーク推進事業

産学官連携推進事業

若手研究者人材育成事業

②企業の経営基盤の強化と産業拠点の育成

(ア) 企業競争力の強化

商品の高付加価値化、新たな市場の開拓等の県内企業の取組を支援としている。また、商工団体等と連携して、より効果的な支援につなげる相談体制や支援施策のPR、円滑な資金供給、若手起業家や若手経営者等の人材育成に取り組むほか、産業フェア（仮称）の実施による企業情報の発信を通じ、企業競争力の強化を支援に取り組むとしている。

KPI：支援企業の新商品・新サービス等の開発取組件数 400件（5か年分の累計）

具体的な事業：がんばる中小企業応援事業

シニア人材招聘事業

プロフェッショナル人材活用促進事業

技術支援加速化事業

企業競争力強化事業

産業デザイン活用促進事業

あきた企業応援ファンド事業

中小企業振興条例推進事業

中小企業振興資金貸付事業

新事業展開資金貸付事業

(イ) 海外展開の推進

県内企業が、市場の縮小といった今後の環境変化に対応していくためには、国内外への販路の開拓と取引の拡大が必要とされる。特に、成長著しい東南アジア諸国等の成長を秋田県の発展に取り込むため、海外展開に向けた県内企業の取組や支援機関が行う海外取引に関する実務研修・セミナー等によるグローバル人材の育成を支援に取り組むとしている。

さらに、クールジャパン戦略に基づき、幅広い県産品の海外拠点を拡大するため、集荷設の整備を促進するなど、秋田港の輸出拠点化に向けて機能強化を図るとしている。

KPI：海外展開に新たに取り組む企業数 43社（5か年分の累計）

具体的な事業：県内企業海外展開支援事業

荷主定着化促進事業

(ウ) 食品産業の振興

マーケットニーズに対応した秋田オリジナルな商品開発力の強化や、ターゲットを明確にしたプロモーション活動等による県内事業者の販路拡大を支援としている。また、食品産業においては生産性向上を図る「カイゼン活動」の導入や、販売戦略の構築等を通じた人材育成を行うとともに、加工機能を向上するための設備投資や中間加工等の事業活動の拡充を支援としている。

併せて、農業生産から加工、流通、販売まで展開する「6次産業化」の取組を推進するとともに、原材料の供給面から中食や外食、食品加工業等の実需者ニーズに対応した生産を支

援するとしている。

さらに、県内食品業界組合や食品事業者が連携して行う商品開発、衛生管理の高度化、国内外への販路拡大等を支援するとしている。

KPI：食料品・飲料等の製造品出荷額等

1,150 億円（平成 25 年度（2013 年度））→1,288 億円（平成 31 年度（2019 年度））

具体的な事業：6 次産業化総合支援事業

県産品販路拡大対策事業

秋田の食海外販路開拓支援事業

食品事業者基盤強化事業

加工・業務用園芸産地総合支援事業

（エ）商業・サービス業の振興

県内の商業者による個店の磨き上げの取組や、にぎわい創出イベント等の実施による商店街の活性化の取組を全県に広げるため、県レベルでの交流会の開催等により商業者のネットワークを強化し、情報交換と相互協力の体制づくりを図るとともに、秋田県の地域課題を解決する新たなサービスや、今後の成長が見込まれるシニアビジネス、ヘルスケアビジネス等の新分野への参入に向けた取組を促進するとしている。

KPI：新たなサービス産業の創出件数 20 件（5 か年分の累計）

商業者ネットワークの登録件数 58 件（平成 26 年度（2014 年度））→270 件（平成 31 年度（2019 年度））

具体的な事業：サービス産業ビジネス展開支援事業

先駆的商業者活性化サポート事業

（オ）伝統的工芸品等産業の振興

新商品開発や販路拡大を進めるため、デザイナーやバイヤーとの交流・マッチング、各産地が連携したものづくりの取組や展示会出展、海外展開の支援を行うほか、枯渇する原材料の代替素材の加工技術の研究や、原材料確保のための栽培・採取技術の向上、他製造業の人材を活用した生産工程の改善指導を推進することで、生産基盤の確立を促進するとしている。

さらに、若手人材の育成と後継者の確保を図るほか、観光や他の地域資源と連携した PR 活動や県民の伝統的工芸品への愛着を深める取組を推進するとしている。

KPI：新商品開発の取組の件数 18 件（5 か年分の累計）

具体的な事業：伝統的工芸品等振興事業

（カ）企業立地等の推進

輸送機関連や医療・医薬品関連、食品関連、新エネルギー関連、情報通信関連等、成長が見込まれる分野での誘致活動を進めるとともに、誘致済企業のフォローアップや支援制度の充実により、本社機能等の移転や工場等の新增設を促進するとしている。

KPI：企業の誘致件数及び誘致済企業等の施設・設備の拡充件数（本社機能等を移転した

企業を含む) 117 件 (5 か年分の累計)

具体的な事業：企業立地促進事業

産業集積化促進事業

本社機能等移転促進事業

秋田湾産業新拠点企業立地促進事業

③起業と事業承継の推進

(ア) 起業・創業の推進

大学生や若者に対する起業家意識の醸成のための大学特別講演や啓発事業、幅広い世代を対象とした起業塾を開催し、起業家を目指す人材を養成するとともに、起業によって地域社会に貢献するという理念を持つ起業家の育成に努めるとしている。

また、起業準備段階における個別サポートや創業資金の支援など、起業の各段階を貫いた切れ目のない支援を行うとともに、市町村や商工団体と連携し、A ターンや移住による起業を促すため、資金の優遇措置や移住相談会等における PR 活動を展開するとしている。

KPI：A ターン・移住による起業創出件数 15 件 (5 か年分の累計)

具体的な事業：あきた起業促進事業

(イ) 事業承継の促進

経営者の意識の醸成を図るためのセミナーや個別相談会を開催するなど、相談体制の強化や事業承継資金の充実を図るほか、事業承継相談推進員を配置して、事業承継案件の掘り起こしを行うとしている。

また、企業の後継者に対して、事業承継に必要な一連の知識を習得できる後継者育成塾を開催するほか、秋田県事業引継ぎ支援センターが設置した後継者人材バンクの運営支援により、後継者不在企業と事業意欲のある人材とのマッチングを図り、事業承継を推進するとしている。

KPI：事業承継計画策定件数 100 件 (5 か年分の累計)

具体的な事業：事業承継推進事業

④産業人材の育成

(ア) 秋田の産業を支える若者の育成

高校生の県内就職促進のため、関係機関が連携した早期求人の掘り起こしに加え、合同就職面接会等のマッチング機会の提供を行うほか、職場見学会の実施や、小規模事業者における人材ニーズを把握することにより、地元就職の拡大を図るとともに、女性の就業が多いサービス産業等における人材の育成や若者の職場定着に意欲的な企業の取組を支援するとしている。

また、大学生等の県内就職促進について、合同就職面接会等のマッチング機会を提供するほか、県内外を問わず大学生の県内企業へのインターンシップを支援する等、情報提供の充

実を図るとしている。

さらに、技術専門校において、輸送機産業や新エネルギー関連産業、情報関連産業等、成長分野を担う若い人材の育成に向けた職業訓練の充実を図るほか、成長分野の産業への関心を高める取組を実施する等、高度技術人材の地域企業への定着に結び付ける取組を行うとしている。

KPI：県内大学生等の県内就職率 47.6%（平成 26 年度（2014 年度））→60%（平成 31 年度（2019 年度））

具体的な事業：県内就職促進事業

秋田を支える人材確保支援事業

若者職場定着支援事業

小規模事業者若年雇用推進事業

（イ）首都圏等からの人材の確保

A ターン登録者数の拡大を図るため、登録窓口を拡充し、相談機能の強化を図るとともに、登録者に提供する情報の充実を図り、面接会等によるマッチング機会を増やすことにより首都圏等からの A ターン就職を促進するとしている。

さらに、県内外の企業等で経験を積んだシニア人材等と県内企業とのマッチングにより、当該企業の経営力や技術力向上に結び付ける等、様々な手法を活用して、有能な産業人材の確保を図るとされている。

KPI：A ターン就職者数 1,061 人（平成 26 年度（2014 年度））→1,700 人（平成 31 年度（2019 年度））

具体的な事業：シニア人材招聘事業

プロフェッショナル人材活用促進事業

秋田を支える人材確保支援事業

（ウ）企業等との連携強化と専門人材の育成

高等学校の授業等において企業や大学等の専門人材の積極的な活用を図るとともに、高度な資格取得等のための集中研修や、企業現場における長期間（10 日以上）の技術研修、海外事業所等における就業体験を実施し、産業構造や企業ニーズの変化を踏まえた人材の育成に取り組むとしている。

また、企業ニーズを踏まえた特色ある教育を展開し、地域産業の振興につながる専門人材を育成するため、県立大学における学科再編を促進するとしている。

KPI：企業現場等における長期間の技術研修への参加人数 150 人（5 か年分の累計）

（3）観光を中心とした交流人口の拡大

①「ユタカなアキタ」の魅力発信

（ア）次代のマーケットを見据えた誘客宣伝

秋田県における観光の目指す姿を「ユタカなアキタへ～高質な田舎を旅する～」として掲

げ、秋田ファンの拡大を図るとともに、テーマ性のあるプロモーションを隣県や首都圏において集中展開し、誘客を図るとしている。

KPI：延べ宿泊者数 3,761 千人（平成 26 年度（2014 年度））→4,500 千人（平成 31 年度（2019 年度））

具体的な事業：秋田の観光宣伝力強化事業

隣県観光誘客促進事業

あきたびじょんブランド化推進事業

（イ）海外からの誘客促進

韓国、台湾及びタイを重点に据え、広域的な取組を強化しながら誘客を推進するとともに、拡大する中国市場やムスリム市場等への取組を進める。また、2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催までの期間をインバウンド観光の好機と捉え、市町村や民間事業者と連携しながら Wi-Fi 環境の整備を進めるとともに、外国人からの問い合わせに一元的に対応できる機能を整備するほか、外国人向けの旅行プログラムの開発により、秋田への誘客を図るとしている。

KPI：外国人延べ宿泊者数 41,510 人（平成 26 年度（2014 年度））→150,000 人（平成 31 年度（2019 年度））

具体的な事業：海外誘客プロモーション促進事業

（ウ）秋田の食の首都圏や海外への売込み

首都圏等への販路開拓を目指す意欲ある食品事業者を支援するほか、様々な切り口から秋田の食の販路拡大と観光誘客を図るとしている。

海外への売込みについては、秋田県最大の強みである日本酒を中心に幅広い県産品を PR し、ターゲットや地域を明確にした取組を強化しながら、海外で事業活動を展開する民間事業者と一体となった取組を行うことにより、秋田県の認知度向上と輸出促進を図るとされている。

KPI：首都圏商談会での成約件数 250 件（5 か年分の累計）

具体的な事業：県産品販路拡大対策事業

秋田の食海外販路開拓支援事業

②「みんなにやさしい観光あきたづくり」の推進

（ア）地域との協働による新たな観光資源への磨き上げ

横手市増田の内蔵、小坂鉄道レールパーク、旧池田氏庭園等の資源について、それぞれの特長を生かしながら地域と一緒に磨き上げることで、県外からの誘客を図るとされている。

KPI：対象となる観光地点等の入込客数

162 千人（平成 26 年度（2014 年度））→205 千人（平成 31 年度（2019 年度））

具体的な事業：観光連携ビジネスモデル育成事業

選ばれる観光地づくり推進事業

あきたびじょんブランド化推進事業

③文化・スポーツ等による地域の元気創出

(ア)「秋田ならではの文化」による地域の元気創出

全国最多の国指定重要無形民俗文化財等、秋田ならではの文化資源の活用を図りながら、国内外へ魅力を発信していくことにより交流人口の拡大を図るとともに、地域に滞在しながら活動する芸術家を支援し、地域の元気を創出するとしている。

KPI：「秋田ならではの文化」事業の来場者数 600,000 人（5 か年分の累計）

具体的な事業：アート・音楽による地域の特色づくり推進事業

文化による地域の元気創出事業

(イ) 都市部の大学生等が本県の魅力を実体験できる取組の推進

秋田県の魅力的な資源である自然、観光、農業、エネルギーや、秋田県が直面する問題である少子高齢化について、県外大学等による調査研究活動を誘致し、その成果を地域に還元する取組を支援するとしている。

KPI：県外大学等の調査研究活動誘致者数 1,350 人（5 か年分の累計）

具体的な事業：県外大学調査研究活動誘致事業

④交流を支える交通ネットワークの充実

(ア) 広域交通の維持・拡充

航空路線や秋田新幹線、海上輸送の利便性向上に取り組むとしている。特に、大館能代空港については、これまでの観光やビジネス利用に加え、企業誘致や二地域居住等、新たな切り口で利用促進を図るとしている。

KPI：秋田県と県外間の旅客輸送人員数

6,168 千人（平成 25 年度（2013 年度））→6,393 千人（平成 31 年度（2019 年度））

具体的な事業：広域交通ネットワーク維持・誘客促進事業

(イ) 地域活性化の拠点となる「道の駅」の機能強化

県内の「道の駅」が、利用者ニーズの高い複数の機能を兼ね備えることで、他とは違うワンランク上の統一感を演出するとともに、各駅の特性を付加し、個性が光る『秋田の「道の駅」』を創出するとしている。

KPI：秋田県内「道の駅」（かみこあに、おおうち、さんない）の利用者数

622 千人（平成 26 年度（2014 年度））→653 千人（平成 31 年度（2019 年度））

具体的な事業：地方道路交付金事業

基本目標 2 移住・定住対策

現状と課題としては、秋田ならではの魅力の PR、多様なニーズへのきめ細かい対応等、他県との差別化を図っていく必要があるとされている。

また、若者の県内定着やAターン就職等による移住の促進が課題であると記されている。

基本的方向としては、情報発信し、移住希望者とのマッチングを図るとともに、移住希望者が求める多様なライフスタイルに対応した総合的な環境整備や、移住後のフォローアップ等により移住・定住の促進を図るとされている。

特色ある教育に磨きをかけるなど、県内大学等の魅力アップを図るほか、就職支援体制を充実・強化し、若者の県内定着を推進するとしている。

数値目標は、Aターン就職者数を平成26年度（2014年度）の1,061人から平成31年度（2019年度）に1,700人まで増やし、秋田県への移住者数を平成26年度（2014年度）の20人から平成31年度（2019年度）に330人まで増やすことを掲げている。

（1）首都圏等からの移住の促進

①秋田の良さをまるごと伝える情報発信

（ア）総合的な移住情報の発信

首都圏における多様なメディアを活用した移住情報の発信や移住相談窓口の設置、移住ポータルサイトによる情報発信等により、各年代の移住希望者に対して「秋田暮らし」の魅力を伝え、秋田県への移住を推進するとしている。

KPI：移住相談窓口等（東京）における相談対応件数

53件（平成26年度（2014年度）→680件（平成31年度（2019年度））

具体的な事業：Aターン移住情報発信事業

②移住希望者の受入体制の充実・強化

（ア）官民協働によるマッチング機能の強化

市町村・NPO・関連団体との連携によるマッチング機能の強化を図るとともに、首都圏及び県内にワンストップ窓口を設け、移住希望者のニーズにきめ細かく対応することにより、県外からの移住・定住を促進するとしている。

KPI：移住定住登録世帯数 153世帯（平成26年度（2014年度））→600世帯（平成31年度（2019年度））

具体的な事業：受入体制整備事業

市町村の移住促進支援事業

Aターン移住情報発信事業

（イ）受入体制の整備

活用可能な空き家情報を全国に提供するとともに、市町村への空き家バンク設置の働きかけ等、移住希望者が求める多様なライフスタイルに対応した支援メニューの充実や、空き家を活用した住環境の整備等を進め、県外からの移住・定住を促進するとしている。

KPI：空き家を活用して移住した世帯数 110世帯（5か年分の累計）

具体的な事業：受入体制整備事業

③多様なニーズに対応した移住の促進

(ア) 地域に活力を与える多様な人材の確保

秋田県の抱える課題や地域のニーズに応える人材、地方で起業を目指す人材等へのアプローチを強化し、それらの移住者が持つスキルやネットワークを活用することにより、地域の活性化を図るとされている。

KPI：地域に活力を与える移住者の数 60 人（5 か年分の累計）

具体的な事業：A ターン移住プロモーション事業

(イ) 秋田県が持つ強みや資源を生かした移住者の誘致

秋田県の持つ強みである教育・子育て環境の良さや安全・安心な地域（犯罪率の低さ）をPRすることにより移住者を誘致している。

また、移住希望者が求める多様なライフスタイルに対応した、「高質な田舎」秋田での暮らし方を提言し、移住を推進している。

KPI：短期移住体験への参加世帯数 16 世帯（平成 26 年度（2014 年度））→75 世帯（平成 31 年度（2019 年度））

具体的な事業：A ターン移住プロモーション事業

(ウ) 秋田の人や自然に触れる山村留学の推進

秋田県の強みである「豊かな教育資産」を生かして、県外から山村留学の形で児童・生徒を受け入れることにより、交流人口の増加のみならず、家族ぐるみでの移住促進につなげるとしている。

KPI：山村留学を行った県外の児童生徒数 120 人（5 か年分の累計）

④移住後のフォロー体制の整備

(ア) 定住支援体制の整備

移住相談員養成研修会の取組を通して、市町村に移住相談員（コンシェルジュ）を配置するなど、移住者の暮らしに最も身近な市町村機能を強化するとともに、移住後の生活サポートメニューの充実により、移住者の定住支援に取り組むとしている。

KPI：市町村移住相談員の人数 25 人（5 か年分の累計）

具体的な事業：市町村の移住促進支援事業

(イ) 地域サポート体制の整備

県、市町村、企業が協働し、秋田県に移住した方々に対する地域のサポート体制を確立し、移住してから安心して定住できるよう、定住サポーターによる地域への溶け込み支援、移住者間のネットワーク構築支援、企業サービスの提供を通じた生活のサポートを行い、移住者の定住を促進している。

KPI：市町村定住サポーターの人数 25 人（5 か年分の累計）

(2) 若者の県内定着の促進

①県内大学の強みを生かした人材育成と若者の定着促進

(ア) 県内大学の教育研究等の充実による人材育成

各大学・短大等の特色を生かした教育研究や地域貢献活動の充実を図り、次代を担う人材の育成を進めるとともに、専門的職業人材育成の取組を支援するとしている。また、企業人材を対象として語学力養成プログラムを実施する等、県内大学において社会人の能力開発を支援するとしている。

KPI：県内高卒者の県内大学への進学率 23.1%（平成26年度（2014年度））→25.0%（平成31年度（2019年度））

具体的な事業：私大・短大パワーアップ支援事業

(イ) 県内入学者の拡大と県内定着の促進

大学等が自らの魅力に磨きをかけながら行う県内入学者の確保や卒業者の県内就職を図る取組について支援するほか、大学等の受け皿の拡充に向けた取組を進めるとしている。また、県内大学等と自治体・企業が連携して行う卒業者の県内就職促進等の取組を支援するとしている。

KPI：県内高卒者の県内大学への進学率 23.1%（平成26年度（2014年度））→25.0%（平成31年度（2019年度））

具体的な事業：私大・短大パワーアップ支援事業

②大卒・高卒者の県内定着の促進

(ア) 高校生一人一人の進路希望に応じたきめ細かな支援の充実

高校生が将来を考える機会を設け、県内大学をはじめ大学や将来の職業に関する理解を深め、進学や就職への意欲を高めてもらうことが狙いとされている。

進学者の多い高校にはキャリアアドバイザーを配置し、高校在学中から大卒者を採用している県内企業情報の提供を行う等、大学卒業後の県内就職を視野に入れたキャリア教育の充実を図るとされている。また、就職者の多い高校等に就職支援員を配置し、関係機関との連携により県内企業の求人掘り起こしに努める等、県内就職を促進するとしている。

KPI：高校生の県内就職率（公私立、全日制・定時制）

61.5%（平成25年度（2013年度））→74.0%（平成31年度（2019年度））

具体的な事業：キャリア教育総合推進事業

「未来のあきたを作る」人材育成事業

(イ) 県外進学者の県内回帰に向けたアプローチ

県内の高校生が県外の専門学校や大学に進学する際に、就職情報案内登録制度を勧奨し、登録学生について、大学への働きかけやライフプランを考えるセミナーを開催する等、秋田県での就職を意識させるアプローチを行うとしている。

KPI：進学者のうち就職情報案内登録者の割合

18.8%（平成 26 年度（2014 年度）→50.0%（平成 31 年度（2019 年度））

具体的な事業：県外進学者等の県内定住ライフプラン推進事業

(ウ) 若者等に向けた情報発信

若者等に向けて、秋田の良さを印象づける動画等のコンテンツを制作し、動画共有サイトや県公式ウェブサイトで発信することを掲げている。

KPI：PR 動画再生回数 40,000 回（5 か年分の累計）

(エ) 奨学金返還助成制度の創設

県内企業に就職する新卒者等に対し、奨学金返還額の一部を助成する「奨学金返還助成制度」を創設としている。

KPI：奨学金返還助成者数 2,200 人（5 か年分の累計）

(オ) 秋田への定着を促進する県内就職者への優遇制度の創設

県内就職者への優遇制度（県内公共施設の利用に係る割引等）の創設により、高校や大学等の新卒者の県内定着を誘引としている。

KPI：優遇制度登録者数 12,800 人（5 か年分の累計）

基本目標 3 少子化対策

現状では、未婚・晩婚・晩産化が進行し、出生数が減少している。したがって、子どもを産み、育てやすい環境をつくることが課題であるとしている。

誰もが安心して結婚・妊娠・出産・子育てできるように官民一体となった取組を展開し「脱少子化」への機運を醸成することを掲げている。また、独身者や子育て世代など、各世代のニーズを踏まえた経済的支援を大胆に実施するとしている。

数値目標は、婚姻数を平成 26 年度（2014 年度）の 3,842 件から平成 31 年度（2019 年度）に 4,020 件に増加させ、合計特殊出生率を平成 26 年度（2014 年度）の 1.34 から平成 31 年度（2019 年度）に 1.50 に上げることを目指すとしている。

(1) 官民一体となった脱少子化県民運動の展開

①結婚，出産，子育てに関する意識の醸成

(ア) 少子化対策の総合的、実践的な取組の推進

少子化に対する危機意識を共有し、県、市町村、民間団体、企業が一体となり、脱少子化に向けた総合的、実践的な取組を推進するとしている。

KPI：脱少子化モデル企業数 118 団体（平成 26 年度（2014 年度））→250 団体（平成 31 年度（2019 年度））

具体的な事業：「ベビーウェーブ・アクション」実践拡大事業

秋田県市町村子どもの国づくり支援事業

少子化対策応援ファンド助成事業

市町村少子化対策強化補助金

②仕事と子育てを両立できる環境づくり

(ア) 子育てしやすい職場づくりの推進

所定外労働の削減や育児休業・年次有給休暇等の取得促進の取組の啓発、「子ども職場参観日」による子育てしやすい職場づくりのための意識醸成等、仕事と子育ての両立支援に資する取組を促進するとしている。また、仕事と子育ての両立を図るための新たなワークスタイルを企業に対して提唱するとしている。

KPI：次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定件数（従業員 100 人以下の企業） 647 件（平成 26 年度（2014 年度））→772 件（平成 31 年度（2019 年度））

具体的な事業：仕事と家庭の両立応援企業拡大事業

次世代育成サポートアドバイザー派遣事業

パパ・ママ両立応援実践事業

子育て応援企業表彰事業

「19 時からパパも子育て」推進事業

(イ) テレワークの導入による働きながら子育てしやすい環境づくり

子育てや親の介護をしながら、家庭で ICT を活用して仕事ができるよう、テレワークの導入に向け、対象業務やニーズ調査を実施するとしている。また、県庁でのテレワークの導入を検討するとしている。

KPI：テレワークの導入に取り組む企業等の数 5 件（5 か年分の累計）

具体的な事業：「あきたテレワーク」による新しい働き方の普及支援事業

基本目標 4 新たな地域社会の形成

現状は、人口減少や高齢化の進行に伴い地域コミュニティの機能低下が深刻化している。新たなコミュニティの構築や行政サービスのあり方が課題であるとしている。

基本的方向としては、地域資源の利用を促進するとともに、地域活動や社会活動の担い手となる女性・若者等の活動を支援するほか、多様な主体との協働を推進し、コミュニティの維持・活性化を図るとされている。

市町村との連携や機能合体の推進など、人口減少社会にあっても住民サービスの水準を維持し、安心して暮らせる仕組みをつくるとしている。

数値目標は、「住んでいる地域が住みやすい」と思っている人の割合を平成 31 年度（2019 年度）までに 80%とすることと、社会活動・地域活動に参加した人の割合を平成 26 年度（2014 年度）の 46.4%から平成 31 年度（2019 年度）に 68.0%に上げることの 2 つを掲げている。

(1) 地域社会の維持・活性化

①地域資源の活用等による地域コミュニティの再構築

(ア) 地域の資源や人材を活用した課題の解決

地域の実情に応じた支え合い体制の構築を図るため、地域課題の解決に取り組む市町村において先導的な事業を実施し、地域の活性化や課題解決のモデルを構築するとしている。また、元気なシニアのスキルやノウハウを生かした社会づくりの推進等、多様な分野への進出を支援するとしている。

KPI：地域支えあい体制構築のための先導的取組件数 15 件（5 か年分の累計）

発掘したシニア人材の地域デビュー人数 75 人（5 か年分の累計）

具体的な事業：秋田型地域支援システム推進事業

はつらつシニア応援事業

(イ) 多様な主体による「地域協働」

市町村・NPO 法人・民間団体・企業等と協働し、地域の課題解決を目指すとともに、子どもたちの地域への愛着と誇りを醸成し、地域住民の活力を高めるとしている。

KPI：地域課題解決のための協働実践件数 40 件（5 か年分の累計）

具体的な事業：協働の輪づくり促進事業

秋田発・子どもふるさと交流推進事業

(ウ) 地域コミュニティ活動活性化の全県域への拡大

地域コミュニティ活動への支援を広域的に推進するため、小さな拠点の形成支援、若者や女性のコミュニティ活動への参加促進、GB ビジネスの拡大、地域情報の掘り起こし・発信等を全県域で行うとしている。

KPI：地域が目指す将来像の実現に向け元気ムラ活動を進めている地域コミュニティの数

575 集落（平成 26 年度（2014 年度））→1,160 集落（平成 31 年度（2019 年度））

具体的な事業：市町村集落対策補完事業

集落活動広域的支援事業

「お互いさまスーパー」創設事業

(エ) 県・市町村協働の地域づくり

平鹿地域振興局と横手市のワンフロア化、職員研修、地方税徴収対策等の分野で進めている「県と市町村の機能合体」の取組の普及・拡大や、「人口減少社会に対応する行政運営のあり方研究会」における自治体間の業務連携、生活関連インフラの運営に関する連携の推進により、住民サービス水準を維持し、安心して暮らせる仕組みを構築するとしている。

また、連携中枢都市圏構想、定住自立圏構想等への取組を支援し、市町村間の広域連携を推進するとしている。

KPI：自治体間の連携が実現した取組数 45 件（5 か年分の累計）

具体的な事業：県・市町村協働の地域づくり推進事業

(オ) 都市のコンパクト化の推進

市街地の拡散を防止し持続可能な都市経営を確保するため、人口や土地利用形態等の基礎的な調査・分析を実施し、人口減少に対応したまちづくりを進めるとともに、市町村にお

ける都市のコンパクト化に向けた取組を支援するとしている。

KPI：立地適正化計画策定市町村数 4 市町村（5 か年分の累計）

具体的な事業：都市計画指導調査事業

(カ) 地域公共交通の維持・確保

少子高齢化社会における県民の生活実態に応じた地域公共交通の提供を通じて、誰もが安心して暮らせる日常生活の移動手段を確保するとしている。

KPI：一般乗合事業免許キロ数 4,162 km（平成 26 年度（2014 年度））→4,162 km（平成 31 年度（2019 年度））

具体的な事業：生活バス路線等維持事業

(キ) ふるさとへの理解と愛着を深める活動の促進

秋田の将来を担う子どもたちが、大壁画「秋田の行事」をはじめとする秋田県の優れた芸術・文化作品の鑑賞を通じて、自分たちの住む地域への理解を深め、ふるさとを愛する心を育む活動を促進するとしている。

KPI：事業に参加した学校のうち、地域の魅力を県内外に発信した学校の割合 100.0%（平成 31 年度（2019 年度）まで毎年度）

具体的な事業：あきたの子ども文化体験促進事業

(2) 安全・安心な暮らしを守る環境づくり

①健康で安心な暮らしの確保

(ア) 健やかで安心な老後の実現

地域全体での健康づくりのモデルを確立し、生活習慣の改善を推進するとしている。

また、中心市街地の活性化や豊かな生活が息づく中山間地域の形成等、県内各地域の実情に応じた地域づくりを視野に入れた「秋田版 CCRC 構想」の推進に向け、市町村や企業、団体等が一体となった取組を支援するとともに、高齢者の知見の更なる活用による地域産業の活性化を図るとしている。

KPI：健康づくりチャレンジメニュー（減塩、減量、禁煙等）参加者のうち、行動変容を実感した人の割合 35.0%（平成 31 年度（2019 年度））

CCRC の導入によるまちづくり取組件数 7 件（5 か年分の累計）

CCRC の機能を有する住まいへの入居世帯数 168 世帯（5 か年分の累計）

具体的な事業：秋田で生涯活躍するまちづくり事業

(イ) 総合的な雪対策の推進

少子高齢化の進展に伴い、積雪に伴う問題（担い手不足や除排雪作業中の事故等）が深刻化していることから、地域の実情に応じて関係機関が連携・協働を図りながら、冬期も安全・安心に暮らすことができる環境づくりを推進するとしている。

KPI：共助組織数 12 団体（平成 26 年度（2014 年度））→50 団体（平成 31 年度（2019 年度））

具体的な事業：雪対策推進事業

②安全・安心まちづくり

(ア) 地域見守り活動の推進

各種アドバイザー（高齢者安全・安心アドバイザー、チャイルド・セーフティ・センター員、交通相談員等）を活用し、コミュニティレベルでの安全・安心の実現を図るとしている。

KPI：高齢者の交通事故死傷者数 555 人（平成 26 年度（2014 年度））→500 人以下（平成 31 年度（2019 年度））

具体的な事業：高齢者安全・安心アドバイザー事業

〔2〕基盤となる横断的な取組

(1) 人材の育成と活用

地域の活力を生み出すのは、「ひと」であり、全ての分野で人材の育成・確保と活用が不可欠であるとされている。特に少子高齢化が進行している秋田県においては、老若男女を問わず、あらゆる人材をフル活用し、「しごと」や「まち」づくりを進めるとしている。

(2) ICT の活用

ICT は人口減少社会において、効率的な行政サービスの実施、産業の復興、県民の利便性の維持・向上等に欠かせないツールであるとされている。

これまでに投資してきた ICT 資産を最大限に活用するとともに、地域の安全・安心の確保や観光地における Wi-Fi 環境の整備促進等に向けて、更なる基盤強化を図るとしている。

(3) 人的ネットワークの活用

県と県人会、県人会相互の連携強化など、官民一体となって、あらゆる人的ネットワークを活用し、「オール秋田」で各種施策の推進を図るとしている。

KPI：連携可能な県人会等の団体数 50 団体（5 か年分の累計）

具体的な事業：県人会ネットワーク化推進事業

5. 秋田県が重点プロジェクトとして位置づけている施策

次ページの表は、秋田県が重点プロジェクトとして位置づけている 17 個の施策である。

【図 3-2-3】秋田県が重点プロジェクトと位置付ける施策

	施策・事業	5年後の 目指すべき姿	KPI(重要業績 評価指標)	平成 26 年	平成 31 年
1	航空機産業の振興 と専門人材の育成	■国際的な認証取得により拠点形成に向けた一貫工程化が進展 ■航空機産業をリードする中核的人材の増加	航空機産業の製造 品出荷額	11 億円	54 億円
2	新エネルギー産業 の大規模展開	■洋上風力発電の稼働に向けた関連産業の育成や人材育成等の取組が進展 ■陸上での風力発電施設等の建設工事、部品製造、保守管理等への県内企業の参入拡大	風力発電の導入量	21 万 kW	56 万 kW
3	ICT 専門人材育成 と高度 ICT 企業の 誘致	■大都市圏及び海外から県内情報関連事業者への受注拡大、売上高増大 ■ICT 利活用の動きが加速し、県内産業全体の高度化、効率化が進行	自社商品開発企業 数	5 社	34 社
4	クールジャパン戦略に基づく幅広い 県産品の輸出の促進	■東南アジアをはじめとする海外市場に向けた県産品の輸出を拡大するためのネットワークや商品群の形成	海外展開に新たに 取り組む企業数		43 社

		が進展 ■海外への輸出窓口として秋田港が拠点化			
5	秋田県の農業を牽引する強い担い手づくりと多様なルートからの新規就農の促進	■農業法人の設立や企業の新規参入による多様な担い手の増加 ■新規就農者の増加	農業法人数	494 法人	795 法人
6	メガ団地を核とした園芸品目の大幅拡充	■メガ団地とサテライト団地、ネットワーク団地等の園芸拠点が全県で形成され、園芸品目の生産拡大が一層加速化	主な園芸作物の販売額	13,470 百万円	21,600 百万円
7	県産農産物の認知度を飛躍的に向上させるインパクトある販売戦略の展開	■県産農産物の知名度向上と秋田ブランドの確立により、販路と生産が拡大 ■6 次産業化により高付加価値化が進み、農業所得が向上	県が支援して加工・業務用として新たにマッチングが成立した産地数	26 件	46 件
8	「ウッドファーストあきた」の推進による林業雇用の拡大	■県産材需要の喚起により、素材(丸太)生産量が増加 ■若い林業技術者の増加	素材(丸太)生産量	1,030 千 m ³	1,380 千 m ³
9	ICT の活用と外国人向けの新しい旅行プログラムの開発による海外からの誘客促進	■秋田県が日本の中の「ユタカナアキタ」として認知され、東アジアからの旅行者が拡大	外国人延べ宿泊者数	41,510 人	100,000 人

10	秋田の将来を支える人材の育成	■ 高等教育機関の受け皿の拡充と進学率の増加による若者の県内定着 ■ 英語コミュニケーション能力“日本一”の取組により、日常生活とともに、基本的なビジネス英語を習得している若者が増加	国際交流を実施している高校数	29 校	49 校
11	移住者サポートの充実	■ 移住者の暮らしやすさの向上 ■ 移住のステージに応じた切れ目のない支援とサポート体制の構築	市町村定住サポーターの人数		25 人
12	市町村等と連携した空き家の利活用促進	■ 県・市町村・不動産業界が連携した空き家利活用促進体制の構築 ■ 全市町村における空き家バンクの整備	空き家を活用して移住した世帯数		110 世帯
13	全国トップクラスの子育て助成制度	■ 出生数に占める第 3 子以降の割合の上昇	出生数に占める第 3 子以降の割合	16%	21%
14	子育て世帯に対する住宅支援	■ 子育て世帯の経済的負担の軽減による出生数の増加	子育てリフォーム件数		920 件

15	若者の県内定着と 多子世帯の経済的 支援に向けた奨学 金制度の創設	■新卒者や A ター ン登録者の県内就 職者の増加 ■第 3 子以降の出 生割合の増加	奨学金返還助成者 数		2,200 人
16	女性と若者の活躍 推進	■事業所等におけ る女性の就業継続 や管理職登用等を 図るための環境整 備が進展 ■女性が個性と能 力を生かして地域 で活躍できる環境 整備が進展 ■地域の課題解決 や元気創出に積極 的に取り組む若者 が増加	女性の管理職登用 率等を盛り込んだ 行動計画を策定し た 300 人以下の事 業所数		200 事業 所
17	高齢者が元気で活 躍できる地域づく り	■高齢者の社会活 動・地域活動への 参加の促進と就業 機会の増加等 ■魅力的な地域づ くりによる高齢者 の人口流出の抑制	CCRC の機能を有 する住まいへの入 居世帯数		168 世帯

出典：あきた未来総合戦略を用いて WSA 作成

第3節 秋田県の実施

1. 秋田モデルの概要について

秋田県においては、少子高齢化が急速に進み、広範かつ大量な行政サービスが必要になってきており、単一の自治体によるサービスのみでは、行政の質の確保が難しい分野も出てきている。そのため、県と市町村で重複する業務について一体化を図ることで、行政サービスを維持するとともに、効果的・効率的な事務事業を実施していくことを目的として、県と市町村で協議の上、県と市町村が一体となって又は共同して業務を行う「機能合体」を推進している。県では「機能合体」により、効率的かつダイナミックな行政を行うことができると捉えている。

(1) 機能合体に関する経緯

時 期	内 容
2009 年 (平成 21 年) 10 月	第 1 回秋田県・市町村協働政策会議
2010 年 (平成 22 年) 4 月	・ 県と仙北市による「仙北市観光・インフォメーション・センター」設置 ・ 「秋田県地方税滞納生理機構」設置（県と全市町村） ・ 県・北秋田市・仙北市により「秋田内陸活性化本部」立ち上げ（北秋田市役所内）
2010 年 (平成 22 年) 12 月	「秋田県平鹿地域振興局と横手市との機能合体に関する基本協定」締結
2011 年 (平成 23 年) 3 月	県・市町村職員の合同研修に関する基本協定締結
2011 年 (平成 23 年) 4 月	県生活センターや消費生活相談室で市町村相談担当者の実務研修受入や巡回指導を開始
2011 年 (平成 23 年) 5 月	平鹿地域振興局と横手市が相互の庁舎・施設に入居するワンフロア化をスタート
2012 年度 (平成 24 年度)	県と市町村の交換除雪を開始
2015 年度 (平成 27 年度)	人口減少社会に対応する行政運営のあり方研究会立ち上げ

(2) 機能合体の分野別状況

分 野	事 業 内 容
観光振興	仙北市観光・インフォメーション・センターの設置
地方税徴収	秋田県地方税滞納生理機構による滞納整理

消費生活相談	市町村相談担当者の受入及び巡回相談の実施
職員研修	県・市長会・町村会で研修実施の基本協定→地区別研修の開催
生活排水処理	秋田県生活排水処理事業連絡協議会の設置
道路維持管理	県と市町村で道路ネットワークの協働に関する協定（交換除雪等）
地域活性化	秋田内陸縦貫鉄道の維持を目的に秋田内陸活性化本部を立ち上げ
電子入札	秋田県電子入札共同利用連絡協議会を設置し、共同利用を拡大
ワンフロア化	庁舎の統合及び文化交流施設の統合

(3) 秋田県と市町村の協働に関する取組

秋田県では、概ね以下のような方法で県と市町村の機能合体を進めている。

①機能合体の形式

(ア) 執務体制の一体化、共同化

- ・双方の事務をワンフロアで実施（必要に応じて、県・市それぞれの職員に併任発令）
- ・新たな任意組織の設置
- ・内部機関の共同設置

(イ) 双方の類似業務の共同実施

協議会等を設置するなど、双方の類似業務を連携して実施する。

(ウ) 双方の類似業務を一方に事務移管し、事務を集約

法令や国庫補助金等の制度によらない事業で、双方で実施している類似業務について、どちらか一方に事務移管する。また必要に応じて、県から市町村への職員派遣も実施する。

(エ) 市町村への権限移譲

県の権限移譲条例で定められている移譲事務のほか、場合によっては新たな移譲事務の追加について検討している。

②機能合体の具体例

(ア) 地域別の取組

執務空間のワンフロア化…平成 22 年（2010 年）9 月に研究の成果を報告書としてまとめ、同年 12 月には知事と横手市長との間で、「秋田県平鹿地域振興局と横手市との機能合体に関する基本協定」を締結した。その後、県市間で協議を進め、平成 23 年（2011 年）5 月からは平鹿地域振興局と横手市が相互の庁舎・施設に入居し、同一フロアで執務を行う「ワンフロア化」がスタートしている。

- ・観光分野…県の広域観光業務を市に移管し、県職員 2 名を派遣するとともに、県から市へ交付金を交付している。また、横手駅前の横手市施設において、県・市の観光振興業務をワンフロアで実施している。
- ・商工・農林・建設分野…市の産業経済部（観光物産課を除く）及び建設部が平鹿地域振興局庁舎に入居して同一フロアで執務している。商工分野では県と市が相互に職員を併任発令、農林分野では担い手育成等の業務を市に移管するとともに県職員 2 名を派遣、建設分野では建築確認業務を市に移管したうえで、各分野において県と市が一体化又は連携して業務を推進していくとしている。
- ・ワンフロア化の効果…県・市間の調整が随時可能となり、効率的に事務作業が行えるようになったほか、災害時・緊急時の迅速な対応が可能になった（事務の効率化）。また、県・市の窓口が集約されることにより各種手続や住民要望等にワンストップで対応可能となり、住民対応のスピードアップが図られた（住民サービスの向上）。
- ・ワンフロア化以外の取組…県内には 8 つの地域振興局があるが、県・市町村・関係団体等による研究会等を設置し、検討結果を踏まえ機能合体の取組を進めている。観光分野では、振興局と管内市町村で構成する協議会等を設置するなどした上で、広域観光ルートの造成、滞在・体験型観光ツアーの企画、誘客宣伝などの取組が全地域で進んでいるほか、県道と市町村道で構成される観光ルートにおいて、観光案内と道路案内を一体化させた標識等の整備を行っているケースもある。

（イ）分野別の取組

- ・観光振興…秋田県への観光の玄関口である角館駅前において、仙北市と同市を起点とした県内周辺地域への観光客の流動促進を図るため、平成 22 年（2010 年）4 月に県、仙北市、地元観光協会、秋田内陸縦貫鉄道株式会社が協働で運営する窓口「仙北市ツーリスト・インフォメーション・センター」（以下「仙北市 T.I.C」という。）を設置し、共同運営している。仙北市 T.I.C では、仙北市内の観光情報はもちろん、県内全市町村の観光パンフレットの配布や県内の観光地・行事の紹介等、広域的な観光情報を提供しているほか、仙北市を起点とした広域的な旅行商品の企画、商品化の促進、関連する情報発信等を行っている。この結果、観光客の利便性が向上するとともに、仙北市はもちろん、その周辺地域への観光客の流動が進んでいる。
- ・地方税徴収対策…個人住民税をはじめとする市町村税の滞納整理を推進し、市町村及び県の税収を確保するとともに、市町村職員の徴収技術向上を図り、今後の徴収

体制づくりをおこなった。

- ・消費生活相談…県民の誰もが身近な場所で消費生活に関する相談ができ、安全で安心な消費生活を送ることができるよう、県及び市町村の消費生活相談窓口の体制強化を目的に、県生活センターと、北部消費生活相談室及び南部消費生活相談室において、市町村相談担当者の実務経験に応じ、県相談担当者とともに2～6カ月間程度相談業務等を行う受入実務研修や巡回指導のほか、弁護士等を講師とした事例研修を実施している。
- ・職員研修…従来、県・市町村職員の合同研修は、県でカリキュラムを作成していたが、県・市長会・町村会の3者で研修実施の基本協定を締結し、県・市町村の職員等で構成する協議会において、合同研修のカリキュラムの見直しを行うとともに、県内3ヵ所で地区別研修を開催している。
- ・生活排水処理の広域共同化…生活排水処理事業の経営基盤の強化などを目的として、「秋田県生活排水処理事業連絡協議会」を設置し、県と市町村の協働による汚水・汚泥処理の広域共同化（統合）及びバイオマスの利活用（高付加価値化）を推進するとしている。
- ・道路維持管理…市町村道において、県管理道路と同等の管理レベルを確保するため、県と市町村との間で道路ネットワークの協働に関する協定を締結し、パトロールの一体化等を実施しており、効率的で良好な道路維持管理が図った。
- ・秋田内陸活性化本部の設置…過疎地の第三セクター鉄道である「秋田内陸縦貫鉄道」（以下「秋田内陸線」という。）の持続的運行を目指し、県・市の事業を連携させることにより、事務処理が効率化するとともに、より効果的に事業を実施できるようにした。
- ・電子入札システムの共同利用…県・市町村双方のコスト削減のため、共同システムの利用の拡大を図った。
- ・各種相談業務（WEB 会議システム）…市町村役場を訪れる利用者の方が、地元市町村にしながら、パソコン画面を通じ県相談機関の担当者の顔を見ながら相談を行うことができるようにしている。
- ・文化活動の一体化…秋田県民会館と秋田市文化会館の機能を集約した「県・市連携

文化施設」を、現在の県民会館の敷地に整備し、文化芸術の活性化、街のにぎわい創出を図るとともに、施設の維持や管理の効率化を図ろうとしている。

2. 秋田県の予算概況

令和元年度(2019年度)の秋田県新規事業として、高等教育費負担軽減事業、移住相談支援システム機能強化事業、移住者等ネットワーク構築事業、移住・就業支援事業、県内企業における新卒採用支援事業、あきた結婚支援センターマッチングシステムリニューアル事業、結婚・子育て応援事業、女性活躍・定着促進企業応援事業、若者チャレンジ応援事業、若者と地域をつなぐプロジェクト事業、関西圏における県・市町村協働の「関係人口」創出事業、地域支え合いシステム緊急対策事業の予算化が決定された。以下、秋田県の新規事業を列挙する。

(1) 高等教育費負担軽減事業（予算額：1,894万円）

令和2年度（2020年度）からの高等教育無償化制度の実施に向けて、県内の私立専門学校に対し、制度の対象となる要件の確認事務等を行うことを目的としている。

県内の私立専門学校に対し、制度に関する説明会を開催するとともに、対象となる要件をクリアするための指導・助言及び確認事務を行い、対象となる学校を公表する。

(2) 移住相談支援システム機能強化事業（予算額：14,298千円）

移住希望者の様々なニーズに対応し、県、市町村、移住支援機関を通じた一貫した移住支援が行えるよう、関係機関が移住希望者情報や支援状況を共有する相談・支援管理システムを構築することを目的としている。

事業内容は相談・支援管理システムの構築である。相談者の基本情報や相談内容、支援状況をデータベース化し、首都圏の相談窓口や市町村、各支援機関が随時情報を閲覧・追記できる顧客管理ネットワークを構築するものである。

(3) 移住者等ネットワーク構築事業（予算額：3,872千円）

移住者が移住者を呼び込む好循環の創出に向け、コミュニティの強化・ネットワーク化を図り、移住者による秋田暮らしの魅力発信、受入環境の整備や定住サポートの取組を促進することを目的としている。

なお、事業内容は以下の二つである。

- ① 移住者等団体による情報発信、現地交流メニューの開発、移住者定住サポート活動の促進
- ② 移住者の連携促進と移住者等団体の掘り起こしを図る研修会の開催

(4) 移住・就業支援事業（予算額：167,036千円）

(内訳：①マッチング支援事業 7,036 千円

②移住支援金交付事業 160,000 千円)

東京圏からの移住の促進及び本県企業の人材確保を図るため、東京圏在住の A ターン希望者と県内企業とのマッチングを強化するとともに、就業した移住者に対し市町村と共同で移住支援金を交付することを目的としている。

なお、事業内容は以下の二つである。

① マッチング支援事業

東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）の A ターン就職希望者と中小企業等とのマッチングを支援する。

② 移住支援金交付事業

(i) 地方創生推進交付金対象分

東京 23 区在住者または通勤者が秋田県に移住し、マッチング支援対象企業に就職または創業した場合、移住支援金を支給する市町村に対し助成する。

(ii) 県単支援分

(i) の支援金対象者のうち、先進技術（IoT、AI 関連）の活用を担う人材として、また人材不足が特に深刻な分野（建設、医療・福祉）において就職する技術職・専門職である場合、支援金を加算して支給する。

(5) 県内企業における新卒採用支援事業（予算額：6,262 千円）

新卒採用に意欲的な県内企業を対象に、採用の重要なポイントや全国の採用動向等を学ぶセミナー等を開催することを目的としている。

なお、事業の内容は以下の二つである。

① セミナーの開催

(i) 経営者・採用責任者向けセミナー

(ii) 採用担当者向け実践セミナー

② 新卒採用に関する座談会の開催

(6) あきた結婚支援センターマッチングシステムリニューアル事業

(予算額：23,286 千円)

あきた結婚支援センターの利便性向上により登録会員及び成婚者数の増加やセンターの業務内容の効率化を図るため、マッチングシステムのリニューアル等費用を助成することを目的としている。

事業内容は、センターのマッチングシステムリニューアル等費用の助成である。

(7) 結婚・子育て応援事業

(予算額：4,613 千円 内訳 ①結婚・子育ての機運向上作戦事業 3,376 千円

②広報活動事業 1,237 千円)

県民が結婚や子育てに前向きなイメージを抱くことができるよう、行政や企業、県民参加による運動を展開し、社会全体で結婚・子育てを応援する機運を醸成することを目的としている。

なお、事業内容は以下の二つである。

① 結婚・子育ての機運向上作戦事業

(i) 知事・市長のトップリーダー対談

(ii) カフェ DE 結婚・子育てトーク

(iii) 結婚応援パスポート事業の創設

② 広報活動事業

県広報誌「あきたびじょん」への掲載やリーフレットを作成する。

(8) 女性活躍・定着促進企業応援事業（予算額：2,450 千円）

人口の社会減の抑制に向けて女性の県内定着を促進するため、女性の視点による新たなプロジェクト事業を実施するなど、女性活躍のモデルとなる県内企業を育成し、優良モデルを全県に普及拡大することを目的としている。

なお、事業内容は以下の3つである。

①経営者向け意識啓発セミナーの開催

県内企業の経営者や管理職等を対象として、企業における女性活躍の意義や必要性等を啓発する。

②女性活躍に向けた実践講座の開催

セミナーの参加企業のうち、女性の視点によるプロジェクト事業に実際に取り組みたいとする県内企業等を対象に、優良事例の紹介や女性活躍の取組手法の助言・指導等を実施する。

③女性活躍・定着促進モデル企業の選定

実践講座の参加企業等を対象として、女性活躍・定着促進モデル企業を選定する。

(9) 若者チャレンジ応援事業（予算額：31,531 千円）

次世代を担う若者の夢の実現に向けたチャレンジを支援することによって、若い世代の地域活性化に向けた戦略的な取組を促進し、地域の元気創出につなげるとともに、県内定着・ふるさと回帰を図ることを目的としている。

事業内容は、若者ならではの斬新なアイデアを生かした戦略的な取組を支援し、地域の活性化を図るものである。

補助対象を原則として県内在住の18歳以上40歳未満の個人または団体とし、その補助期間は1～3年とする。各分野の専門家の派遣等により、企画から実践まで段階に応じて切れ目ないサポートを実施するサポート体制を取るものである。

(10) 若者と地域をつなぐプロジェクト事業（予算額：3,660 千円）

人口減少下においても地域の元気創出を図っていくためには、次世代を担う若者の活躍が不可欠であることから、若い世代の主体的な地域創造を後押しすることを目的としている。

事業内容は、高校生等が企画する地域活性化に向けた取組をサポートし、若い世代の主体的な地域活動の促進を図るものである。

本事業は、企画の募集、企業・団体の募集、集中ワークショップの開催、企画の実践、成果発表会の開催の順に行われる予定である。企画の募集段階で、県内の高校・大学に在学中の若者と地元企業・地域づくり団体とのマッチングを行う。

(11) 関西圏における県・市町村協働の「関係人口」創出事業（予算額：16,048 千円）

関西圏をターゲットとした「秋田の魅力発信プロモーション」の取組を踏まえ、市町村との協働により、秋田県への関心をさらに高めるとともに、様々な形で地域づくりに貢献する「関係人口」を創出し、地域の活性化につなげることを目的としている。

なお、事業内容は以下の2つである。

①「関係人口」創出プロジェクト事業

関係人口の創出に向けて、市町村との協働により、秋田の魅力や地域活動の体験を盛り込んだ実践プログラム等を実施する。

③「秋田の魅力発信」プロモーション事業

市町村との協働により、秋田県の魅力や暮らしをPRするイベントを開催する。

(12) 地域支え合いシステム緊急対策事業（予算額：5,584 千円）

人口減少の進行により交通や買い物など、日常生活を支える様々なサービスの維持が困難になってきている地域があることから、市町村との連携により、住民全体の支え合いの仕組みを早急に構築することを目的としている。

なお、事業内容は以下の2つである。

①地域支え合いシステム推進事業

NPOや企業、行政などが連携し、住民主体の支え合いによる生活課題の解決に向けた取組に対する意見交換等を実施する。

②地域支え合いシステム緊急対策交付金事業

生活交通の確保など、住民主体の支え合いによるトライアルに対して支援する。

3. 秋田県庁におけるヒアリングの概要

日時：令和元年（2019 年）5 月 14 日（火）

場所：秋田県庁

〈1. あきた未来創造部関係〉

（対応者）

あきた未来戦略課、移住・定住促進課、次世代・女性活躍支援課、地域づくり推進課

（1）説明

・人口減少問題への対応（概況）

秋田県では 1 年で約 14, 000 人、1 日 37 人（1 クラス）が減少している。人口減少問題への対応については、自然減と社会減の両面から実施している。自然減への対応としては、平成 23、24 年（2011、2012 年）から少子化対策を本格的に行っている。社会減への対応としては、平成 27 年（2015 年）から県内企業の足腰を強くし、就職先を確保することにより、若者流出を抑止する対策などを実施している。

・移住・定住促進関係

「秋田県出身者もそうでない方も（A11）みんな秋田（Akita）に来てください！」との思いをこめて、A ターン政策を実施している。A ターン就職を斡旋する A ターンプラザ（秋田県東京事務所）に加え、移住促進策として、H27 に有楽町（東京都）のふるさと回帰支援センターに A ターンサポートセンターを設置した。

毎年 4, 000 人を超える社会減が生じており、若者の県内回帰・定着を促進するため、中学・高校の段階からアプローチを行い、学生のうちから県内企業への理解を深め、県内就職を意識してもらおうとしている。

また、既に移住された方々者の目で秋田を見つめてもらい、良いところも悪いところも含め、秋田暮らしの魅力を発信してもらうなど、移住潜在層への働きかけも行っている。

・結婚支援関係

他の県と比較しても秋田は早い段階から、結婚支援に取り組んでいる。

県では市町村や民間団体と連携して県内 3 か所に結婚支援センターを設置している。出会いを希望する独身男女が会員登録し、マッチングシステムに自身のプロフィールや相手の希望条件を入力して検索すると相手候補が表示され、その中からお見合い相手を選んで申し込む仕組みになっている。その他、多人数の出会いの場となる出会いイベントは企画内容を参加者のニーズに合わせるなど工夫している。

秋田県の婚姻率は全国最下位という現状であり、現在、1 年間で約 3, 000 件が結婚してい

る。結婚支援は成果としてまだ十分見えていないが、これらの事業がなければもっと婚姻件数が減少していたと思われる。

・子育て支援関係

子育て支援部門が、健康福祉部からあきた未来創造部に移動したが、業務分野は庁内各部に渡っており子供がすこやかに成長できるよう妊娠から進学まで連携して支援している。

子育て支援のひとつとしてネウボラという子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援しており、最近は規模の小さい町でもネウボラの設置が進んでいる。

県内には幼稚園が 36 園、保育所が 208 か所、幼稚園連携型認定こども園が 69 園あるが、中でも保育所のニーズが高い。また、学童保育のニーズも高く、小学校 198 校に対してクラブ数が 281 個であり、定員を概ね 40 人とする基準があるため、学校に複数のクラブがある場合がある。クラブ増加の背景には、共稼ぎ世帯の増加のほか、子ども一人当たりの面積基準や、対象者を 6 年生までに拡大したことなどの法整備の影響がある。

子供 1 人当たりの保育料助成額（県予算）は本県が全国 1 位であり、手厚い経済的支援を行なっている。

・地域の人口減少対策関係

地域活性化は人口減少下においての守りの対策としても位置付けられる。集落機能、生活サービス機能の維持を重視し、高齢者の活用や、若者のエネルギーを活用することも含まれる。例えば、地域の元気創造、若者のチャレンジ・夢実現への応援などを実施している。

今年度から、若者のチャレンジ支援として 3 年間の補助制度を立ち上げた。同事業では補助金の給付に併せて、アドバイザーによる伴走支援も実施し、40 件程度の相談があり、秋田の文化や魅力の発信、地域資源を活用した起業など地域を活性化するアイデアがある。

また、県内 22 の地区で山菜収穫、首都圏へ販売するなどの元気ムラ活動を展開しており、こうした情報も全国に発信している。

そして、買い物対策では、企業の CSR 活動と連携してコンビニの移動販売の実証を行った結果を踏まえ、現在は地域の実情に合わせて本格実施している。

新たなコミュニティ生活圏の形成に係る事業として現在 5,500 ある集落を 300 程度の圏域にまとめる構想がある。本年度は 5 市町でモデル事業を実施している。今後、地域の課題、特に日常生活の足の確保、交通網の維持について検討していく。地域の環境そのものを魅力あるものにしていくことが重要。

(2) 質疑

Q. 人口流出対策を行うにあたって、対応が困難な点について

A. 社会減を 4,000 人から 2,000 人に減らすことを目標にしているが、対象者の捕捉と効

果的なアプローチが難しい。行政としてはメディア等とタイアップしているが、施策を行うターゲットとのマッチングが課題。また、意識、行動面の変革が難しい。能力や適性を活かした職場、採用計画など企業側の意識も必要。経済的な支援だけでは届かない。

Q. 秋田県の高校生の県内就職率（53%）の評価

- A. 県内就職率を 74%まで引き上げたい。製造業の規模が小さく、特に工業高校の学生の就職場所が不十分。高校教員が秋田の企業を十分知らないこともあり、求人などアプローチの強い県外企業に斡旋してしまっているのではないか。そのため県内企業からのアプローチを強化していく必要がある。

また、県外進学後、秋田とのつながりが無くなってしまうという課題もある。学生や親が県内企業に接触する機会を増やし、県内企業を知ってもらうプログラムを実施している。首都圏の大学を訪問し、個別相談を行うなど就職支援をしている。

また、秋田県に学生を呼び戻すための企業の求人力、発信力の強化も必要。企業の就業環境の整備など、企業側にも行政と連携して取組を強化していただきたいと考えている。

大学生に直接、情報提供したいが、個人情報のため協力をいただくことが難しい。そのため大学生とその親向けに高校の時の住所にパンフレットを送っている。

Q. 出生率を改善するための婚姻率の上昇に向けての問題

- A. いずれもが重要。結婚は個人の気持ちや意志の問題であり、そこに行政が働きかけるのは難しい。婚姻率は全国最下位だが、秋田県において結婚できていない訳ではない。高齢者人口が多いと婚姻率は下がる。国勢調査で、未婚率は全国平均とほぼ同じ。つまり、若者が少ないため、結婚しない人の割合が増えていると考えられる。

昔はお見合いがあり、恋愛で結婚したのは若い人たちの 2・3 割、現在その割合は逆転している。結婚願望を持っている若い人たちは多いが、結婚をあきらめる人が増えている。このため、きめ細かく世話を焼いていく必要がある。これは非常にセンシティブな問題で、結婚を希望していない人には踏み込むべきでないが、希望する人には徹底的に世話を焼いていく。また、どうやってニーズのある人をキャッチするかも課題。例えば、ブライダル業界にアプローチして協力を仰ぐ方法もある。企業を通じて従業員へのアプローチを行いたい。企業はセクハラ、パワハラ問題になることを警戒するため、従業員の結婚支援に積極的にはなりにくい。

Q. 移住や A ターン就職を進めるにあたっての雇用の確保等移住者側の意向の把握・分析の結果

- A. 秋田県では、東京と秋田に相談窓口を設置しており、希望者のニーズに合わせて住居や教育情報、各種支援制度など全般的なサポートを必要としている方には移住登録を、また仕事のみのサポートを必要とする方には A ターン登録をいただいている。特に「仕

事」への関心が高いが、希望する職種・就労条件と県内求人の条件にギャップがあるなど、マッチングに苦労しているところ。しかし、移住を決める要素は仕事だけではなく秋田暮らしの魅力として、例えば、子育て教育環境のPRや魅力ある教育プランなどをアピールしていきたい。

令和元年（2019年）の秋田における企業開業率は2.6%と、全国と比較して低い状況にある。産業労働部が企業支援を年13件程度行っているが、20～30代がトップの企業も多い。若者チャレンジ制度の相談では、8割が新たに事業を始めたい意向がある。レベルアップ、スキルアップしてから起業となるため、スキルやノウハウ、技術を身に着けることを支援することをメインにしている。

Q. 関係人口のターゲットとしている層

- A. ターゲットとなる年齢層は設定していない。秋田の地域経済や活性化に貢献する人を増やすということが目標になる。特産品を継続的に買ってもらうことなども「関係人口」と捉えられる。自然や特産品、地域での暮らしなど本県ならではの魅力をネットやSNSで情報発信している。

なお、首都圏で観光プロモーションを進めているほか、平成29年（2018年）からは、関西圏で秋田の認知度アップのための施策を実施している。関西圏の人に秋田に来てもらい、秋田ファンを増やしていきたい。

また、今年度、総務省の関係人口のモデル事業（委託）に採択された。SNSを活用してプラットフォームを形成していく。

関係人口の活用としては、県内に来て、様々な地域づくり活動を助けてもらいたい。例えば、お祭りを手伝ってもらうとか。そして究極的には移住を目指す、まずは秋田ファンづくりをしていきたい。

Q. コミュニティ生活圏形成事業に関わる課題

- A. 現在の大きな課題は、車を保有していない高齢者の移動手段や買い物場所の確保、空き家問題、そして、豪雪地帯の除雪問題など生活に必要なサービスの確保である。高齢者のみでの対応が難しいものであり、除雪に関しては作業を行う団体を設立するなど対応をしていく必要がある。

Q. Aターンでの年代別の施策

- A. 首都圏でAターンフェアを行っているが、ファミリー層の相談多い。子供の入学や家の購入などライフステージの節目に移住を検討すると考えられる。そのため、移住相談会では子育て環境や住宅（空家）情報を提供するブースを設置している。また、いろいろなニーズに対応できるよう、移住者のニーズ情報を関係支援機関で共有するシステムを構築中であり、今後も個人の希望に合った移住支援を行っていく。

企業に就職するのは 20 代が多く、就職とは別にこれまで営んできた事業を秋田で継続する場合などは市町村と連携して支援しているところである。高齢層の場合は A ターンしようとしても実家が無くなってしまっている場合もあり、賃貸や別荘なども選択肢になっている。

〈2. 企画振興部市町村課関係〉

(対応者) 市町村課

(1) 説明

・市町村合併関係

平成の市町村合併により、市町村数は 69 から 25 に大きく減少し、減少率は全国第 9 位である。合併により議員や職員数の削減により効率化やスリム化が進んでいる。

合併のメリットとしては、合併特例債を活用し、インフラや公共施設の整備を促進できる点が挙げられる。住民アンケートでは、他地域との交流が進んだとの声がある一方、周辺部へのサービスが届きにくくなっているとの声もある。

合併しなかった市町村でも組織の統廃合によりスリム化が進んでいる。デメリットとしては、職員数の削減により、専門分野の職員が配置できなくなっている点が挙げられる。住民アンケートでは、地域に密着したサービス提供が継続でき、合併しなくて良かったとの声がある。しかし、人口減少により、このまま自治体を運営できるか心配との意見もある。

・機能合体・市町村間連携関係

県と市町村の垂直連携は進んでいる一方で、市町村間での水平連携は進んでいない状況にある。県と市町村の執務室のワンフロア化については、市町村の規模により、状況や考え方に違いがあり、小規模の市町村では、職員を派遣してまで機能合体（ワンフロア化）をして業務をやることに明確な効果や利便性が見えないと進まない。

(2) 質疑

Q. 今後、市町村間連携を進めていく分野

A. 観光、交通、移住・定住分野などは、市町村相互が協働して行いやすい分野と考える。

しかし、窓口業務などは、同じような仕事でも市町村ごとにこれまで行ってきた独自のやり方を持っており、事務の共同化等の連携は難しい。

Q. 技術職員等の専門職員の不足に係る課題

A. 専門職員、特に建設技術者の確保ができていない。人材確保も進めているが難しい問題。一般的な事務職の人が専門的な建設業務を担わざるをえない状況。

第4節 横手市の取組

横手市役所におけるヒアリングの概要

日時：令和元年（2019年）6月18日（火）

場所：秋田県横手市役所

（対応者）

経営企画課、高齢ふれあい課等

1. 説明¹⁷

○横手市の気候、主要産業

- ・ 横手市は盆地のため、夏は暑く、冬は降雪の多い厳しい気候になっている。冬季の積雪深は、平均して1～2mにまで及び、除雪経費として毎年10億円ほど要している。
- ・ 市の産業としては、農業が主力であると認識している。近年では、果樹栽培等、高収益性のある分野への転作を促すなど、農業政策を重視している。

○関係人口関連

- ・ 平成31年度（2019年度）においても、総務省の関係人口拡大モデル事業に引き続き認定されている。事業として、今年度は、海外からの観光需要の拡大を目指している。
- ・ 横手市では、従来から、関係人口と同旨の語として「応援人口」を用いている。これまでの関係人口関連の施策として、首都圏在住の横手市出身者を中心とした「ふるさと会」において、横手市の物産販売や情報発信を行っている。関連して、情報誌「よこて fun 通信」を年4回発行し、ふるさと会会員だけでなく、市外の方にも横手市の魅力の発信を行っている。この「fun 通信」はこれまで7,800人ほどが購読しており、今後も同通信を起点として応援人口の拡大を図りたいと考えている。
- ・ さらに、横手市ではワークショップ「横手応援市民学校」を実施している。

同市民学校をきっかけとして、横手に強く関心を持っていただいている方は、100人にまで拡大したところ。今後も同市民学校を通じて横手市のことを広く知ってもらえればと考えている。

また、「応援研究ゼミ」の活動の成果を市が実施する応援人口拡大事業に、フィードバックさせている。今後ゼミのメンバーには、関係人口関連事業のコアメンバーとしての活動を期待している。

2. 質疑

Q. 平成の大合併を経て、広域な市域を有する横手市における各地域の課題

¹⁷ 横手市の概要については、横手市ホームページ（<https://www.city.yokote.lg.jp>）を参考に記述した。（2020年1月10日閲覧）

- A. 市を3区域に分けて、それぞれに合わせた政策を実施している。また、3年間で一巡する形で、各地域の課題をデータ集計している。その中でも、「チェックリスト」が高い回収率となっている介護問題については、課題の把握がしっかりと行えており、取組に活かしていると考えている。

除雪に関しては、市全域で高齢化の問題があり、各地域共通の課題だといえる。社会福祉協議会のボランティアも除雪の援助を行ってくれており、さらに、建設業の事業者を除雪を依頼することもある。特に、個人では危険な作業となる雪下ろしについては、業者への依頼をすることが多い。作業に要する費用については、依頼者の収入に応じて、市で補助を行っている。

Q. 中山間地における課題への対応

- A. 具体的な取組としては、中山間地にある希望世帯への配食サービスを実施している。ここでは、手渡しを原則としている、このことは見守りにも資するものである。新聞・郵便配達にも、見守りの役割を担っていただいている。このような地域間での自助・共助にも期待したいところ。また、その際には中心になって活躍してくれるプレーヤの存在も重要であると考えている。

Q. 農業の現状

- A. 農業は市の基幹産業であると認識しており、市の総合戦略でも、農業政策を重視している。新規就農者を、平成28年度(2016年度)からの5年間で、150人増やす計画を立てているところ、平成29年度(2017年度)までに140人の増加を達成している。さらに、農業創生大学との連携で新規種苗の開発も行っている。

加えて、横手市では農地の集積・大規模化を進めている。また、機械化による高効率性の実現も図っている。集積化によって、米以外の作物も生産しやすくなるものと期待している。

Q. 総合戦略に基づく人口増加の取組の成果

- A. 人口の増加は難しい問題であり、人口減少率をどれだけ抑えられるか、人口構造をどのように変えられるかという視点でも考えている。子育て政策について、これまでも多子家族の支援策が中心であったが、第一子を持ってもらうための取組についても重要であると考えている。

Q. 工業団地拡大の雇用統計上の効果

- A. 社会減は減少しているところであるので、そこに現れているのではないかと考えている。関連して、田園回帰が起こっているまでは、まだ認識できないが、企業の取組事例(国民家の活用など)は多くみられるようになっている。

Q. 横手市の人口動態に関する展望

A. 高齢者人口は、ピークに近づきつつあり、その後減っていくものと考えられる。これは、将来の日本が向かってゆく人口形態に近く、横手市は先行している形と言える。そのような中、新規事業者も増えているなど、良い傾向も出ていると思っている。

Q. 外国人を対象とした応援人口拡大を目指すことになった経緯

A. 既存の事業で、台湾の大学を対象として横手市内企業での 1 か月間のインターンシップを行っている。学生の受け入れを通じた相互交流のほか、中国語の観光サイトや SNS での発信の実施、現地の学園祭での PR など実施してきており、このように交流を深めてきたことを継続的なつながりとして関係人口と考えて、外国人を対象とした拡大も有効ではないかと考えたところである。

Q. 関係人口拡大において重要とされる「中間組織」について

A. 現段階としては「ふるさと会」を想定している。まずは、ふるさと会を通じて、例えばふるさと納税での支援者を増やしていきたい。

第4章 秋田県の課題の分析

本章では、秋田県の抱える課題を分析する。そして、次章においては、課題に基づき政策提言を行う。

第1節 秋田県の健康分析

本節においては、健康寿命に関する秋田県の現状を説明する。

まず、平成27年度（2015年度）における平均寿命を見る。全国平均は、男性が80.77歳、女性が87.01歳であるが、秋田県の平均寿命は、男性が79.51歳、女性が86.38歳である¹⁸。平均寿命に関する秋田県の全国順位は、男性が第46位、女性が44位となっている。他方、健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）については、平成28年度（2016年度）において、全国平均は男性が72.14歳、女性が74.79歳であるところ、秋田県の健康寿命は男性が71.21歳、女性が74.54歳である¹⁹。全国順位は、男性が第46位、女性が第33位となっている。

次に、「平成29年人口動態統計の概況（秋田県分）」によれば、秋田県は、平成29年度（2017年度）において、死亡率は15.5人（1,000人当たり）、がん（悪性新生物）による死亡率は413.3人（10万人当たり）、心疾患による死亡率は210.3人（10万人当たり）、脳血管疾患による死亡率は163.1人（10万人当たり）、血管性及び詳細不明の認知症による死亡率は30.4人（10万人当たり）となっている²⁰。そのうち、死亡率、がんによる死亡率、脳血管疾患による死亡率、血管性及び詳細不明の認知症による死亡率は全国47位となっている。

加えて、国民医療費は全国平均が一人当たり33万9,900円であるところ、秋田県は37万1,000円（平成29年度（2017年度））（全国順位第32位）となっている²¹。

また、メタボリックシンドロームに着目した検診である特定健康診査受診率は46.4%であ

¹⁸ 厚生労働省 HP「平成27年都道府県別生命表の概況」

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/life/tdfk15/index.html> （2020年1月21日閲覧）

¹⁹ 厚生労働省 HP「第11回健康日本21（第二次）推進専門委員会 資料 資料1-2 評価シート【様式2】（前回評価保留分）」

https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10601000-Daijinkanboukouseikagakuka-Kouseikagakuka/0000166297_5.pdf （2020年1月21日閲覧）

²⁰ 秋田県健康づくり推進課「平成29年人口動態統計の概況（秋田県分）」平成30年（2018年）6月4日

²¹ 厚生労働省 HP「平成29年度 国民医療費の概況」

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-iryohi/17/index.html> （2020年1月21日閲覧）

る（平成 28 年度（2016 年度））²²。

次に、秋田県全体のがん検診受診率に視点を移すと、「胃がん」が 20.1%、「肺がん」が 29.0%、「大腸がん」が 36.3%、「子宮頸がん」が 42.2%、「乳がん」が 45.5%となっている（平成 26 年度（2014 年度））²³。また、がん検診を受けない理由を県が分析したところ、「医者にかかっているから安心」、「不調になったら医者に行く」、「バリウムがいやだ」（胃がん）、「内視鏡が苦痛だ」（胃がん）という理由でがん検診を受けていないことが分かった²⁴。さらに、秋田市が平成 28 年（2016 年）に行った「市民健康意識調査アンケート」によれば、検診を受けていない理由としては、「忙しく都合がつかない」と回答した割合が 27.1%と最も多く、次に多い「健康なので必要ない」が 22.8%だった²⁵。

²² 厚生労働省 HP「特定健康診査・特定保健指導に関するデータ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03092.html（2020 年 1 月 21 日閲覧）。

²³ 秋田県 HP「平成 26 年度に秋田県内の市町村が実施したがん検診受診率について」

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/9545>（2020 年 1 月 21 日閲覧）

²⁴ 秋田魁新報平成 27 年 12 月 9 日付記事

²⁵ 秋田市 HP「平成 28 年度市民健康意識調査」

<https://www.city.akita.lg.jp/shisei/hoshin-keikaku/1011481/1005384/1005690.html>
（2020 年 1 月 21 日閲覧）

第2節 秋田県の交通政策

1. 地域公共交通の現状

地域公共交通は、地域の暮らしと産業を支え、大都市部、地方部を問わず、豊かで暮らしやすい地域づくりや個性・活力のある地域の振興を図るうえで不可欠の基盤的サービスである。交通政策基本法においても、国が講ずべき施策として、日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保が掲げられている。地域公共交通に関する施策については、バス・タクシーの需給調整の廃止（平成12・14年）から約20年、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「地域公共交通活性化再生法」という）の制定（平成19年（2007年））から約10年が経過し、平成26年（2014年）の同法の改正を踏まえ、地方公共団体をはじめとする地域が主体となって、計画的なまちづくりと連携し、地域公共交通の確保・維持等の取組みが進められてきたところである²⁶。

このような中で、引き続き、公共交通の利用者の減少や、公共交通事業者の赤字運営等が課題となっており、これらに加えて、人口減少の本格化、高齢者運転の問題の顕在化、運転者不足の深刻化、公共交通確保・維持のための公的負担の増加等、地域公共交通の安定的な確保・維持をめぐる環境はますます厳しくなっている。一方で、インバウンド急増による観光地への移動や観光地内の周遊のニーズの増加がみられ、また、第4次産業革命、Society5.0の進展を踏まえたAI技術の進展、スマートフォンの普及により、MaaS(Mobility as a Service)と呼ばれる個人単位の需要に応じた、よりパーソナライズされた移動サービスが実現し、地域公共交通の確保・充実に活用することが可能となっている²⁷。

(1) 全国状況

我が国の国土を取り巻く状況は大きく変化しており、例えば、本格的な人口減少時代が到来し、2050年には総人口が1億人を下回ることが予想されているほか、都市間競争などのグローバリゼーションも更に進展すると見込まれる。こうした中で、日本の国土をどうするべきか、経済の発展をどのように維持するべきか、そして日本の再建をどう実現していくのか、といった観点から、交通政策に関しても長期の視点に立って推進していくことが必要となっている²⁸。

2015年現在、日本における乗用車保有台数は6,052万台となりモータリゼーションが進展する一方、地域公共交通である乗合バスの年間輸送人員は42億7千万人となり、その位置付けが相対的に低下してきている。公共交通事業者の不採算路線からの撤退によ

²⁶ 令和元年度第5回 交通政策審議会交通体系分科会第19回地域公共交通部会「【資料3】中間とりまとめ（案）」 2頁

²⁷ 同上

²⁸ 国土交通省 HP 交通政策基本法について
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport_policy/sosei_transport_policy_tk1000010.html (2020年1月11日閲覧)

る地域公共交通ネットワークの減少や運行回数などのサービス水準の大幅な低下が進行するとともに、地域交通を担う民間事業者の経営が悪化してきている。例えば、一般路線バスについては、2010 年度から 2015 年度までの 6 年間に約 7,509 km の路線が完全に廃止。鉄軌道については、2000 年度から 2015 年度までの 15 年間に 37 路線・約 754 km が廃止されるなど、今後の急激な人口減少の下での地域公共交通をめぐる環境はますます厳しいものとなることが想定される²⁹。

(2) 市町村の状況（横手市の事例）

全国の状況と同じように市町村における地域公共交通をめぐる環境も悪化している。秋田県横手市における現状では、約 690 ㎢ の面積を持つ横手市では、全国の地方都市と同様、若年・生産年齢人口の流出や加速度的な少子高齢化、移動手段の自家用車化の進展などにより、地域公共交通利用者数の減少傾向が顕著となっている。そのような状況の下、一部事業会社の撤退やバス路線の廃止等が発生し、移動手段を必要とする皆様の利便性の低下を招いている³⁰。平成 30 年（2018 年）3 月現在、横手市の人口は 91,022 人である一方、自動車保有台数が 77,004 台であることから、「1 人 1 台車社会」といえる。また、平成 30 年（2018 年）12 月現在、65 歳以上の運転免許証保有者数が 19,139 人で、実に約 57.64% が運転免許証を保有していることになる。つまり、高齢者が運転免許を返納することなく日常の生活で自家用車を運転していることが推測される。

独居高齢者の増加や核家族化の進展に伴い移動に困難を来している高齢者が増えているが、公共交通を利用する住民は全体として減少しており、既存の公共交通制度が維持できなくなる懸念も出てきている。横手市としては、日常生活に必要不可欠な通院や買い物などの支援策を検討するとともに、規制緩和や技術革新等に伴う新たなサービスの導入を進め、自家用車を持たない住民向けに移動手段を確保している。また、横手市では路線バスが横手地域中心部の市街地を走る循環バスエリアを起点に放射状に運行されている。バス運行路線の間の地域に住んでいる住民については、現状、主にタクシーやデマンド交通を利用している。しかし、最寄りのバス停まで非常に遠く、タクシーやデマンド交通を利用しても高額な料金がかかる交通不便エリア³¹及び準交通不便エリア³²が存在しており、財政負担や住民の交通費負担が問題となっている。（【図 4-2-1】参照）

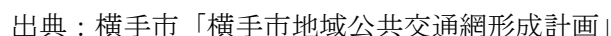
²⁹ 平成 29 年度第 3 回過疎問題懇談会配布資料 国土交通省「過疎地域における地域公共交通の現状と課題」平成 29 年（2017 年）12 月 13 日

³⁰ 横手市「横手市地域公共交通網形成計画」平成 31 年（2019 年）4 月 49～50 頁

³¹ 交通不便エリアとは、最寄りのバス停・乗降地点から概ね 2km 以上、離れているエリア（タクシーメーター料金約 910 円超、1 人利用デマンド交通料金 500 円超）（同上 25 頁）

³² 準交通不便エリアとは、最寄りのバス停や乗降地点から概ね約 300m、最寄りの駅まで約 500m 以上、離れているエリア（同上 25 頁）

※雄物川北、大雄北、大雄南、境町、旭、三重、亀田の各エリア



秋田県における路線バスの現状として、平成 30 年（2018 年）現在、秋北バス（県北部）が 55 系統運行しており、年間実車走行は 4,020 km となっている。秋田中央交通（秋田市）は 111 系統運行しており、年間実車走行は 4,978 km となっている。それから、羽後交通（県南部）は 115 系統運行しており、年間実車走行が 5,165 km となっている。路線バスの輸送人員であるが、秋田県全体として昭和 44 年（1969 年）がピークで年間 1 億人以上であった一方、平成 29 年（2017 年）では 1,224 万人ということでピーク時から大幅に減少している。また、全系統の収支は、合計 281 系統中の 211 系統（75.1%）が赤字路線となっている。そのため、秋田県における交通政策として、行政上の財政支援として年間約 8 億 8 千万円を支援している。

第3節 秋田県の産業分析

本節では、RESAS（地域経済分析システム）等を活用し秋田県における各種産業の実態について分析を行った。以下、秋田県の産業について分析を通じて抽出した諸課題について説明する。

1. 秋田県の産業の概観

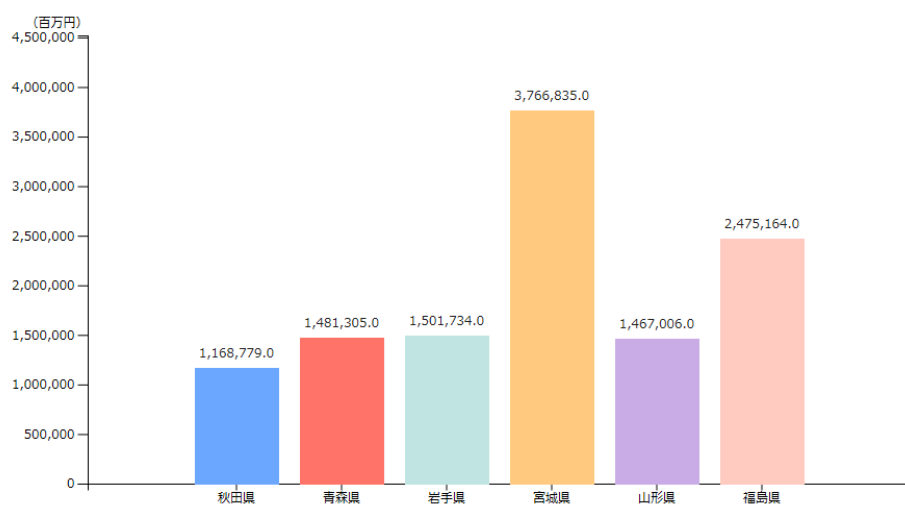
(1) 産業分野ごとの付加価値額の比較

秋田の産業における現状の強み／弱みについて分析を行うために RESAS における「産業構造マップ／稼ぐ力分析／特化係数」のデータを用いて調査を行った。このチャートでは特化係数という指標が用いられており、特化係数の値が高く示された産業分野ほど、付加価値額が高く、生産性の高い分野となる。反対に、特化係数が 1.0 を下回るものについては現状大きな付加価値の創造が成し遂げられていない分野であり、今後の伸び代がある分野と考えられる。

秋田県の産業において高い特化係数³³が計上できている分野については、農業・林業（特化係数 3.64）、医療・福祉（特化係数 2.12）、鉱業・採石業・砂利採集業（特化係数 2.13）等となっている。反対に特化係数が 1 を下回り、今後強化が必要となる分野については漁業（特化係数 0.79）、製造業（特化係数 0.76）、情報通信業（特化係数 0.31）、教育・学習支援業（特化係数 0.63）の分野であると考えられる。さらに企業単位の付加価値額については、全国で 41 位となっており、東北 6 県の中でも最下位となった。その中でも付加価値額の高い分野としては医療・福祉分野が目立った。

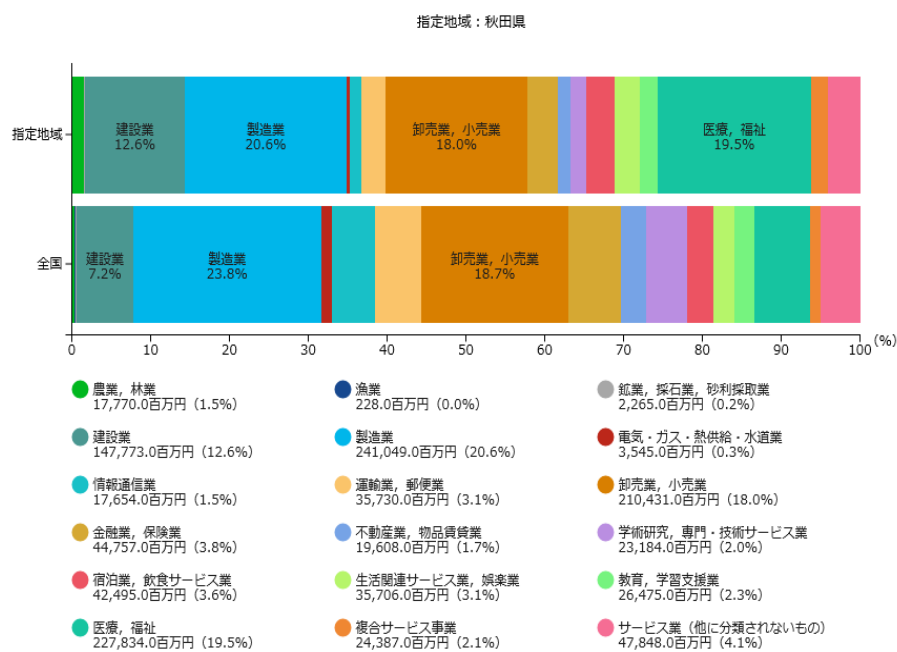
³³ 特化係数は、（域内における当該産業の構成比）÷（全国の当該産業の構成比）で算出される値である。なお ここでの特化係数は平成 24 年（2012 年）のものを示した。

【図 4-3-1】東北 6 県における一企業当たりの付加価値額の比較 平成 28 年（2016 年）



出典：RESAS を用いて WSA 作成

【図 4-3-2】秋田県の一企業当たりの付加価値額 平成 28 年（2016 年）



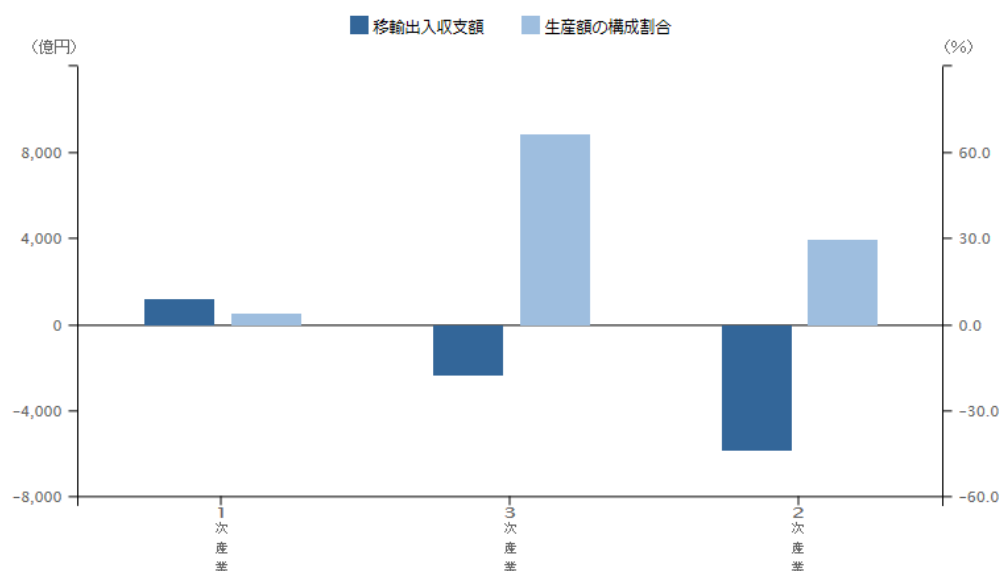
出典：RESAS を用いて WSA 作成

もちろん秋田県側としても県外企業の大規模な工場誘致や、航空機産業といった先端産業の強化も実施している。しかし、この現状を踏まえると、付加価値額の増大と労働生産性の向上を図るべく更なる検討が必要と考えられる。

(2) 県内経済における資金の流れ

RESAS より作成した地域経済循環図の分析を踏まえると、県内で発生した所得が県外に流失している現状があることも掴めた。さらに産業別の移輸出入額³⁴の分析からは二次産業と三次産業において地域内の消費を満たすだけの生産がなく、地域外に大きく生産を依存している実情が見受けられた。

【図 4-3-3】 秋田県における産業別の移輸出入収支 平成 25 年（2013 年）



出典：RESAS を用いて WSA 作成

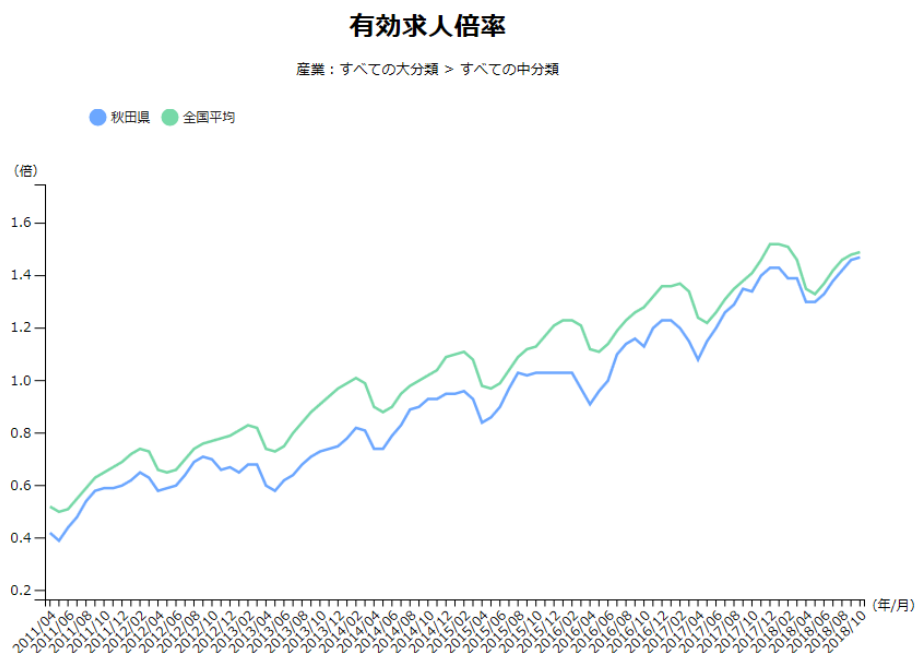
(3) 雇用状況の分析

次に秋田県における雇用分析に移る。秋田労働局の発表によると秋田県における有効求人倍率（季節調整値）は令和元年（2019 年）7 月現在、1.50 倍（同月の全国平均は 1.63 倍）となっている。これは全国 29 位の水準ではあるが、秋田県においては過去最高の水準とな

³⁴ 「移輸出入収支」とは域外からの収入額から域内への支出額を差し引いたものである。プラスの産業は域外からお金を獲得している産業、マイナスの産業は域外にお金が流出していることを表す。

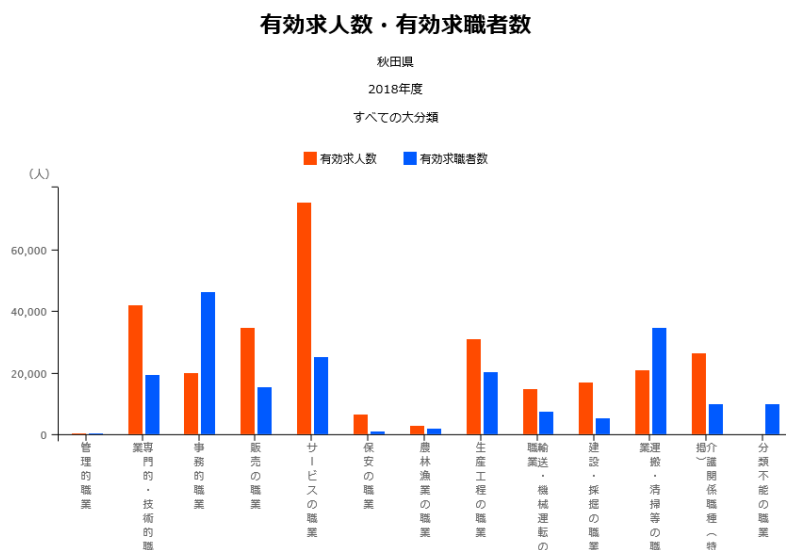
っており、加えて正社員求人の有効求人倍率も 1.05 倍と労働条件の改善が図られている。しかしながら県内における人口推移をみる限り、若者の県外転出は依然と続いている。その原因については、図 4-3-5 からもうかがえるように雇用のミスマッチの問題をはじめとしていくつかの要因が考えられるが、就職は居住地を決めるうえで大きなポイントになっていると推測でき、県内産業の活性化はこの点からも優先課題であると考えられる。

【図 4-3-4】秋田県における有効求人倍率の推移



出典：RESAS を用いて WSA 作成

【図 4-3-5】秋田県における有効求人数と有効求職者数の比較 平成 28 年(2016 年)



出典：RESAS を用いて WSA 作成

(4) 抽出した課題の検討

以上のような現状に対して考えられる産業政策には、一つ目に企業誘致がある。雇用を拡大するうえで有効な施策ではあるが、大企業は経営状況によって参入・撤退が流動化するため安定した地域産業の活性化という点では効果の面で問題もあると考えられる。前述のように、秋田県ではすでに積極的な企業誘致政策を行っているということもありこの点については今回は除いて政策を考えるとする。

二つ目には、新規起業者の支援という施策が挙げられる。起業といっても業種や規模はまちまちであるが、地域に新たな産業が芽生え、将来的に事業が拡大してゆけば、地域経済への貢献も大きなものとなる。意欲のある起業者を行政が継続的に、手厚く支援することも、将来性のある産業振興策となるのではないかと考えられる。秋田県の起業の状況であるが、平成 28 年度(2016 年度)の新規起業法人数は全国最下位となっており、支援の拡大が必要であると考えられる。県内にも秋田市をはじめ藤里町や潟上市など、起業支援に力を入れる自治体も存在するが、地域の実情は様々であるため、県としても包括的な起業支援政策が必要である。その際、事業に地域の資源を有効に活用することで地域産業全体の底上げを図るような仕組みを取り入れることも考えることとする。

2. 産業における課題

以上の分析結果から、秋田県における産業の課題としては好調な求人募集に対して若者の定着が図られないという「雇用のミスマッチ」の問題や、県内産業の付加価値額が小さいことが挙げられる。

このような実情に対して考えられる産業政策としては、すでに企業誘致補助金等を用いて県で実施している企業誘致策のほかに、企業分野ごとの付加価値額が低い産業については秋田の魅力(産品、行事、自然等)を活用した事業を行う「地域資源を活用した産業振興」が考えられる。加えて、低い起業率等を考えて、「起業支援策」も考えられる。これらの方針でいかに政策を展開できるか、第 5 章にて提言を行う。

第4節 秋田県の人口移動と施策実施体制

1. 秋田県の現状

秋田県は、年間約 14,000 人の人口が減少し、平成 27 年（2015 年）には 100 万人を超えていた人口が、2045 年には 60.1 万人まで減少することが見込まれている³⁵。昭和 35 年（1960 年）から転出数が転入数を大きく上回る社会減によって人口減少が進んでいたが、平成 2 年（1990 年）以降は転出数と転入数の差は縮小し、死亡者数が出生数を大幅に上回る自然減を要因とした人口減少が進んでいる。今後も死亡者数の増加とともに出生数の減少も見込まれていることから、秋田県の人口モメンタムは変わらず、更に人口減少を進んでいくことが考えられる。

秋田県が、この状況に有効な対策を行うことができない場合は、負のスパイラルに陥り、人口減少が一層加速していくことになる。現状、婚姻率や出生率を向上させる施策に秋田県が取り組んでいる状況ではあるが、そもそも婚姻や出生は若者がいなければ増加させることが困難であり、秋田県が取り組んでいる施策の効果を向上させるための施策を若者の流出の観点から検討していく。

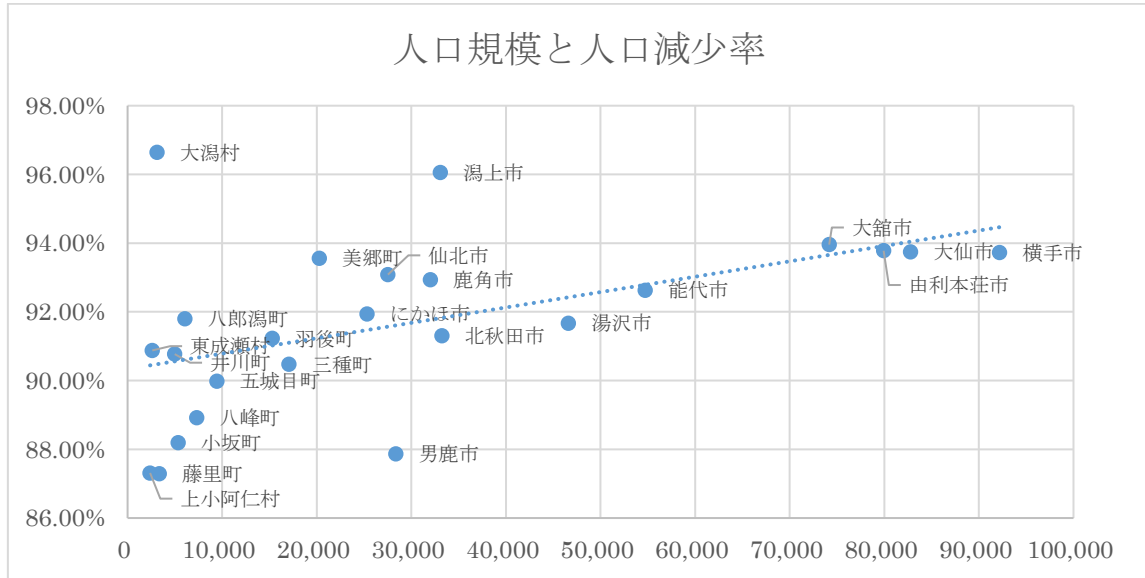
2. 市町村レベルでの人口移動分析

秋田県の市町村ごとの人口動態について、RESAS を用いて分析を行った。国勢調査のデータを基に、平成 22 年（2010 年）から平成 27 年（2015 年）の各市町村の人口減少率、若年層（5 歳ごとの階層）の人口移動、自然増減、社会増減等について分析を行った。

平成 22 年（2010 年）から平成 27 年（2015 年）の人口減少率と平成 27 年（2015 年）の人口規模の関係を比較したところ、人口規模が少ない市町村ほど人口減少率が大きい傾向があることがみられた。特に人口 1 万人に満たない町村においては、大潟村を除き人口減少率が大きくなっている。（図 4-1-1 参照）

³⁵ 秋田県「秋田県人口ビジョン」平成 27 年（2015 年）10 月

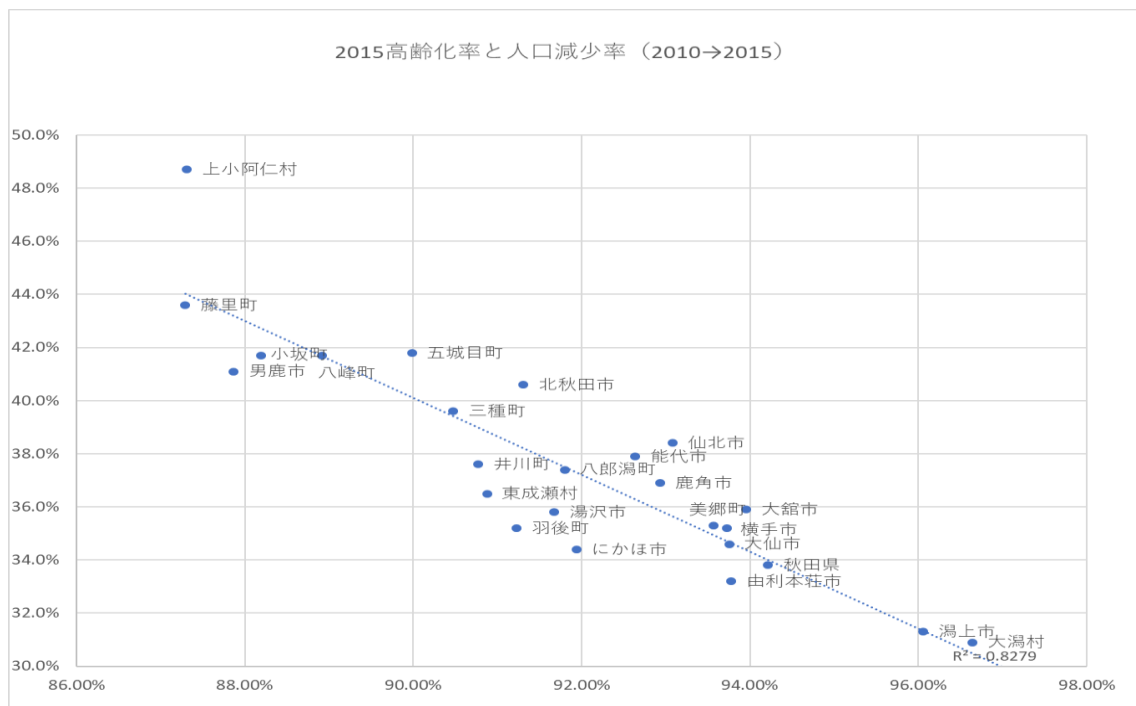
【図 4-4-1】



出典：RESAS を用いて WSA 作成

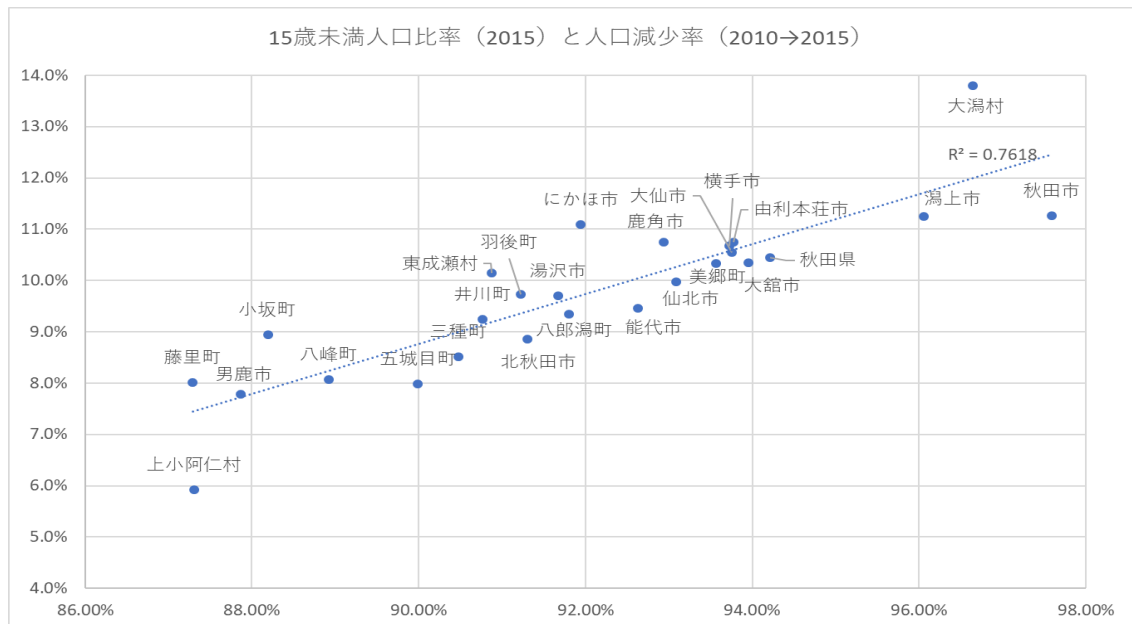
また、平成 27 年（2015 年）の高齢化率と平成 22 年（2010 年）から平成 27 年（2015 年）までの人口減少率の関係を見ても高齢化率が高いほど人口減少率が高く（図 4-1-2 参照）、平成 27 年（2015 年）の 15 歳未満人口比率と平成 22 年（2010 年）から平成 27 年（2015 年）までの人口減少率の関係を見ても 15 歳未満人口比率が低いほど人口減少率が高くなっているなど（図 4-1-3 参照）、少子高齢化と人口減少には相関が見られる。

【図 4-4-2】



出典：RESAS を用いて WSA 作成

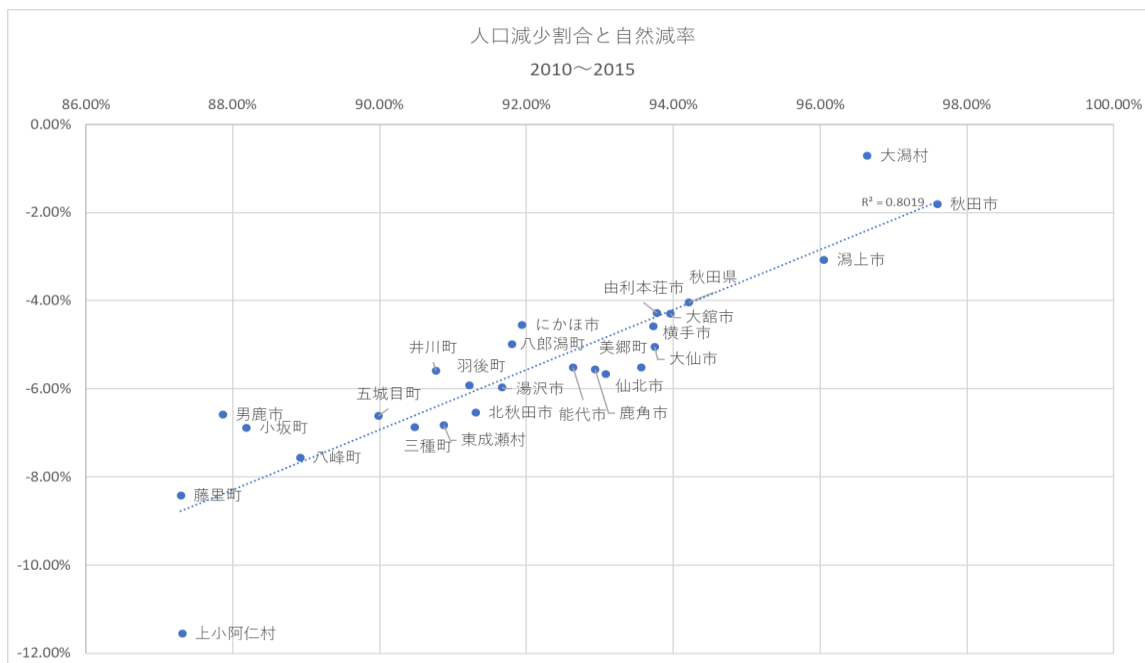
【図 4-4-3】



出典：RESAS を用いて WSA 作成

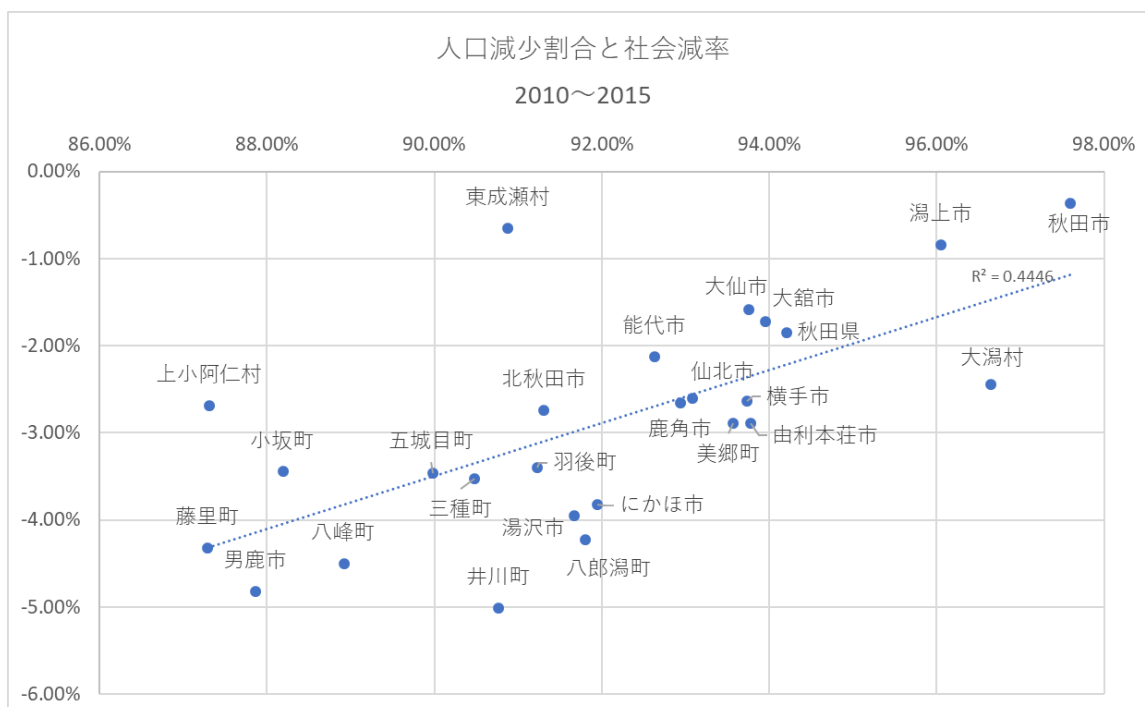
さらに人口減少と自然減及び社会減の関連を見てみると、平成 22 年（2010 年）から平成 27 年（2015 年）までの人口減少率と自然減率及び社会減率の関係を見ると、自然減の方が人口減少への相関が大きくなっている（図 4-4-4 及び図 4-4-5 参照）。

【図 4-4-4】 人口減少率と自然減率



出典：RESAS を用いて WSA 作成

【図 4-4-5】 人口減少率と社会減率



出典：RESAS を用いて WSA 作成

次に階層別の人口増減について、秋田市とそれ以外の市町村で若年層の人口移動に関して大きな差がみられた。秋田県全体では、平成 22 年（2010 年）と平成 27 年（2015 年）の国勢調査で高校卒業後、大学進学や就職を行う年齢層である 10～14 歳（2010 年）→15～19 歳（2015 年）と 15～19 歳（2010 年）→20～24 歳（2015 年）は人口が大きく減少し、大卒後の就職時となる 20～24 歳（2010 年）→25～29 歳（2015 年）において U ターンによる増加となっている。しかし秋田市においては、10～14 歳（2010 年）→15～19 歳（2015 年）は 245 人の増加、15～19 歳（2010 年）→20～24 歳（2015 年）は就職による転出者があるため、1,737 人の減少となっているものの減少数自体は少なくなっている。ところが、就職時の 20～24 歳（2010 年）→25～29 歳（2015 年）では減少が大きくなっている。（図 4-4-6 参照）

【図 4-4-6】

年齢階層別人口増減（2010 年→2015 年）			
	10～14→15～19	15～19→20～24	20～24→25～29
秋田市	245	▲ 1,737	▲ 1,491
秋田市以外	▲ 5,419	▲ 12,107	1,562

大学進学・就職

就職

出典：WSA 作成

これは、秋田市に複数の大学があることで秋田市以外の市町村から若者が進学で流入しているが、就職時には秋田県以外の首都圏や仙台市へ流出していることが要因となっている。一方秋田市以外の市町村では、秋田市や県外に進学するものの、就職時には数は少ない者の一定数が U ターンしていると考えられる。

【図 4-4-7】 人口移動のイメージ



出典：WSA 作成

3. 施策を行う対象

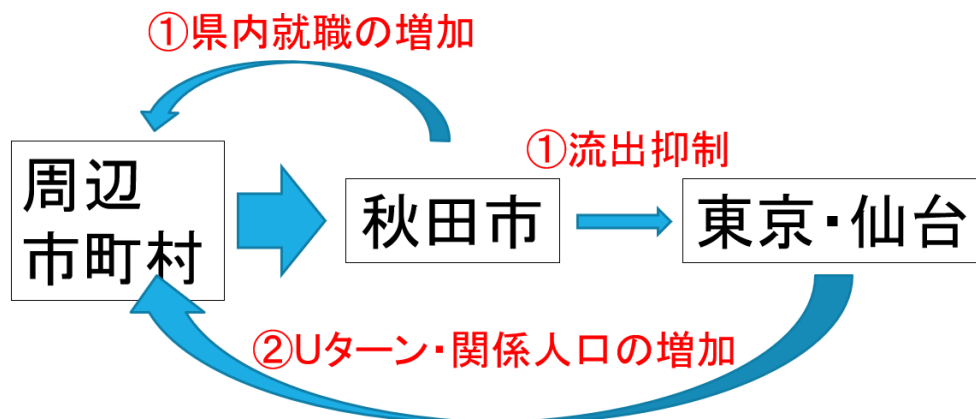
同じ秋田県内でも秋田市とそれ以外の市町村では、人口減少の状況が全く異なっているため、同一の施策を実施しても効果的ではない。秋田市とそれ以外の市町村に区分したうえでそれぞれに効果的な施策を行っていく必要がある。

秋田市以外の市町村、特に小規模な町村では、自然減を要因とする人口減少が急速に進んでいる。その中でも街の中心から離れた集落では、人口減少とともに少子高齢化も急激に進出し、商店の閉店や公共交通機関の廃止等により、日常生活が不便となって、更に人口が流出するといった悪循環に直面している。このように山間地等にある集落が消えていくと、税収の減少や公務員の削減により、市町村の消滅可能性も生じるだけでなく、これまで集落から秋田市へ流入していた若年層がいなくなり、秋田市自体も人口減少に直面することになる。早急に集落での人口減少対策に取り組まなければ、秋田県全体の人口減少を抑制することは困難となる。

一方で秋田市については、大学進学等により10代後半の流入はあるものの、就職により20代前半の流出が大きく、全体として人口が減少している状況となっている。秋田市においては何より若者の就職先の確保が重要である。秋田県も企業誘致や雇用の創出に取り組んでいるものの、若者が就職希望と秋田県内の就職先が一致しない雇用のミスマッチが生じており、若者の県内就職につながらず、県外へ流出している状況にある。

上記の課題を踏まえて秋田県として重視していくべきポイントは、これまで取り組んでいる首都圏や仙台からのUターン（Aターン）を強化していくとともに、秋田市から県外へ流出を抑制すること及び秋田市から県内各市町村への就職を増加させていくこととなる。下記の図4-4-8のように首都圏や仙台へ流出している若者を県内に留めることができれば、結婚出産を行っていく若者の絶対数が減少し、自然減による人口減少が一層加速していくこととなる。まずは、結婚出産の増加による人口増加を図るためには、結婚出産を行う若年層を確保することが最も重要となる。

【図4-4-8】若者流出対策として人の流れを変えるイメージ



出典：WSA で作成

4. 政策の実施体制①（中心市と周辺市町村の連携）

現在、秋田県はコミュニティ生活圏形成事業の中で、人口減少が進んでいる集落において、人口減少に関するワークショップを実施している。このワークショップは、人口減少が進む中、単独の集落では立ちゆかなくなるため、複数の集落が連携して地域の課題を解決していくことを目指し、地域の住民が集まって、人口の将来予測を踏まえながら、地域の課題を解決するための行動計画を策定するものである。本ワークショップでは、高卒者の仕事が無い、やりがいのある仕事が無い、若い人が進学や就職でほとんど地域から出て帰ってこない、中学校が廃校になった、雪が多く不便、自然環境を求めて移住したが馴染めなかった等の現状に対する切実な意見も出た。一方、人口は減っても子供の数を維持することを目的に 20 代、30 代の移住者を重視、人口が減るのは仕方ないが、子供の数は維持したい等地域や集落を維持して生活していきたいとの意思が見受けられるとともに若者の就職先の問題が一番の課題として挙げられている。この若者の働き口をどのように確保していくのかが人口流出を抑制するために最も重要な課題である。

若者の就職として都市部から離れた地域や集落へ企業や工場等の職場を誘致することは困難である。しかし、ワークショップでの住民からの意見でも、集落は地域全体で子供を見守っているなど、非常に子育てがしやすい環境にあることから、職場は企業誘致を図りやすい都市部、居住は子育て環境や住環境の良い集落と役割分担を図っていくことが有効となる。これまでのように行政がフルセットで住民サービスや施設設置を行うのではなく、市町村ごとに強みを生かした役割分担をし、地域の中での役割を果たしていくことが重要となっていく。総務省においても平成 21 年度（2013 年度）から定住自立圏構想として、「地方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏の住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出する」ことを目的に市町村間の連携を進めている。定住自立圏構想では、「中心市」の都市機能と「近隣市町村」の農林水産業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、NPO や企業といった民間の担い手を含め、相互に役割分担し、連携・協力することにより、地域住民のいのちと暮らしを守るため圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進するとしている。

秋田県においても平成の合併時に多くの市町村が合併し、市町村の数も 69 から 25 まで減少しているが、若者の流出対策や定住施策を効果的に実施できる枠組みとするため、さらに現状の市町村の枠を超えて実施することが重要となる。特に地域の中心となる市では職場となる企業誘致や雇用の創出、近隣市町村では教育や生活環境を重視した施策を実施するなど明確な役割分担を図ったうえで施策を実施していくなど、地域の現状に合わせた対策を講じるが必要となってくる。

5. 政策実施体制②（秋田県と秋田市の連携）

秋田県から県外への若者流出という部分では、秋田県と秋田市の施策実施の対象や内容はほぼ一致しており、実施すべき施策は若者の働き口確保とミスマッチの解消となる。これまで大規模な企業誘致を中心に実施してきているものの、若者のライフスタイルの多様化により旧来型の産業にはなかなか人が集まらない状況にある。

現在秋田県は、航空機産業のサプライチェーンの構築、洋上風力を中心とした新エネルギーや高度 ICT 企業の誘致等、新産業の創出に取り組んでいるが、その実現のためには、秋田県や秋田市に立地する大学の卒業生が就職を希望する職種の確保が必要となる。秋田県と秋田市が一体となって大学で学んだことが生かせる働き口の創出や大学生や高校生に対して地元企業のセミナーを開催するなど、地元へ就職することを学生時から意識づけしていくことも重要である。

高校や大学生の就職に対しては、秋田県と秋田市が一体となって取り組むことにより、一貫性のある有効な施策が可能となる。現状においても秋田県では市町村との機能合体の取組を進めており、秋田県と秋田市においても一体となって進めることで事務やイベントの重複を避け、効率的かつ効果的に事業を行うことができる。

第5章 政策提言

提言① ICT・IoT を活用した健康寿命延伸

1. 先進事例

健康寿命対策に関連して、ICT・IoT を用いた先進事例として、「インセンティブ付 IoT 健康サービスの有料化挑戦事業」がある³⁶。この事業は、総務省の「ICT 地域活性化事例 100 選」に選ばれ、事業概要としては、「国保保険者や参加者本人が保有する健診データと活動量計や体組成計等から得られる個人の生活・バイタルデータ等を統合・見える化し、健康づくりの努力と成果をポイントというスキームで評価し、フィードバックする新たな IoT 健康サービスのリファレンスモデルを構築する。IoT 健康サービスの開発・運用においては、既に構築済みの複数事業者が相乗りできるプラットフォームを活用し、これまでの蓄積データも活用しながら、無料から有料切替時の継続意向、医療費の抑制、民間における健康データの利活用ルール³⁷の3点を検証する」³⁷というものである。

実施地域は、新潟県見附市、福島県伊達市、大阪府高石市、栃木県大田原市、千葉県浦安市、岡山県岡山市であり、事業実施団体は SWC 健幸ポイントプロジェクトコンソーシアムである。なお、実証後、タニタヘルスリンク、ベネフィット・ワンヘルスケアによりサービス展開する予定である。

本事業の仕組みとしては、1) まず、参加者は PC やスマートフォンを通して「健幸ポイント」マイページでアカウントを作成。2) 次に参加者に活動量計や体組成計を配布。参加者は運動や散歩などの健康行動をする。そうすると、参加者に「健幸ポイント」が付与される。3) 「健幸ポイント」は、歩数の増加、各市が提供する運動プログラムに参加、検診の受診、体組成の改善、継続的な取組、健診データの改善等を通して獲得できる。それらは参加者が継続的に取組を行うインセンティブになり得る。貯めた「健幸ポイント」は地域商品券や共通ポイントに交換できたり、地域に寄付できる。また、マイページで参加者自身の取組や体組成を確認できるため、「見える化」にもつながると考えられる。

この事業では、①一人当たり 5 万円の医療費を抑制³⁸、②無関心層の取り込みに成功³⁹の2点が実証実験で政策効果として得られている。

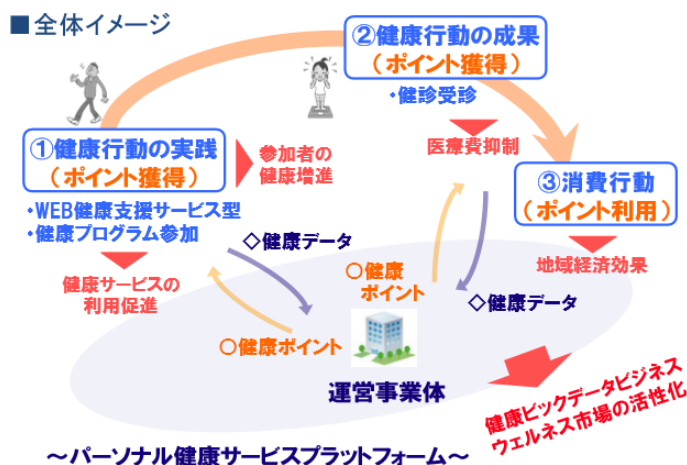
³⁶ 総務省 HP「インセンティブ付き IoT 健康サービスの有料化挑戦事業」
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/local_support/ict/jirei/2017_071.html (2020 年 1 月 21 日閲覧)

³⁷ 総務省 HP「H27-5. インセンティブ付き IoT 健康サービスの有料化挑戦事業」
<https://www.soumu.go.jp/midika-iot/project/207/> (2020 年 1 月 21 日閲覧)

³⁸ つくばウエルネスリサーチ HP「SWC 健幸ポイントによる医療費抑制効果」
<http://www.twr.jp/results1/swcpoint/2018/10/09/6178.html> (2020 年 1 月 21 日閲覧)

³⁹ つくばウエルネスリサーチ HP「SWC 健幸ポイントによる健康づくり無関心層の取り込み」
<http://www.twr.jp/results1/swcpoint/2018/10/09/6183.html> (2020 年 1 月 21 日閲覧)

【図 5-1-1】「インセンティブ付 IoT 健康サービスの有料化挑戦事業」の全体イメージ



出典：総務省 HP「インセンティブ付き IoT 健康サービスの有料化挑戦事業」

2. 政策提言

健康に無関心な層の行動変容及びそのためのインセンティブ付与、行政（県・市町村）の積極的な関与、健康状況の「見える化」の相乗効果が効果的であると考え、先進事例の実証実験での政策効果から鑑み、以下の政策提言を行う。

SWC 健幸ポイントプロジェクトコンソーシアムの会員としては秋田県内では現在では男鹿市のみ参加しているが、県としては加盟市町村を増やす方向性で指導する。そして、以下の取組①、②、③を実施する。まず、取組①は、県が主導して全市町村が事業に取り組めるように調整する。次に、取組②は、市町村と協調して財政的支援も検討する。最後に、取組③は公立病院の指導体制を整える（データの活用）。これら 3 つの取組について以下述べていく。

(1) 取組①

健康事業を取り組む主体は、保険者である市町村である。県としては、これらの事業を全市町村が取り組めるように総合調整することが必要である。

(2) 取組②

財政的支援の財源としては、国民健康保険法の保険者努力支援制度⁴⁰を活用する。保険者努力支援制度とは、予防・健康づくりをはじめとする医療費適正化等に取り組む自治体に財政支援を行うものである。この制度により、市町村に 300 億円程度、都道府県に 500 億円程度交付されることになる。また、保険者努力支援制度による財政支援でも不足する場合でも、医療費削減というメリットがあるため、県や市町村が支出することが考えられる。

⁴⁰ 厚生労働省 HP「保険者の予防健康づくり、保険者インセンティブ（2018～2023 年度）」<https://www.mhlw.go.jp/content/0003440034.pdf>（2020 年 1 月 21 日閲覧）39 頁

(3) 取組③

健幸ポイントのデータについては、市町村を経由して、公的病院に連携させ、健康事業の参加者へ指導することが考えられる。その際に、県としては、公的病院によるデータの利活用が可能になる体制を整える必要がある。

提言② 秋田県における今後の交通政策の可能性

1. 現行の枠組みと課題

(1) 交通政策基本法

平成 25 年（2013 年）11 月 27 日に成立した交通政策基本法は、まず、国民等の交通に対する基本的な需要が適切に充足されることが重要であるという認識の下に、「豊かな国民生活の実現」、「国際競争力の強化」、「地域の活力の向上」、「大規模災害への対応」など、政府が推進する交通に関する施策についての基本理念を定めている。そして、これらの基本理念を実現するために実施することが必要な交通に関する基本的な施策として、以下のような内容を定めている。

- ・ まちづくりと一体となった公共交通ネットワークの維持、発展を通じた地域の活性化
- ・ 国際的な人流・物流・観光の拡大を通じた我が国の国際競争力の強化
- ・ 交通に関する防災、減災対策や多重性、代替性の向上による巨大災害への備え
- ・ 少子高齢化の進展を踏まえたバリアフリー化をはじめとする交通の利便性向上
- ・ 以上の取り組みを効果的に推進するための情報通信技術(ICT)の活用

さらに、交通に関する基本的な施策の策定と実施について、国及び地方公共団体の責務を定めるとともに、以上のような交通施策に関する基本的な計画（交通政策基本計画）を策定して閣議決定し、その推進を図ることとしている⁴¹（【図 5-2-1】参照）。

このように、日本における交通政策は交通政策基本法がベースとなっている（【図 5-2-2】参照）⁴²。交通政策は「交通政策基本計画」に基づき、国、自治体、交通関連事業者、交通施設管理者、利用者、地域住民等の幅広い関係者が、十分な連携・共同の下に取り組んでいく必要がある⁴³。これらの事業体が日本における交通政策の実施主体となり、公共交通ネットワークを維持、発展させ地域を活性化させることが、日本における交通政策の枠組みである。

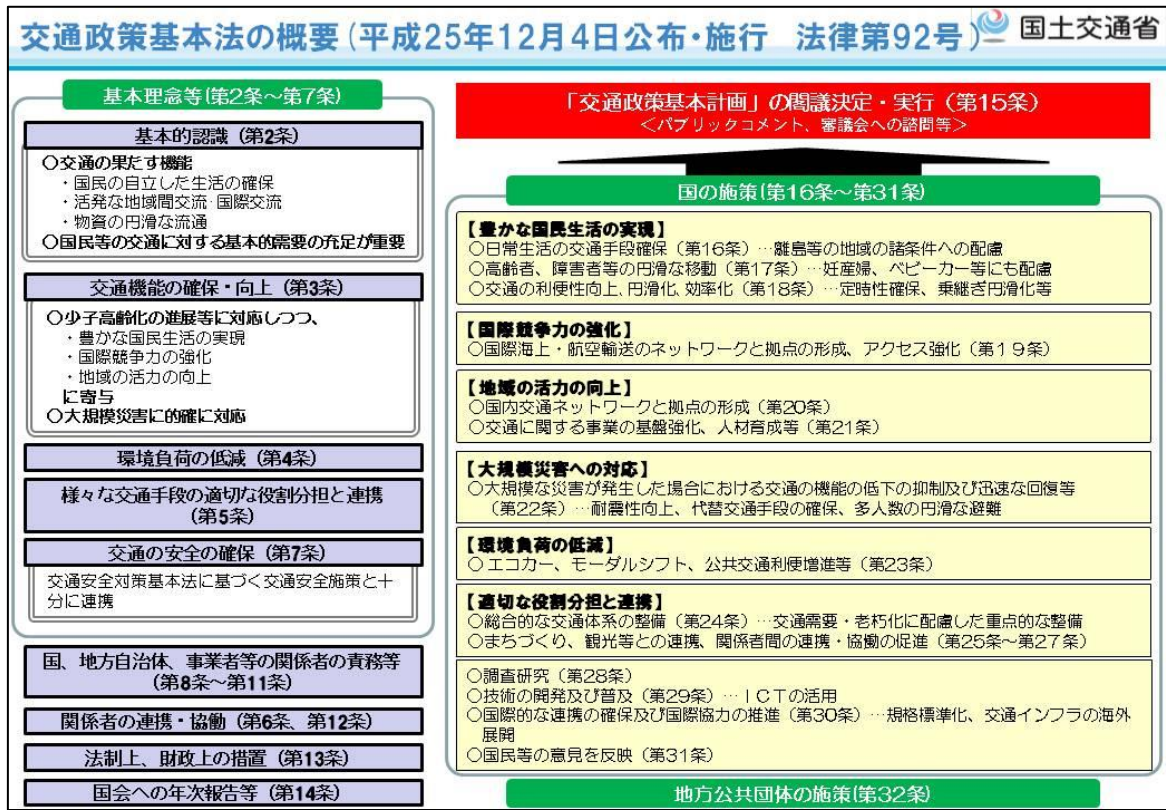
⁴¹ 国土交通省 HP 「交通政策基本法について」

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport_policy/sosei_transport_policy_tk1000010.html （2020 年 1 月 11 日閲覧）

⁴² 横手市「横手市地域公共交通網形成計画」平成 31 年（2019 年）4 月

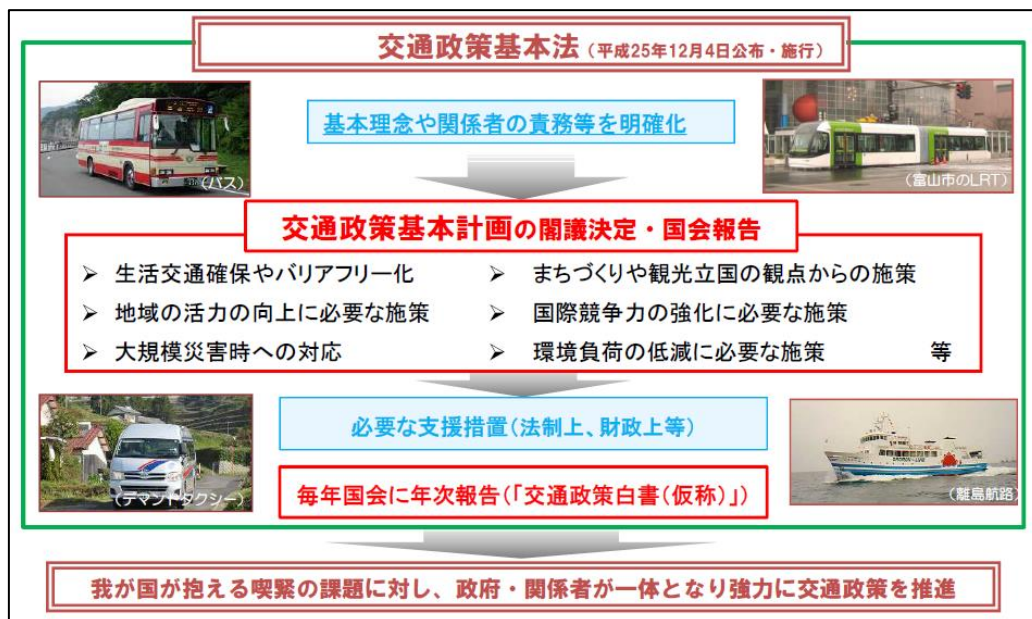
⁴³ 国土交通省「令和元年版交通政策白書」

【図 5-2-1】



出典：国土交通省 HP「交通政策基本法について」

【図 5-2-2】



出典：横手市「横手市地域公共交通網形成計画」

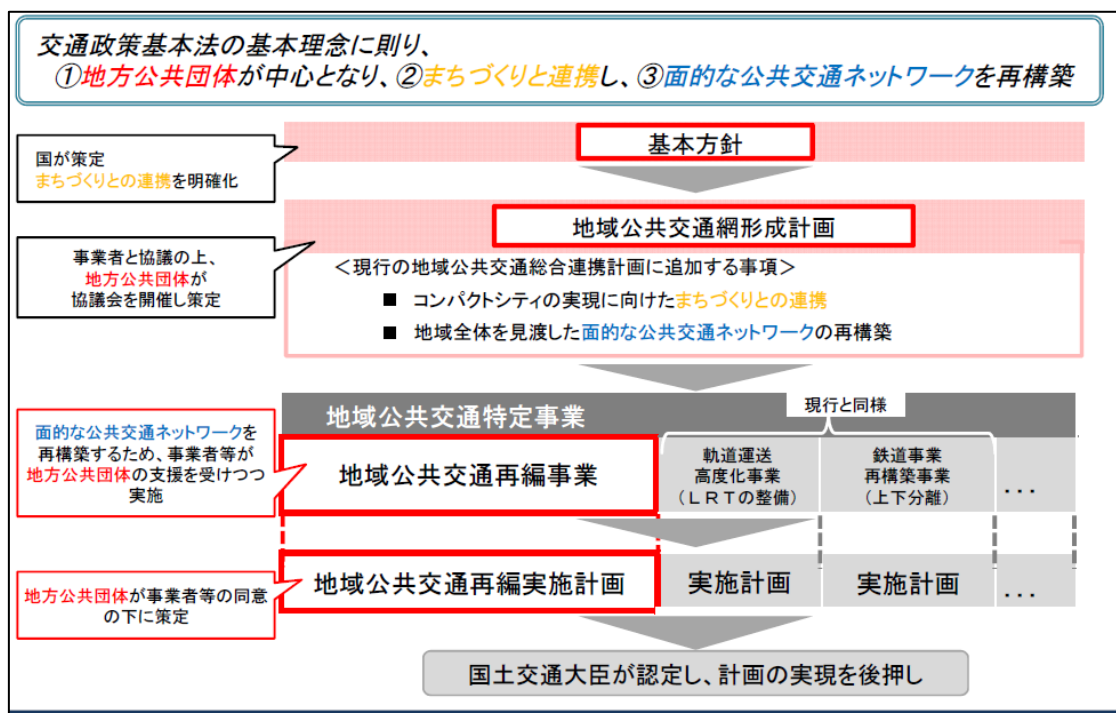
(2)「地域公共交通活性化再生法」と「地域公共交通網形成計画」

交通政策基本法をベースとして、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を目的とする法律として「地域公共交通活性化再生法」がある。内容は、交通政策基本法の基本理念を踏襲し、地方公共団体が中心となり、まちづくりと連携しながら面的な公共交通ネットワークの再構築を目的としている（【図 5-2-3】参照）。

この「地域公共交通活性化再生法」に基づいて、市町村が主体となって公共交通政策を担っている。その際、具体的な政策を規定しているのが「地域公共交通網形成計画」である。横手市の「地域公共交通網形成計画」では、「地域の皆様の重要な足を担う公共交通につきましても、自家用車移動の主流化に加え、居住人口自体の減少に伴う利用需要規模の総体的な縮小により、定期バス路線が廃止される等の事例が全国の地方自治体で続いております。」
「少子高齢化・核家族化が進む地方においては、移動手段の維持・存続が喫緊の課題となっております。横手市は、全国的にも雪の多い地方都市です。毎冬、1m 以上の雪が市全体をすっぽり覆い、高齢の方や障害を持つ方等にとりましては、出歩くこともままならない時期が一定の期間、続きます。」「また、他の地方自治体と同様、少子高齢化・核家族化の進行が顕著であり、東京 23 区を合わせた面積よりも広い土地に、都市機能と農村機能が点在・共存する特徴を持っています。自らの移動手段を持たない皆様にとりましては、買い物や通院等に利用する公共交通機関の衰退は、そのまま、生活の基盤を喪失することに直結します。横手市はこれまでも、様々な実証実験を行いながら、新たな公共交通制度の導入を図ってまいりました。今後の更なる人口減少、少子高齢化・核家族化の進行など社会情勢の変容を踏まえつつ、新たな運行形態の可能性、技術革新の進展も常に意識しながら、市の将来に繋がる地域公共交通の改革・確立に向けて、継続して取り組んでまいります。」⁴⁴と結んでいる。横手市の一例ではあるが、市町村が計画の作成主体として地域特有の事情に留意した交通政策が策定され、実行されているのが現状である。

⁴⁴ 横手市「横手市地域公共交通網形成計画」平成 31 年（2019 年）4 月

【図 5-2-3】 地域公共交通活性化再生法



出典：横手市「横手市地域公共交通網形成計画」

(3) 課題

横手市でヒアリングした内容から、市町村レベルでの公共交通政策の課題が見えてきた。課題の一つは、公共交通利用者が減少し続けており、将来的に「既存公共交通制度」が維持できないというものである。現在でも、路線バスの廃止やタクシー会社の廃業が続いており、交通不便エリアが拡大することで「交通弱者」「交通難民」が増加している。特に、高齢者、妊婦の方や障害をお持ちの方などにおいては、これまで生活をしていた生活圏では自立生活ができない。「交通難民」が発生しているというのが現状である。もう一つの課題としては、交通不便エリアが拡大しデマンドバスやタクシー利用が増加することで、住民の高額な料金負担と行政の各種補助金が増加することによる「住民の費用負担」と「行政の財政負担」が問題化している。負担と給付という考え方では、地域住民は、これまで以上に交通支出が増加している反面、以前と比べて利便性が低下した公共交通サービスを利用せざるを得ないといえる。つまり、公共交通の利便性が低下しているにもかかわらず、以前よりも高額な交通費を支払わなければならないということである。

(4) 社会情勢の変化

国土交通省交通政策審議会、「令和元年度第5回地域公共交通部会」（令和元年（2019年）12月24日開催）において、現在の社会情勢の変化について議論されている。この地域公共交通部会での議論は、後述する政策提言の前提となるものであり、これらの社会情勢を考慮

しつつ政策提言の方向性や内容を検討することになる。

① 人口減少の本格化

我が国の人口は、平成 20 年（2008 年）をピークに減少を続けており、今後も減少が続けることが予測されている。2045 年まで 2015 年比で、三大都市圏では概ね 10%減少、それ以外の地方部では概ね 20%減少する見通しとなっている。特に、2025 年以降、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に局面が変化することが見込まれている。こうした人口減少の本格化・生産年齢人口の減少は、地方部における利用者の更なる減少に加え、後述の運転者不足の深刻化につながり、公共交通事業者の経営環境をますます厳しいものとしている。また、人口減少だけでなく、外出率や 1 人 1 日あたりのトリップ数の減少も見られるところであり、移動手段を確保することで外出を促し、地域としての活動量を増加させることが重要となってきた⁴⁵。社人研の将来人口推計にもあるように、今後、日本社会における人口減少が加速することが予想されており、公共交通の在り方が問われているのである。

② 高齢者運転の問題の顕在化

地方部を中心に自家用車に依存する状況は続いているが、高齢運転者による事故を背景として、高齢者の免許非保有者、免許返納の数は、近年大幅に増加しており、高齢者を中心に、「公共交通がなくなると生活できなくなるのではないか」という声が大きくなっている。また、高齢者の健康寿命が伸びていること等を背景として、高齢者の外出率は伸びており、高齢者の日常生活での外出機会を確保することは、将来にわたる医療・介護分野における公的負担の軽減につながることも期待される。こうした状況を踏まえ、高齢者が自らの運転だけに頼らずに公共交通を利用して移動できる環境の整備への要請が強まっている⁴⁶。前述の人口減少に加えて、少子高齢化が加速する。

③ 運転者不足の深刻化

自動車運転事業は、全産業と比べ、労働時間は長く、年間所得額は低くなっており、若年者が就業を敬遠している。また、第二種大型自動車運転免許の保有者は、15 年間で約 20%減少している。こうした中で、バス・タクシー等の自動車運転業務の人手不足が年々深刻化しており、有効求人倍率は全職業平均の約 2 倍となっている。こうした状況により、公共交通事業者は、生産性の向上等に取り組んでいるものの、運転者不足により、黒字路線であっても路線の維持が困難になっている場合もある⁴⁷。生産年齢人口が減少しているため、例え黒字路線であっても事業継続が難しい路線バスなどが出てきている。

⁴⁵ 国土交通省交通政策審議会令和元年度第 5 回地域公共交通部会
「【資料 3】中間とりまとめ（案）溶け込み版」4 頁

⁴⁶ 同上

⁴⁷ 同上

④ 公共交通確保・維持のための公的負担の増加

地方部の乗合バスの収支は、15%程度の赤字で、さらに近年悪化傾向にあるため、国及び地方公共団体の補助でようやく維持している状況にある。また、路線バスの撤退が相次ぐ状況において、地方公共団体の公的負担によりコミュニティバス、乗合タクシー、さらに自家用有償旅客運送等を導入することで、地域の移動手段を確保する取組が進められており、近年これらの導入市町村数は増加している。こうした状況を背景に、乗合バス等の運行費への国の補助（地域間幹線系統補助・地域内フィーダー系統補助）に対するニーズは拡大傾向にあり、また、地方公共団体による地域交通の確保（地方バス、離島航路支援等）に対する特別交付税交付額は、最近 9 年間で約 50%増加している⁴⁸。限られた財政予算の中で、増加する公共交通をいかに維持させていくのかということが問われている。

⑤ AI・IoT 等のイノベーション

近年、AI・IoT 等の技術革新が進展し、いわゆる MaaS (Mobility as a Service)⁴⁹、AI を活用したデマンド交通等、新たなモビリティサービスが登場しているところであり、こうした技術革新の成果を積極的に活用することで、地域住民の外出機会を減らすことなく、公共交通を利用してストレスなく快適に移動できる環境を整備する必要がある。その際に、MaaS はあくまでも地域の交通課題等を解決する手段であり、目的ではないということを意識しながら、取組を進めていくことが重要である。また、CASE (Connected, Autonomous, Shared and Services, Electric) の概念の広がり等自動車業界のあり方も大きく変化しており、このような動きについても注視する必要がある。国土交通省においては、「都市と地方の新たなモビリティサービス懇談会」中間とりまとめを踏まえ、多様な地域において多様な主体が参加する MaaS の実証実験（先行モデル 19 事業）を支援するとともに、MaaS に関するデータや API の形式、事業者間におけるデータの取扱いや共有・連携のあり方について、検討を進めている⁵⁰。これらの事例はまだ緒に就いたばかりであるが、将来的なモビリティの在り方を模索する上でも重要な取り組みであると考ええる。

⑥ インバウンドの急増

我が国を訪れる外国人旅行者は、近年急速に増加し、平成 30 年（2018 年）には 3,000 万人を超えており、今後も、2020 年 4,000 万人、2030 年 6,000 万人の政府目標の下、更なる

⁴⁸ 同上 4～5 頁

⁴⁹ MaaS (Mobility as a Service) とは、利用者が出発地から目的地までの移動を一元的に実現するもので、複数の交通手段を組み合わせて移動するにもかかわらず、予約や決済を一括で完了させることができるものをいう。

⁵⁰ 国土交通省 交通政策審議会 令和元年度第 5 回地域公共交通部会「【資料 3】中間とりまとめ（案）溶け込み版」 5 頁

増加が見込まれている。また、近年は、団体旅行者よりも FIT（個人旅行者）の割合が高くなっており、三大都市圏やゴールデンルートだけでなく、全国各地の地方部の観光地への来訪も増加している。こうした状況を踏まえ、観光による地域振興を図る上でも、外国人旅行者を含む地域外からの来訪者にとって利用しやすい移動手段の確保に努めていく必要がある⁵¹。先述の MaaS による交通利用が可能となれば、言葉の壁を気にすることなく、全国各地への旅行需要が喚起されることが期待される。

2. 現在の議論と先行事例

(1) 「第 24 回未来投資会議」

このような課題が発生している中、未来投資会議では主に新テクノロジーや新技術を活用した各種政策を提言している。その中で、第 24 回、第 26 回、第 32 回未来投資会議において交通政策が集中的に議論されており、今回の我々の政策提言では第 24 回未来投資会議での議論が参考になると判断し取り上げることとする。新モビリティについて、「自家用有償旅客運送」⁵²が議論の一つとして取り上げられている。現状、自家用有償旅客運送の利用可能なエリアや事業主体に条件があったり、利用数が十分でなかったり、自家用有償旅客運送の対象地域の考え方が地域によって判断が異なっていたりしている。本会議での議論では、議論のアウトプットとして「交通事業者が協力する自家用有償運送制度の創設」が提案されている。具体的には、市町村が交通事業者（タクシー事業者等）に運行管理を委託するなどの連携を図ることが地域の暮らしの足の確保のために意義があるとしている。自治体にとっても、交通事業者のノウハウの活用により負担軽減となり、利用客にとっても安全・安心な交通サービスが受けられるため、双方にメリットがある。交通事業者（タクシー事業者等）が自らのノウハウを通じて自家用有償運送に協力する。具体的には、交通事業者が委託を受けた場合、交通事業者が実施主体に参画する際の法制を整備すべきであり、この場合は事業者が参画する前提のため、地域における合意形成手続を容易化する。これにより、安全・安心な輸送サービスの提供を促進するとともに、実施主体の負担を軽減することを提言している⁵³。つまり、地域の公共交通の担い手としてタクシー会社などが想定されており、それらの自家用有償旅客運送事業への参入を促進していくための法整備や合意形成を加速化していくとされている。

⁵¹ 同上

⁵² 自家用有償旅客運送とは

- ・バス・タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村や NPO 法人等が、自家用車を用いて提供する運送サービス。

- ・旅客から収受する対価は実費の範囲内

（国土交通省自動車局旅客課「自家用有償運送ハンドブック」）

⁵³ 首相官邸 HP（未来投資会議（第 2 回）配布資料

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/miraitoshikaigi/dai24/index.html>
（2019 年 11 月 19 日閲覧）

(2) 「まち・ひと・しごと創生会議」

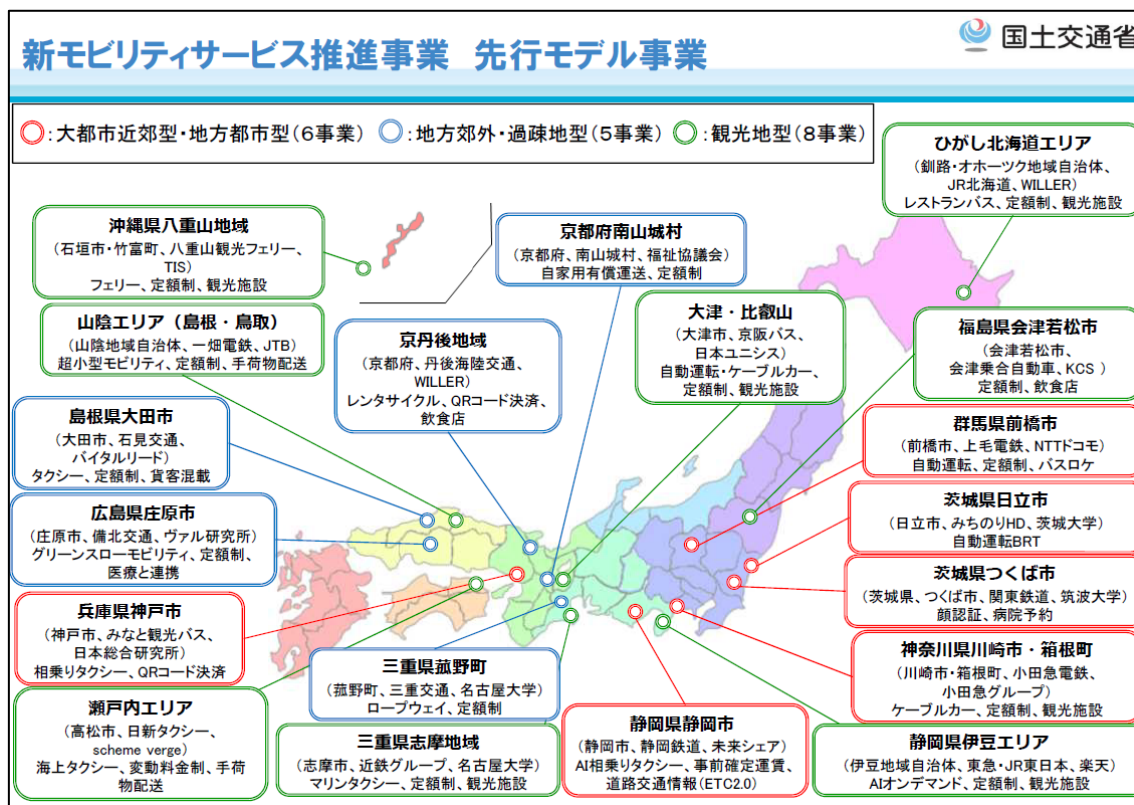
まち・ひと・しごと創生会議におけるまち・ひと・しごと創生本部会合において、未来投資会議とは異なった視点で自家用有償旅客運送の議論がされている。自家用有償旅客運送だけではなく、特区などを利用した「民泊」を認める法整備の必要性や、それに伴う規制緩和の必要性、がんじがらめの法規制、それからシェアリングエコノミーの可能性といった視点で議論がされている。いずれにしても、「国家戦略特区」などの枠組みを活用することが、自家用有償旅客運送などの新たな取組を進める上で追い風になっている。端的に言えば、様々な法規制や制度などを緩和することで、事業の担い手に民間の参入を促進していこうということが議論されている。

(3) 「新モビリティサービス推進事業」

国土交通省が進めている新モビリティサービス推進事業（【図 5-2-4】参照）が、現在、全国各地でスタートしている。中でも、地方郊外・過疎地問題に対応した取組が全国 5 か所で取組まれており、MaaS などの先進的な取組で過疎地問題に挑んでいる⁵⁴。実現したい姿として、運賃定額制、オンデマンド交通、自家用有償旅客運送、交通アプリなど、新しいタイプの日本版モビリティを構築していこうとする取組である。

⁵⁴ 国土交通省 HP 「日本版 MaaS の展開に向けて地域モデル構築を推進！～MaaS 元年！先行モデル事業を 19 事業選定～」
https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo12_hh_000150.html（2020 年 1 月 12 日閲覧）

【図 5-2-4】



出典：国土交通省 HP「日本版 MaaS の展開に向けて地域モデル構築を推進」

3. 政策提言

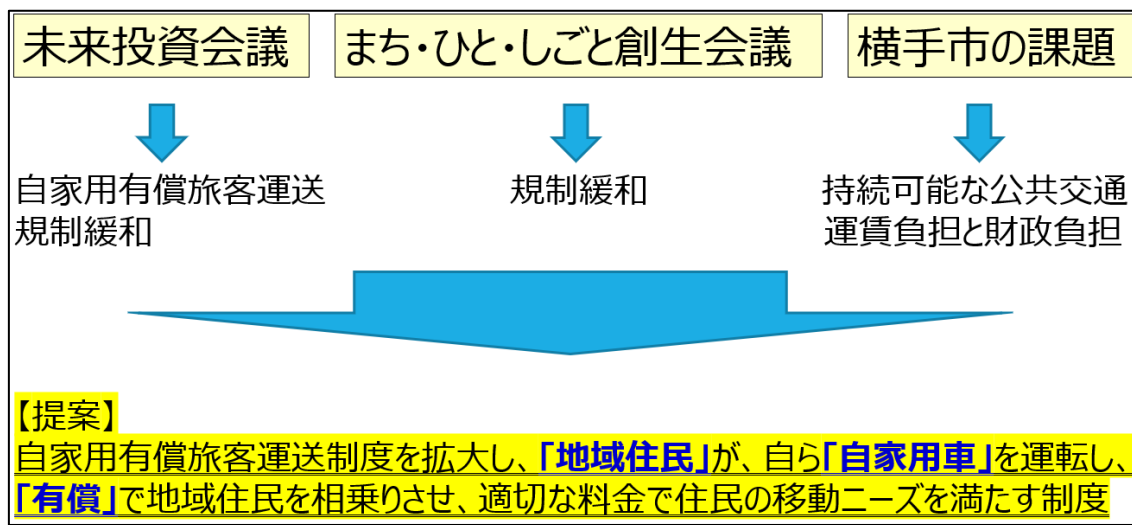
(1) 政策提言内容

未来投資会議、まち・ひと・しごと創生会議などの議論、横手市など全国の市町村が抱える課題などを踏まえ、本ワークショップでは下記の提案をする。政策提言として、「自家用有償運送制度を拡大し、「地域住民」が、自ら「自家用車」を運転し、「有償」で地域住民を同乗させ、適切な料金で住民の移動ニーズを満たす制度」を提案したい（【図 5-2-5】参照）。具体的なイメージとしては、UBER や滴滴（ディディ）のようなライドシェアサービス⁵⁵が世界中で展開されているが、我々の政策提言はこの仕組みを秋田県で導入することである（【図 5-2-6】参照）。

⁵⁵ 産経新聞（2019年3月17日）電子版

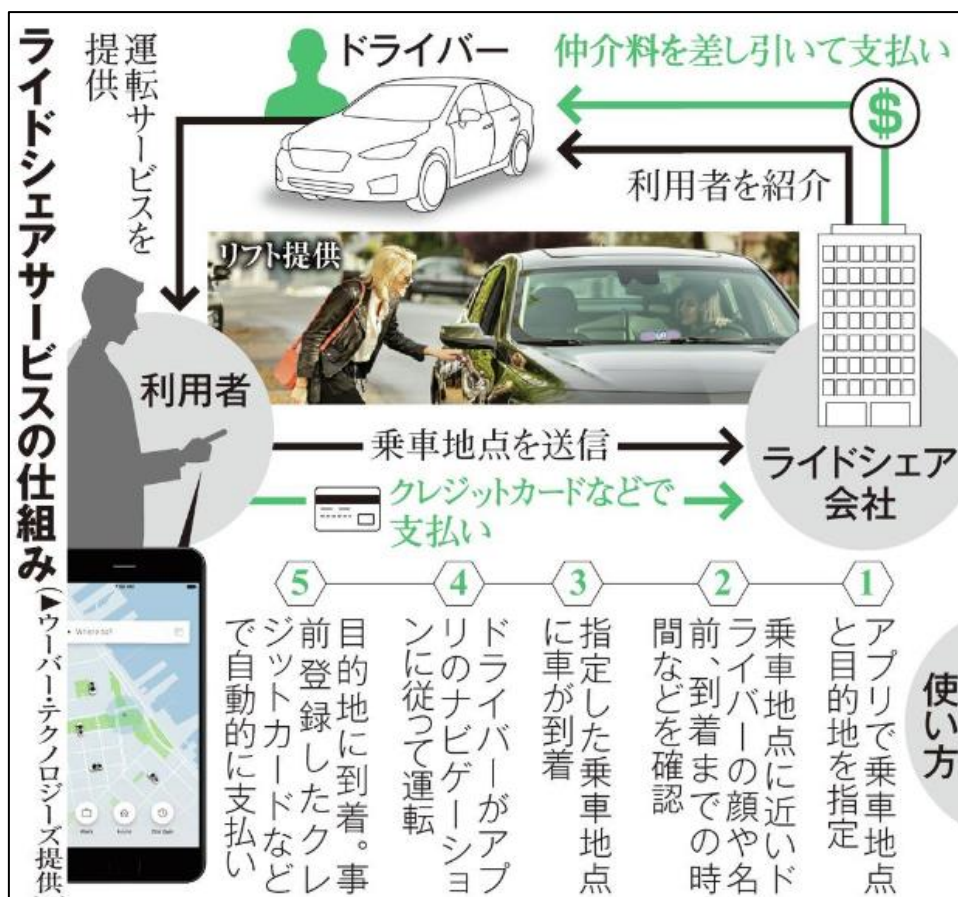
<https://www.sankei.com/politics/photos/190317/pl1903170010-p1.html>（2019年12月15日閲覧）

【図 5-2-5】



出典：WSA 作成

【図 5-2-6】 自家用有償旅客運送のイメージ



出典：産経新聞（2019年3月17日）電子版

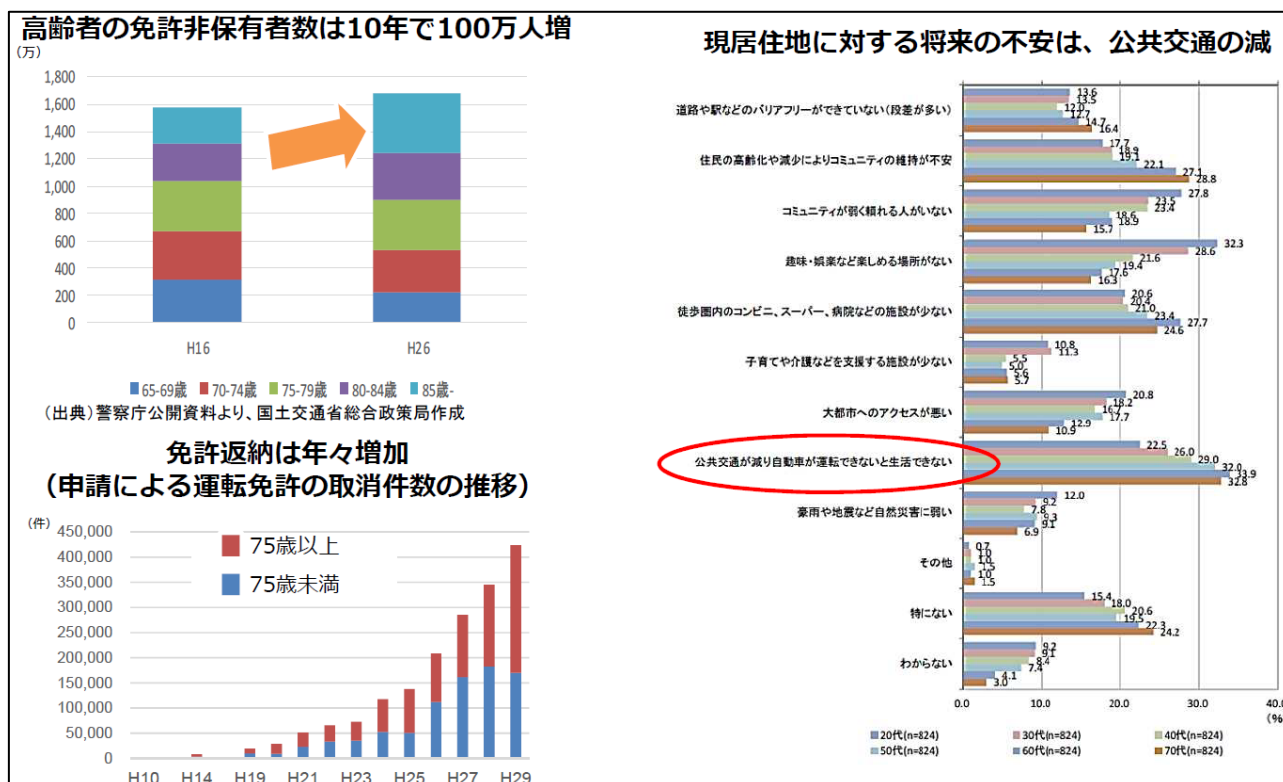
現在、日本では道路運送法など法規制があり、地域住民自らが自家用車を運転し、有償で、地域住民を相乗りさせることはできない。そこで、この提言を実現するため、国家戦略特区などの枠組みを活用することで現行の法規制を緩和する必要がある。また、国土交通省からの各種補助金などを活用することで財源を担保し、秋田県での自家用有償旅客運送制度の拡大を図っていきたいと考えている。

(2) 期待される効果

この自家用有償旅客運送制度の拡大に伴う効果として、自家用車を所有する地域住民は運賃収入が期待できることや、このサービスを利用する地域住民はいつでもどこでも比較的安価な料金で移動できることが挙げられる。また、行政は補助金等の財政負担の削減やコミュニティバスの運行コストの削減などが期待できるという WIN-WIN の関係が構築できると考える。具体的には、自家用有償旅客運送の拡大に伴い交通手段が増えることで、地域住民は自家用車を収益の手段として運賃収入が期待できる。また、利用者として想定される高齢者などは、病院や買い物などの外出が促されることで地域経済が活性化される可能性が期待できる⁵⁶（【図 5-2-7】参照）。

⁵⁶ 国土交通省 交通政策審議会 令和元年度第 5 回地域公共交通部会 「【資料 4】参考資料」
33 頁

【図 5-2-7】

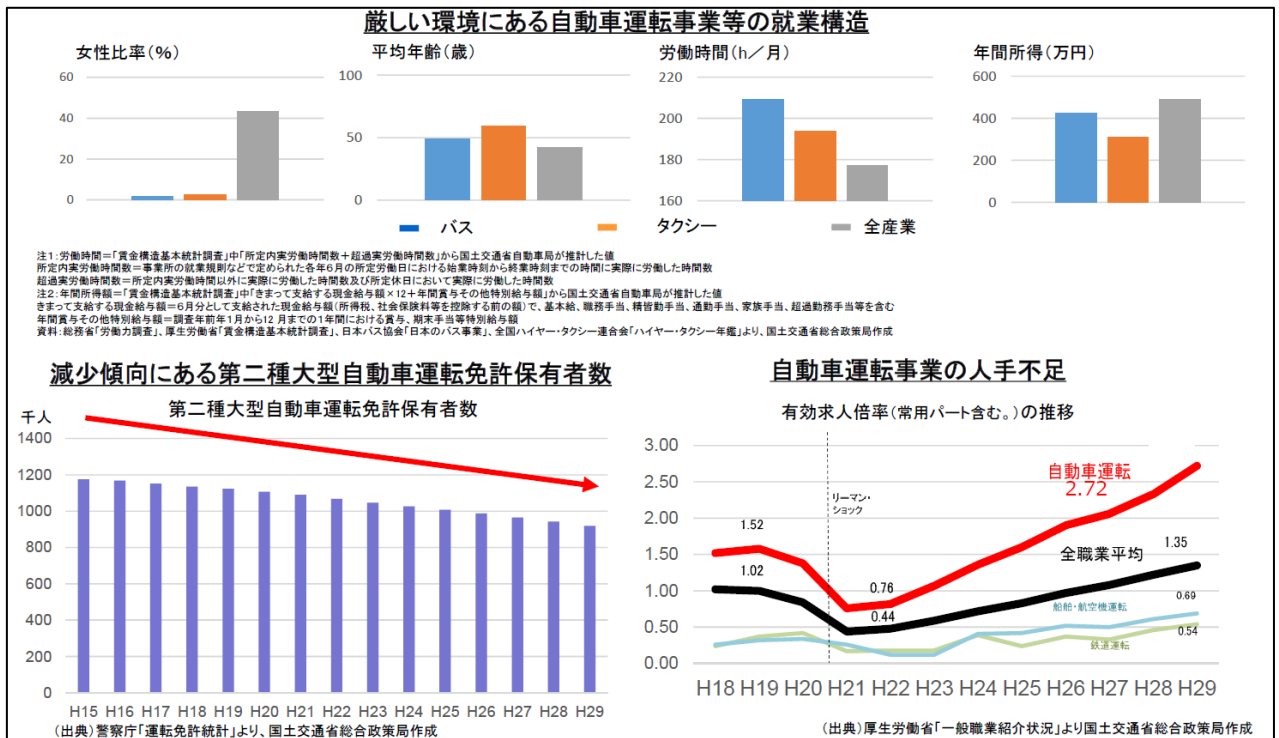


また、高齢者の日常生活での外出機会が増加し、高齢者自身の活動が活発化することで将来にわたる医療・介護分野における公的負担の軽減につながることも期待される。加えて、第二種大型自動車運転免許の保有者がここ 15 年間で約 20%減少し運転者不足となっている点から、「地域住民」自らが運転者となることからその解決の一助になることも期待できる⁵⁷（【図 5-2-8】参照）。さらに、地方公共団体による地域交通の確保（地方バス、離島航路支援等）に対する特別交付税交付額がここ最近 9 年間で約 50%増加しているという財政問題については、地域住民が所有する「自家用車」が移動手段となるため、行政側の支出にも一定の歯止めがかかることが期待される⁵⁸（【図 5-2-9】参照）。

⁵⁷ 同上 34 頁

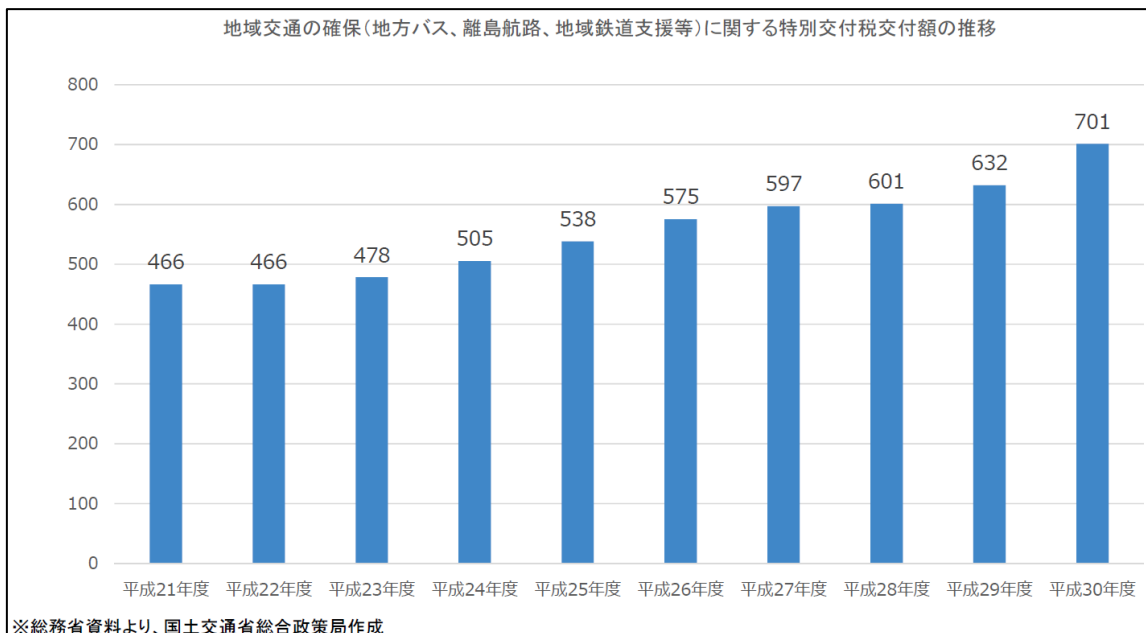
⁵⁸ 同上 37 頁

【図 5-2-8】



出典：国土交通省 交通政策審議会 令和元年度第5回地域公共交通部会

【図 5-2-9】



出典：国土交通省 交通政策審議会 令和元年度第5回地域公共交通部会

(3) 試算

自家用有償旅客運送制度の拡大が、どの程度の経済規模になるのかを試算する。ただし、日本国内では先例がなく正確な試算ができないため、参考となる事業や推計値などを活用しての独自の試算となっている。まず、想定される利用者数であるが、いわゆる買物難民といわれるような「交通が不便なエリア」に住んでいる住民が全国で約 700 万人程度いると推計されている⁵⁹。そのため、これらの何%が利用するのかを仮定した上で利用者数を算出している。700 万人が母数となり、その 1% (7 万人)、5% (35 万人)、10% (70 万人)、20% (140 万人)、30% (210 万人)、40% (280 万人)、50% (350 万人) が年間を通して利用すると仮定している。また、利用者が週何回 (年間何回) 利用するのかを、週 1 回 (年 50 回)、週 2 回 (年 100 回)、週 3 回 (年 150 回)、週 4 回 (年 200 回)、週 5 回 (年 250 回) 利用すると仮定している。更に、利用単金については、比較的安価で適切な価格で利用できることが前提となるため、タクシーの初乗り運賃額を参考として算出している⁶⁰。全国 98 ブロック毎に初乗り運賃が 420 円から 780 円と開きがあり (令和元年 (2019 年) 10 月 1 日現在)、さらに移動距離に応じた課金の考え方もバラバラであるが、今回の試算は片道 500 円 (往復 1,000 円)、片道 1,000 円 (往復 2,000 円)、片道 1,500 円 (往復 3,000 円) と想定し算出している。例えば、一人あたり年間支払い額について、利用者が片道 500 円 (往復 1,000 円) の運賃で週 1 回 (年 50 回) 利用した場合、年間合計で 50,000 円の支出になると試算している。

【図 5-2-10】参照) また、一人あたり年間支払い金額 50,000 円の利用者が 70,000 人だったとした場合 (700 万人の 1%) 合計利用金額は 35 億円になると試算している。【図 5-2-11】参照) いずれにしても、これらは仮条件下での試算であり、実際には利用者数、運賃、利用頻度などの変数は大きく変動する可能性がある。

【図 5-2-10】一人あたり年間支払い金額 (試算)

(単位: 円)

	片道500円 (往復1,000円)	片道1,000円 (往復2,000円)	片道1,500円 (往復3,000円)
週1回 (年50回利用)	50,000	100,000	200,000
週2回 (年100回利用)	100,000	200,000	400,000
週3回 (年150回利用)	150,000	300,000	600,000
週4回 (年200回利用)	200,000	400,000	800,000
週5回 (年250回利用)	250,000	500,000	1,000,000

出典: WSA 作成

⁵⁹ 経済産業省「買物弱者・フードデザート問題等の現状及び今後の対策のあり方に関する調査報告書」平成 27 年 (2015 年) 4 月 15 日

⁶⁰ 国土交通省「関東運輸局プレスリリース (消費税率改定に伴う運賃改定について)」令和元年 (2019 年) 8 月 30 日

【図 5-2-11】一人あたり年間支払い金額 500 円（往復 1,000 円）利用者が買物難民 700 万人に占める割合（縦軸）と、利用頻度別利用金額（横軸）との全体額（試算）

（単位：円）

年間合計利用料 年間合計利用者数	週1回（年50回利用） 片道500円（往復1,000円） 50,000円	週2回（年100回利用） 片道500円（往復1,000円） 100,000円	週3回（年150回利用） 片道500円（往復1,000円） 150,000円
70,000人（1%）	3,500,000,000	7,000,000,000	10,500,000,000
350,000人（5%）	17,500,000,000	35,000,000,000	52,500,000,000
700,000人（10%）	35,000,000,000	70,000,000,000	105,000,000,000
1,400,000人（20%）	70,000,000,000	140,000,000,000	210,000,000,000
2,100,000人（30%）	105,000,000,000	210,000,000,000	315,000,000,000
2,800,000人（40%）	140,000,000,000	280,000,000,000	420,000,000,000
3,500,000人（50%）	175,000,000,000	350,000,000,000	525,000,000,000

（単位：円）

年間合計利用料 年間合計利用者数	週4回（年200回利用） 片道500円（往復1,000円） 200,000円	週5回（年250回利用） 片道500円（往復1,000円） 250,000円
70,000人（1%）	14,000,000,000	17,500,000,000
350,000人（5%）	70,000,000,000	87,500,000,000
700,000人（10%）	140,000,000,000	175,000,000,000
1,400,000人（20%）	280,000,000,000	350,000,000,000
2,100,000人（30%）	420,000,000,000	525,000,000,000
2,800,000人（40%）	560,000,000,000	700,000,000,000
3,500,000人（50%）	700,000,000,000	875,000,000,000

出典：WSA 作成

（4）最後に

自家用有償旅客運送については、現行の地域公共交通活性化再生法ではその位置づけが明らかになっていない。しかし、現実には公共交通機関を補完して、地域における旅客運送サービスを担う手段として明確に位置づけることが重要になると考える。また、安全・安心輸送サービスの提供を促進するとともに、実施主体の負担を軽減し、地域における協議を前提としてその実施の円滑化を促進することが重要である⁶¹。このため、需要規模に応じた路線バス、デマンド交通、タクシー（乗用事業）等の組合せの最適化を図るとともに、本政策提言である自家用有償旅客運送の適用拡大が現実の課題を解決する可能性が高いと考えている。

⁶¹ 国土交通省 交通政策審議会 令和元年度第5回地域公共交通部会「【資料3】中間とりまとめ（案）溶け込み版」 11～12 頁

提言③ 産業振興と地域資源発掘

提言③では、産業振興と地域資源発掘のための政策提言として、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用することを提案する。

クラウドファンディング型ふるさと納税とは、特定のプロジェクトに焦点を当てて、その実施のために必要な寄附を募る等、使途に力点を置いてふるさと納税を募集し、寄附者に対してその事業の進捗具合や成果を報告するといった、クラウドファンディング的な仕組みのことである。

はじめにクラウドファンディング型ふるさと納税の前提となるふるさと納税制度について説明する。

1. ふるさと納税制度の概要と目的

(1) ふるさと納税制度の概要と目的

ふるさと納税制度とは、納税者がいずれかの都道府県、市区町村に寄附を行うと、所得税と住所地の住民税から控除を受けられる制度のことである⁶²。

ふるさと納税による控除制度は、①所得税分、②個人住民税の基本分、③個人住民税の特例分で構成される。①及び②で控除しきれない額は、③で全額が控除される⁶³。

ふるさと納税制度の目的として、1つ目には、納税者に納税の大切さを自覚してもらうこと、2つ目に、育ててくれた人々への恩返しや自分が応援する地域に貢献したいという思いを実現すること、3つ目には、自治意識の進化や自治体間競争の活発化が実現することが挙げられる。

(2) ふるさと納税の現況調査結果等⁶⁴

①平成 29 年度（2017 年度）におけるふるさと納税の受入額及び受入件数

平成 29 年度（2017 年度）のふるさと納税の受入額実績は、約 3,653 億円となった。平成 28 年度（2016 年度）の約 2,844 億円から 1.28 倍（809 億円増）となり、平成 24 年度（2012 年度）と比べると 35 倍に増加したことになる。

受入件数は約 1,730 万件となり、平成 28 年度（2016 年度）の約 1,271 万件から 1.36（459 万件増）、平成 24 年度（2012 年度）と比べると 140 倍に増加した。

前年度からの伸び率自体は平成 28 年度の伸び率は 72%、平成 29 年度（2017 年度）の伸び率は 28%となり、鈍化している。しかし、全体の規模が大きくなっていることを勘案すれば、ふるさと納税の規模は着実に伸びていると言える結果になったと分析されている。

平成 29 年度（2017 年度）におけるふるさと納税 1 件当たりの受入額（受入額を受入件数で除した数）は、約 21,100 円となった。制度発足当初から数年の間は 1 件当たりの受入額

⁶² 『調査と情報』1020 号 1 頁

⁶³ 同上 2 頁

⁶⁴ 「ふるさと納税の現況調査結果等」『地方財務』771 号 32 頁

は 100,000 円を超えていたが、制度の活用が進むにつれて小口化され、ここ数年は 1 件当たり 20,000 円程度で安定している。

②都道府県別の受入額及び受入件数

都道府県別の受入額（都道府県と域内市区町村分とを合わせた受入額）は、多い方から、

- 1 位 北海道（365 億 300 万円）
- 2 位 佐賀県（315 億 4,700 万円）
- 3 位 宮崎県（249 億 300 万円）
- 4 位 山形県（226 億 1,100 万円）
- 5 位 大阪府（200 億 7,500 万円）となった。

この 5 道府県で全体の 4 割近い額を受け入れていることや、最多の北海道と最少の富山県で 80 倍以上の開きがあること等、都道府県ごとに大きなばらつきがある。

なお、県と市町村を合わせた秋田県全体の受入額は 22 億 7,100 万円である。

都道府県別の受入件数（都道府県と域内市区町村分とを合わせた受入件数）は、受入額と同様の順番となり、多い方から、

- 1 位 北海道（220 万 3,150 件）
- 2 位 佐賀県（171 万 1,533 件）
- 3 位 宮崎県（155 万 3,016 件）
- 4 位 山形県（131 万 9,505 件）
- 5 位 大阪府（99 万 4,419 件）

都道府県ごとのふるさと納税 1 件当たりの受入額を見ると、東京都が 11 万 8,000 円超と突出して大きな額となっている。これは、個人の篤志家からの大口の寄附が寄せられたことが主な要因であると指摘されている。

なお、県と市町村を合わせた秋田県全体の受入件数は 13 万 2,436 件となっている。

③地方団体別の受入額上位 5 団体

- 1 位 大阪府泉佐野市（135 億 3,300 万円）
- 2 位 宮崎県都農町（79 億 1,500 万円）
- 3 位 宮崎県都城市（74 億 7,400 万円）
- 4 位 佐賀県みやき町（72 億 2,400 万円）
- 5 位 佐賀県上峰町（66 億 7,200 万円）

受入額が全国で最も多かった大阪府泉佐野市は、制度創設以来、初めて単年度で 100 億円以上を受け入れた団体となった。

④ふるさと納税を募集する際の使途の選択

(ア) 選択の可否

各地方公共団体がふるさと納税を募集する際に使途、つまりふるさと納税を財源として実施する事業等を選択できるかについて調査の結果は以下の通りである。

使途を「選択できる」と回答した地方団体は 1,690 団体（94.5%）、「選択できない」と回答した地方団体は 95 団体（5.3%）となり、使途を選択できない団体は 100 団体を下回った。

(イ) 選択できる範囲

使途を「選択できる」と回答した地方団体において、その選択できる範囲について、「分野を選択」「具体的な事業を選択」の 2 択で調査した結果は次の通りである。

「分野を選択できる」と回答した地方団体は 1,609 団体（90.0%）、「具体的な事業を選択できる」と回答した地方団体は 255 団体（14.3%）となった。

(ウ) 選択できる分野

使途を「選択できる」と回答した地方団体に対し、使途として選択できる分野を調査した結果がある。回答が寄せられた分野は次の通りである。

- | | | |
|-------------|-------------|------------|
| ・教育、人づくり | ・健康、医療、福祉 | ・子ども、子育て |
| ・地域、産業振興 | ・環境、衛生 | ・スポーツ、文化振興 |
| ・まちづくり、市民活動 | ・観光、交流、定住促進 | ・安心、安全、防災 |
| ・災害支援、復興 | | |

また、ふるさと納税の具体的な使途について、地域の実情に応じて創意工夫を図り、明確化することで、事業の財源を確保した具体例をいくつか挙げる。

- ・猪骨ラーメン専門店の開業（愛媛県今治市）
- ・山形の芋煮文化を未来へつなぐための日本一の大鍋製作（山形県山形市）
- ・大槌駅復旧事業（岩手県大槌町）
- ・すみだの夢応援助成事業（東京都墨田区）

⑤ふるさと納税の受入額実績や活用状況の公表等

ふるさと納税の受入額実績や活用状況について、公表または報告等を行っているかについて調査した結果は次の通りである。

ふるさと納税の受入額実績及び活用状況の両方を公表していると回答した地方団体は 1,138 団体（63.6%）、受入額実績のみを公表していると回答した地方団体は 34 団体（1.9%）、いずれも公表していないと回答した地方団体は 199 団体（11.1%）であった。

また、寄附者に対して、寄附金を充当する事業の進捗状況・成果について報告している団体は 499 団体（27.9%）であった。

⑥ふるさと納税の募集や受入等に伴う経費

平成 29 年度（2017 年度）決算見込額において、ふるさと納税の募集や受入等に伴いどの程度の費用を要したかという調査の結果、全団体における費用の合計額は、2,027 億円となった。

その内数は、

- ・返礼品の調達に係る費用 1,406 億円
- ・返礼品の送付に係る費用 241 億円
- ・広報に係る費用 56 億円
- ・決済等に係る費用 78 億円
- ・事務に係る費用、その他 247 億円

となっている。

平成 29 年（2017 年）4 月 1 日付の総務大臣通知によって、返礼品の返礼割合、つまり寄附額に対する返礼品の調達価格の割合を少なくとも 3 割以下にすることを求めているので、ふるさと納税受入額に対する調達費用の割合についても、少なくとも 3 割以下になることが求められるとされている。

しかし、今回の結果では 38.5%となった。同数値がここ 3 年で 38%と高止まりしていることは大きな課題となっており、今後この数値を 3 割以下に引き下げていくことが必要とされる。

また、ふるさと納税受入額に対する経費総額の割合は 55.5%となり、平成 29 年度（2017 年度）の 52.2%から上昇することとなった。

返礼割合 3 割以下という水準が、広報費や発送費等その他の経費を支払ってもなお、地方団体に残る資金が実質的に半分以上になると考えられること等を踏まえれば、今後、ふるさと納税受入額に対する経費総額の割合は、5 割以下にしていくことが必要であると指摘されている。

⑦総務大臣通知を踏まえた市区町村の対応状況

ふるさと納税の使い途を明確化する取組や寄附者とのつながりを重視した取組を行っている地方団体として、北海道夕張市、石川県輪島市、長崎県五島市、北海道遠別町、岡山県真庭市、熊本県熊本市が挙げられる。

上記の団体では、それぞれの地域の実情に即し、地域で必要な事業について、その事業趣旨に共感する人々からの寄附によって必要な経費を賄い、寄附者が今後とも当該地域を訪れたり、興味を持ち続けたりするよう工夫を凝らした取組を行っている。

また、寄附者に送付する返礼品に地域資源を活用する等地域の活性化に取り組んでいる地方団体の例として、北海道上士幌町、宮城県石巻市、岐阜県高山市、青森県むつ市、秋田県湯沢市、大阪府枚方市が挙げられる。

前半の 3 団体は、地域資源を活用した「モノ」を返礼品としている団体であり、全国的には知られていなかった地域の特産品をふるさと納税を通じて全国に PR した。

後半の 3 団体では、知恵を絞って「モノ」ではなく、いわゆる「コト」を提供する取組を行っている。

そのうちの一つである秋田県湯沢市では、市内の高齢者世帯の家や空き家における「雪下

ろし代行サービス」を寄附者に提供する。ふるさと納税を通じて、地元を離れた方々の地域を想う気持ちを受け止めつつ、屋根の雪下ろしという地域課題の解決を図っている。

ふるさと納税の制度を健全に発展させていくためには、こうした工夫を含め、個々の全ての地方団体における責任と良識のある対応が必要不可欠であると指摘されている。

(3) 平成 30 年度（2018 年度）課税におけるふるさと納税に係る住民税控除額の実績等

①控除額及び適用者数

平成 30 年度（2018 年度）課税におけるふるさと納税に係る住民税の控除額は、全国計で約 2,448 億円となった。平成 29 年度（2017 年度）の約 1,783 億円から 1.37 倍となり、平成 25 年度（2013 年度）と比べると 50 倍に増加している。

控除適用者数は約 296 万人となり、平成 29 年度（2017 年度）の約 227 万人から 1.30 倍、平成 25 年度（2013 年度）と比べると約 28 倍に増加した。

対象年度が異なるので単純に比較することはできないが、平成 28 年度個人住民税の納税義務者数（市町村民税所得割の納税義務者数）は約 5,680 万人であり、これに対する平成 30 年度（2018 年度）のふるさと納税に係る住民税の控除適用者数（約 296 万人）の割合は約 5.2%になる。

現状では、個人住民税所得割の納税義務者のうち 95%程度はふるさと納税を行っていないということであり、ふるさと納税の裾野を広げていく余地が十分に残されていると指摘されている。

控除額等調のふるさと納税額（3,482 億円）と住民税控除額（2,448 億円）との差額は、所得税における寄付金控除（所得控除）分、控除適用者の適用下限額 2,000 円分の累積分、上限を超えてふるさと納税をした場合の控除されなかった寄附金額の分の合計によるものであると推測される。

②控除額及び適用者数

都道府県別のふるさと納税に係る控除適用者数は、多い方から、

- 1 位 東京都 （63.8 万人）
- 2 位 神奈川県 （31.6 万人）
- 3 位 大阪府 （27.2 万人）
- 4 位 愛知県 （21.6 万人）
- 5 位 埼玉県 （17.9 万人）

となり、基本的には人口に応じて、控除適用者数も多くなっている。

都道府県別の平成 28 年度（2016 年度）個人住民税の納税義務者数（市町村民税所得割の納税義務者数）に占める平成 30 年度の控除適用者数の割合を高い順に並べると、

- 1 位 東京都 （9.4%）
- 2 位 大阪府 （7.4%）

3 位 神奈川県 (7.2%)

4 位 兵庫県 (6.8%)

5 位 奈良県 (6.6%)

となり、いわゆる都市部においてふるさと納税を行う方の割合が高い状況が確認できる。また、関西圏に属する府県の割合が全国に比べると相対的に高い傾向が見られる。

都道府県別のふるさと納税額（ふるさと納税をした者が居住する都道府県ごとの集計値）は、多い方から、

1 位 東京都 (931 億円)

2 位 神奈川県 (354 億円)

3 位 大阪府 (293 億円)

4 位 愛知県 (249 億円)

5 位 兵庫県 (182 億円)

となっている。

また、都道府県別のふるさと納税に係る住民税控除額（道府県民税及び市町村民税分の合計額）は、多い方から、

1 位 東京都 (646 億円)

2 位 神奈川県 (257 億円)

3 位 大阪府 (212 億円)

4 位 愛知県 (180 億円)

5 位 千葉県 (133 億円)

となる。

(4) ふるさと納税の更なる活用に向けて

平成 29 年（2017 年）9 月に、全国の都道府県知事及び市区町村長宛てに送付されたふるさと納税の今後のあり方に関する総務大臣書簡では、今後、ふるさと納税の裾野を拡大するとともに、ふるさと納税で得られた資金をそれぞれの地域でさらに有効に活用していくために、各地方団体において「2 つの視点」を踏まえた取組を進めるよう要請されている。

1 つ目は、「ふるさと納税の使い途を地域の実情に応じて工夫して、事業の趣旨や内容、成果をできる限り明確化すること」である。

ふるさと納税制度がふるさとや、地方団体の様々な取組を応援する気持ちを形にする仕組みとして創設された理念に立ち返れば、各地方団体は、ふるさと納税の募集に当たって、まちづくりや地域活性化のビジョンを示し、ふるさと納税で得た資金の「使い途」に知恵を絞って競い合うことが重要であると指摘されている。

最近では、特定のプロジェクトに焦点を当てて、その実施のために必要な寄附を募る等、使途に力点を置いてふるさと納税を募集し、寄附者に対してその事業の進捗具合や成果を報告するといった、クラウドファンディング的な取組が広がってきている。こうした取組は、

ふるさと納税を行う方の裾野を拡大し、寄附文化を醸成する上でも有効であるとされている。

なお、クラウドファンディングとは、一般的に、寄附の対象となる事業の趣旨や内容を分かりやすく示した上で、インターネットを介して不特定多数の個人から少額の資金を調達する仕組みのことである。

2つ目は、「ふるさと納税の寄附者との継続的なつながりをもつこと」である。人口減少・少子高齢化が進む中で、各地方団体において「移住・定住人口」の増加を目的とした各種の施策が講じられているが、長期的な「移住・定住人口」の増加に向けて、まずはその地域と様々な形で関わる地域外の人々、すなわち「関係人口」や実際に当該地域を訪問する「交流人口」を増やすことが重要であるとの指摘がある。

そこで、ふるさと納税を通して推進する2つのプロジェクトについて説明する。

①ふるさと起業家支援プロジェクト

地方団体による地域の起業支援を促すとともに、ふるさと納税の仕組みを活用して地域の外から資金を調達することによって、地域経済の好循環の拡大を図るプロジェクトのことである。

具体的には、地方団体がクラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、地域課題の解決に資する事業を立ち上げる起業家に対し、事業に共感する人々からふるさと納税を募り、補助を行うとともに、地方団体が起業家の事業立ち上げの初期投資に要する経費に関して、上乗せ補助を行う経費につき新たに特別交付税措置を講じるものである。起業家には、寄附者を「ふるさと未来投資家」として位置づけた上で、支援先の事業に継続して関心を持ってもらうために、定期的な事業報告を行うことや、自社製品の試供品等の送付、事業所見学への招待、起業が成功した際の新製品の贈呈といった工夫を講じることを想定している。

起業家の立場としては、地方団体を經由して寄附を受ける形になるため、事業内容についての公益性等の説明が容易になり、資金調達がしやすくなることや、経由する地方団体に事業内容の周知広報等の手伝いをしてもらえるとといったメリットがあるとされている。

地方団体の立場としては、自らの一般財源の投入額を抑制しながら、地域課題の解決に資する事業の立ち上げを支援することができるとされている。

寄附者の立場としては、地方団体を經由して起業家に対して寄附を行うこととなり、結果としてふるさと納税の枠組みを活用することとなるため、寄附額に応じた税額の控除が行われる。

②ふるさと移住交流促進プロジェクト

過疎地域等をはじめとする地方圏においては、著しい高齢化や人口減少に伴い、地域づくりの担い手不足という課題に直面している。そこで、地方団体がクラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、事業に共感する人々からふるさと納税を募り、移住交流事業の財源

を

確保するほか、ふるさと納税をきっかけとした寄附者との継続的なつながりを持つモデル的な取組に対して委託金等による支援を行うとともに、地方団体が実施する移住・定住対策に対して特別交付税措置による支援を行うとされている。

移住交流促進事業の例としては、空き家や古民家の再生による移住者向け住宅等の整備、新規就業者・新規就農者のための環境整備、子育て世帯の移住を促すための子育て支援の実施、伝統的祭事の復活、家族向けの農作業体験等が挙げられる。

2. ふるさと納税活用事例集⁶⁵

～平成 30 年（2018 年）11 月 ふるさと納税の健全な発展を目指す自治体連合～

○起業の事例

- ・町の産業活性化をふるさと納税で叶えたい（北海道池田町）

池田町では、ふるさと納税を活用し、町の産業を活性化させることを目的に人材育成や地域資源を活用した農商工連携等の新たな取組を支援する補助金を交付している。

補助メニューとしては、①人材育成支援事業、②新規起業支援事業、③新製品等開発支援事業、④販路開拓支援事業、⑤デザイン開発支援事業の 5 つがある。

商店街の事業主が高齢となり廃業となる中、新規起業者が生まれることで町の経済が活性化し、雇用も生まれるので定住のために必要な働く場が出来るという成果が生まれた。

デザイン開発のような投資としてなかなか手を出せなかったことが、今回の補助金で促され、パッケージを一新して販売促進に繋がっているとされている。

効果としては、町内から無くなって久しかったパン屋が復活したことや、若い世代が新たに法人を立ち上げ、農畜産物に「熟成」という付加価値をつけて販売を展開していることが挙げられる。

○地域資源発掘の事例

- ・小浜育ちのサバによる鯖文化の新たな展開（福井県小浜市）
- ・漁業活性化のための稚貝・稚魚放流事業（静岡県西伊豆町）
- ・琴浦町の 2 大祭り「さくら祭り」と「白鳳祭」（鳥取県琴浦町）
- ・生きた化石カブトガニ 命を未来へ繋ぐために（岡山県笠岡市）
- ・コウノトリ周辺整備事業（徳島県鳴門市）

⁶⁵ ふるさと納税の健全な発展を目指す自治体連合「ふるさと納税活用事例集（平成 30 年 11 月）」

○交流人口・関係人口づくりの事例

- ・利根川花火大会バスツアー開催！（茨城県境町）

前年度の境町への寄附者から抽選で700名を招待して、ふるさと納税感謝祭2018利根川大花火大会バスツアーを無料で開催した。

実際に境町へ「来て・見て・感じて」もらう考えのもと始めた第2回ふるさと納税感謝祭企画である。参加者全体の92%が境町に来るのが初めてという結果だった。

ふるさと納税の寄附者と直接交流を図ることで、境町へのファンづくりやリピーターを獲得することができ、寄附者との関係を継続するための取組として、ふるさと納税への寄附増加にも繋がっているとされている。また、今後の交流人口の増加を見込むことができるとされている。

- ・ふるさと納税で活力の花ひらくまちへ（福井県南越前町）

今庄・旧玉村邸活用プロジェクトは、今庄宿の空き家をゲストハウスに生まれ変わらせる取組である。旅人と地域の交流拠点となるようなゲストハウスを目指し、地域の魅力を内外に発信したり、多くの方に関わっていただけたりするよう、地域資源を活かしたイベントを実施している。

○公共団体の予算へ住民の意見を反映させる事例

- ・市民の願いをふるさと納税で実現（福井県坂井市）

坂井市では、寄附金の使い道を市民から募り、その決定にまで市民の意思を取り入れるという全国で唯一の取組を行っている。

例えば、児童や生徒の登下校時のボランティア「子ども見守り隊」の活動時の着衣を統一するため、寄附金を活用した。また、幹線道路沿いの主要な交差点に交通安全標語を記した「かがし」のモニュメントの修繕を行った。

3. 地域資源発掘

秋田県では、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（中小企業地域資源活用促進法）に基づき、秋田県内の地域資源を指定している。

地域資源とは、地域に存在する特有の経営資源として、特産品や伝統的に承継された製法、地場産業の集積による技術の蓄積、自然や歴史遺産といった文化財等が挙げられる⁶⁶。

しかし、本ワークショップでは秋田県が指定する地域資源以外にも、身近にあるものの、住民が気付いていない、潜在的な地域資源があるのではないかと考えた。

本ワークショップのメンバーが魅力を感じた地域資源の例として、重要無形民俗文化財数日本一、ジャンボうさぎ（大仙市）、八橋油田（秋田市）、ネコバリ岩・森山・帝釈寺のケ

⁶⁶ 中小企業庁「中小企業白書（2014年版）」

ヤキ（五城目町）、朝市（五城目町、八峰町、横手市、由利本荘市）が挙げられる⁶⁷。

中でも、朝市は生活に密着したものであり、住民にとっては地域資源とは認識しにくいかもしれない。しかし、地域外の人々からすれば、朝市でしか販売していない商品がある等独自の付加価値があり、地域資源として魅力があると認識する可能性がある。

では、地域内外から訪れる観光客は、秋田県のどの場所を訪れているのだろうか。

RESAS の「観光マップ」のデータを基に作成した、秋田県における観光目的地一覧のグラフでは、角館武家屋敷通りが 1 位となっている。

だが、この場所は桜の名所であるため、桜が見頃となる 4 月に観光客が集中して訪れている。角館武家屋敷通りを訪れる観光客は、4 月以外の月は一定数いるものの、概ね乳頭温泉郷、田沢湖に次ぐ 3 位となっている。

観光客が訪れるのは、いわゆる「定番」の観光地に集中しており、本ワークショップが魅力を感じた地域資源や、上記の観光地以外で県が地域資源と認識する施設を訪れる人々はさほど多くないと推測される。

【図 5-3-1】 秋田県の観光目的地一覧



出典：RESAS を用いて WSA 作成

地域資源の課題として、地元が魅力的と考える資源と、県外や県外の顧客が魅力的と考えて購入したいと思うものが違う可能性がある。

そのため、外からの視点を取り入れる仕組みが必要である。

そこで、ふるさと納税を活用して魅力的な地域資源の発掘・磨き上げができないかという政策提言につながる。

秋田県におけるふるさと納税の現状として、平成 29 年度（2017 年度）の県と市町村を合わせた秋田県全体のふるさと納税受入額は 22 億 7,100 万円で、受入件数は 13 万 2,436 件

⁶⁷ 「なんも大学」 <https://nanmoda.jp>（2020 年 1 月 13 日閲覧）

だった。また、ふるさと納税 1 件当たりの受入額は、県と市町村を合わせた秋田県全体では 17,148 円となった。

なお、ふるさと納税 1 件当たりの受入額の全国平均は 21,115 円、東北地方平均は 19,755 円となった⁶⁸。

秋田県全体では、全国平均や東北地方平均と比べて寄附が小口化していることがうかがえる。

個人が行うふるさと納税の種類には、返礼品型、純粋寄附型、クラウドファンディング型ふるさと納税の 3 つがある。

従来からある返礼品型は、ふるさと納税の寄附者に対し、地方自治体が寄附のお礼として地場の特産物といった返礼品を送付するという仕組みである。

純粋寄附型とは、寄附者が地方自治体に対して見返りである返礼品を求めずに寄附するという仕組みである。

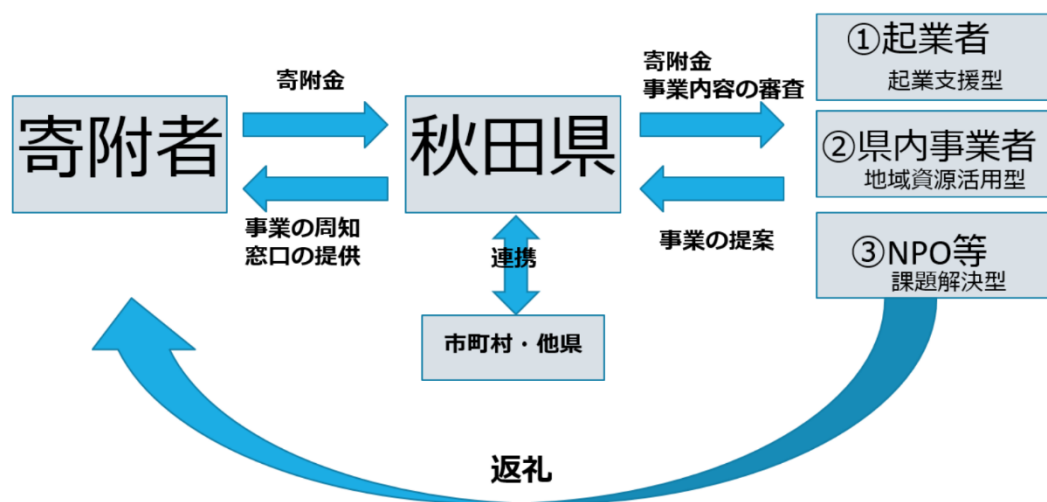
クラウドファンディング型ふるさと納税とは、前述の通り、使途に力点を置いてふるさと納税を募集し、寄附者に対してその事業の進捗具合や成果を報告するという仕組みのことである。

本ワークショップでは、クラウドファンディング型ふるさと納税を用いた産業振興と地域資源発掘について政策提言をする。

2. 政策提言 クラウドファンディング型ふるさと納税制度

ここからは「秋田の産業振興と地域資源発掘」に関して提言を行う。

【図 5-3-2】クラウドファンディング型ふるさと納税制度活用イメージ



出典：WSA 作成

⁶⁸ 「ふるさと納税の現況調査結果等」『地方財務』771 号 49 頁

(1) クラウドファンディング型ふるさと納税の概要

起業による課題と地域資源の掘り下げ、さらに地域課題の解決を包括して行うための政策パッケージとして「クラウドファンディング型ふるさと納税」制度の活用を考えた。

クラウドファンディング型ふるさと納税とは、端的に言えば前述したふるさと納税の制度を、自治体を中心となって積極的に利用していく制度である。ふるさと納税自体はすでに多くの実施例があり、その是非については様々に議論がなされているところだが、すでに述べたようにふるさと納税制度自体には今後の地方行政の在り方を考えるとさまざまなメリットがあるため、今回はこの制度を健全かつ有効に最大限生かす提言を行う。

クラウドファンディング型ふるさと納税制度は図の通り寄附者と自治体（今回は県を想定）、そして各事業者の三者によって構築される制度である。従来のクラウドファンディングは「寄附者と事業者」がダイレクトに結びついたものであるが、本提言は両者の間に自治体加わり、強力に支援を行うものである。寄付金を税控除できるインセンティブを寄付者に対して与える点は、ふるさと納税制度に基づいている。

基本的なクラウドファンディング型ふるさと納税のシステムとしては、事業者が実現したいプロジェクトを提案し（場合によっては県が予めクラウドファンディングで実現させたいプロジェクトを募るケースも想定される）、県が審査・助言し、認められたものについては県の運営するサイト等で寄附者を募るというものである。事業者はプロジェクトの実現に行政の支援が得られ、また県としても外部の視点を用いて、一般財源を大きく圧迫することなく政策を実現できるのが、この制度の強みである。

ここでの県の役割は単に資金調達に終始することなく、プロジェクトの持続のためのトータルでの支援が要求される。今回はクラウドファンディング型ふるさと納税の実施を①起業支援型 ②地域資源活用型 ③地域課題解決型の三類型に分類し、順に解説してゆくとする。

(2) クラウドファンディング型ふるさと納税制度の三類型

①起業支援型

【対象】秋田県内での起業希望者

【効果】起業家への金銭面に加え、事業継続支援を含めた包括的なサポートが実現

分析の中で分かったように、現状の秋田県の起業率は低い水準にとどまっている。県内における新規起業家をクラウドファンディング型ふるさと納税を用いて支援し、事業継続についてもサポートすることで、地域に根差した新規産業の創成を図るのが「起業支援型クラウドファンディングふるさと納税制度」である。この制度は、クラウドファンディングによる事業立ち上げ時の金銭的支援だけでなく、事業を行う上での環境整備も県に要求される。その一例としては、事業についての広範囲への広報活動や県内企業における連携先の提案、相談窓口の設置等が考えられる。さらに異業種の起業家同士が交流できる拠点を整備し、相乗の拡大の取組を図る必要がある。

②地域資源活用型

【対象】 各県内事業者

【効果】 返礼品を活用した魅力ある県内製品の発掘と、地場産業活性化の実現

外から見て魅力のある資源であっても現状、自治体から資源としてあまり認知されていないものが数多く存在することも、秋田県の課題の一つであった。このような地域住民にとっては当たり前と思われるものでも、地域外の人々にとっては珍しい資源を活用する制度が「地域資源活用型クラウドファンディングふるさと納税」である。

この制度では、県が市町村と連携し、返礼品として用いる地域資源を発掘する。このようにして、隠れた県内資源が返礼品として定着することで、新たな産業の育成が図られるのではないかと考えた。

この際、返礼品は生産者の顔が見え、思いが感じられるものにするべきである。これにより、秋田のこれまで認知されてこなかった魅力が県外の寄附者に対して認識されることが期待される。地元の祭りへの参加権や「バーチャル市民権」等、地域に足を運んで貰えるような体験型の返礼品の活用も有効であろう。もちろん、魅力ある返礼品を選ぶのは寄附者であるので、寄附者からの声を集め、返礼品の改良にフィードバックさせる用意も必要である。

③課題解決型

【対象】 自治体やNPO 等地域課題の解決に取り組む諸団体

【効果】 地域課題の拾い上げと、継続的な支援体制の実現

秋田の抱える地域課題には大雪の除雪等、財源面でもマンパワーの面でも自治体の大きな負担になっているものがある。このような地域課題を、クラウドファンディングを用いて寄付金を集めて解決を図るのが、「課題解決型クラウドファンディングふるさと納税」である。支援者は故郷から離れて暮らす地元出身者等を想定し、手軽な地域貢献としての役割を持つ制度である。

この制度を用いることでこれまで行政政策の対象になりにくかった「小さな」地域課題の拾い上げと解決も可能になると期待できる。政策の一例として横手市へのヒアリングでも課題として挙げた、「除雪」の一部をクラウドファンディング型ふるさと納税を利用して解決する事例を考えたい。高齢者世帯住居への「雪下ろし代行サービス」や、通学路の除雪を実施するために、クラウドファンディング型ふるさと納税を創設するのである。この際、集めた寄附金は、雪下ろしを行う地元の業者に支払うことで冬季の地元企業の振興にも繋がると考えられる。「地域資源発掘型」との組み合わせで、県・市町村に寄附者を招待し、地元住民との交流会を実施するのも効果的であると考ええる。

起業支援の返礼品に、県の魅力が伝わる製品を用いるなど、ここで挙げた①～③の政策は組み合わせで実施することも考えられる。以上からクラウドファンディング型ふるさと納税を活用した新たな形での地域振興策を提言する。

提言④「企業版関係人口」の創出

1. 秋田県の関係人口創出・拡大を取り巻く状況

秋田県での関係人口創出・拡大に関しては、次の3点に留意する必要がある。それは、他県と比較した際の訴求力、地理的条件、ビジネス環境の違いである。

令和元年（2019年）に大和ネクスト銀行が実施した国内旅行に関する調査⁶⁹によると、「旅行したことがない都道府県」の項目で秋田県は4位（78.7%）であった。また、平成29年（2017年）にヤフー株式会社が実施した全国の交通利便性に関する調査⁷⁰では、「東京から2時間で到達できるエリア面積ランキング」の項目で同県は全国38位（0.58%）であった。このように、同県は全国と比較しても訴求力の低さや交通利便性の低さに起因する時間距離の遠さが目立つ。

さらに、平成29年（2017年）に株式会社東京商工リサーチが実施した「全国新設法人動向」調査⁷¹によると、秋田県の人口一人当たりの新設法人比率は全国最下位（0.041%）であった。なお、同県は平成28年（2016年）の調査でも最下位、平成30年（2018年）は36位と起業率の低迷が続いている。起業に無関心な者が起業を意識するようになる主な理由に「周囲の起業家の影響」があるとの調査結果⁷²もある。こうした、同県の起業家が少ない環境自体が、起業家を生まれにくくしている要因である可能性は高い。

関係人口の創出・拡大において、大都市居住者へのアプローチや個人への起業支援は欠かせない。だが、このような秋田県の現状を見ると、それだけでは不十分であり、別方面からのアプローチが必要であると考えられる。

2. 先進事例

①総務省

国による新たな取組として注目したのは、総務省が主導で実施している「お試しサテライトオフィス」モデル事業（平成28年度～）である。

サテライトオフィス（以下「S0」という。）とは、企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスを指す。近年、都市部の企業等が地方に、遠隔勤務のためのオフィスであるS0を開設し、本社機能の一部移転や二地域居住のワークスタイルを実践するケースが増加している。また、地方においても、雇用機会の創出や移住定住の促進、新しい産業の創出に向けて、S0の誘致に取り組もうとする地方公共団体が増えている。一方で、地方側に

⁶⁹ 大和ネクスト銀行「国内旅行に関する調査」https://www.bank-daiwa.co.jp/column/articles/2019/travel_report_2019.html（2019年12月16日閲覧）

⁷⁰ ヤフー株式会社「あなたの都道府県は何位？交通利便度を可視化してみた～東京より京都・愛知が実は便利！？～」

<https://about.yahoo.co.jp/info/bigdata/special/2017/01/>（2019年12月16日閲覧）

⁷¹ 株式会社東京商工リサーチ「全国新設法人動向」調査（2016 - 2018）

https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20180523_02.html（2019年12月17日閲覧）

⁷² 中小企業庁「中小企業白書（2014年版）」

は、都市部の企業等のサテライトオフィス開設に係る具体的なニーズが把握できない、都市部の企業等とのつながりが限定的である等の課題が存在する。本プロジェクトは、その課題解決を目的として実施されるものであり、全国の地方公共団体が「お試し勤務」の受け入れ等を通じて、都市部企業等の実践的なニーズを把握し、誘致戦略を策定することでS0の誘致を目指すというものである。

事前に行われた、三大都市圏の企業（10,955社）に対するアンケート調査⁷³では、S0の導入に前向きな企業は全体の27.5%（3,008社）であり、働き方改革に前向きな企業（3,447社）の87.3%にのぼった。このように、S0導入に対する企業の関心は高い。

②徳島県

S0誘致の先進事例となったのが徳島県である。同県では、平成22年（2010年）の神山町を皮切りに、美波町、にし阿波地区（三好市・美馬市・つるぎ町・東みよし町）等でS0設置が進み、平成30年（2018年）2月末現在、県内のS0合計開設数は56社に達している⁷⁴。

徳島県においてS0設置が進んだ背景には、様々な要因の存在が指摘されている。主な要因としては、高速ネット回線の整備、県のサポート、マスメディア報道、企業の受け入れ態勢の確立等が挙げられる。徳島県では、全県でブロードバンド基盤の整備を行っており、回線速度の速さに関するS0開設企業からの評価は極めて高い。また、県は補助金などの支援制度と合わせ、プロモーションやHPを通じたPRなどの対応により、S0の新規開設をサポートしている。そして、徳島県におけるS0の動向は、各種マスメディアで報道され続けており、これも企業のS0開設への関心を惹きつける役割を果たしている。

さらに、地域におけるNPO法人等の役割も注目に値する。例えば、NPO法人グリーンバレー（神山町）や株式会社あわえ（美波町）は、自治体等と連携し、企業のS0誘致を進める上での中心的役割を担っている。

以上のように、徳島県では企業の受け入れる環境や態勢が確立しており、これが、近年本県でS0誘致が進む大きな要因となっている。

また、徳島県では社会減の縮小といったS0設置の効果とみられる現象も確認されている。神山町では、社会減が平成18～22年（2006～2010年）の400人から平成23～27年（2011～2015年）の154人へ、同様に美波町でも332人から243人へと大幅に縮小している。このように、S0設置の影響とみられる明らかな変化も現れは始めている。

さらに、徳島県ではS0の誘致と合わせて「デュアルスクール制度」⁷⁵を実施している。「デュアルスクール」とは、地方と都市の両方の良さを教育活動に取り入れることができる

⁷³ 総務省地域力創造グループ地域自立応援課「『サテライトオフィス』設置に係る民間企業等のニーズ調査（分析概要）」平成29年（2017年）4月

⁷⁴ 公益財団法人 徳島経済研究所「活況呈する徳島県のサテライトオフィス～課題と可能性～」(2018) <https://www.teri.or.jp/chousa/backnumber/>（2019年12月17日閲覧）

⁷⁵ 徳島県HP「地方と都市を結ぶ新しい学校のかたち『デュアルスクール』」（2019年12月17日閲覧）

よう、地方と都市の2つの学校が1つの学校のように教育活動を展開できる、「新たな学校」を指す。「区域外就学届」の届出により、徳島と都市部の2つの市区町村教育委員会が協議し承認されれば、住民票を移さずに互いの公立小中学校に入学できる。子どもは、一定期間保護者とともに移住することとなる。S0 など新たな働き方へのチャレンジや、家族との地方移住に向けたお試し移住をしたいといったニーズに応える形で事業が実施されている。

③五城目町地域活性化支援センター「BABAME BASE」

五城目町地域活性化支援センター「BABAME BASE」(秋田県五城目町)は、平成25年(2013年)年10月に、起業やコミュニティ活動などを実施する事業者を支援する場として設立された施設である。当施設は、閉校した馬場目小学校の校舎を活用したものであり、教室や理科室等改修された小学校の施設を事業者へ長期貸与している。これまで町外の企業を中心に19社が入居した。令和2年(2020年)1月現在は11社が入居している⁷⁶。

この施設が生まれた背景には、同町を取り巻く厳しい社会環境がある。五城目町は、人口減と高齢化が県内でも特に顕著な地域であり、人口減少率は、昭和40年(1965年)以降、概ね1%程度で推移していたが、平成22年(2010年)には2%を超えるペースとなった⁷⁷。2030年以降の人口減少率は2.5%を超え、2040年の人口は4,992人(高齢化率51.0%)と推計される。

同町では、こうした厳しい社会環境を認識しながら活力あるまちづくりを行うこととし、平成24年度(2012年度)に新たな基本計画を策定⁷⁸した。

そこで示された重点施策の一つが、「企業立地対策」であった。地域への新たな企業の進出は、産業の活性化や地域産業の振興、新たな雇用機会の拡大のみならず、人口流出の抑制や就業人口の増加を促進させるなど、地域の活力を再生する上で極めて重要である。他方、同町では、それまで約20年間に渡り大企業誘致の活動を行ってきたが、結局一社も誘致できずにいた。そうした経験から、従来の雇用対策や企業誘致活動ではない、新たな取組みの必要性が認識されたのである。当施設は、そうした取組を進めるための基点として整備された。

具体的な取組内容としては、都内シェアオフィスとの連携が挙げられる。五城目町は、平成元年(1989年)より東京都千代田区との姉妹提携を結んでいる⁷⁹。そうした縁から、同町

⁷⁶ 五城目町地域活性化支援センター「BABAME BASE」HP <https://www.babame.net/> (2020年1月20日閲覧)

⁷⁷ 「五城目町人口ビジョン」平成28年(2016年)1月
<http://cms.town.gojome.akita.jp/pdf/bijon.pdf> (2020年1月20日閲覧)

⁷⁸ 秋田県五城目町HP <http://www.town.gojome.akita.jp/machikeikaku/7.html> (2020年1月20日閲覧)

⁷⁹ 東京都千代田区HP
<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/bunka/bunka/toshikoryu/index.html> (2020年1月20日閲覧)

は千代田区内のシェアオフィス「ちよだプラットフォームスクエア」と連携し、入居企業との交流イベントの開催を実施した。その結果、同シェアオフィスに本社を置くベンチャー企業、ハバタク株式会社（代表取締役 丑田俊輔氏）が新たに五城目地域活性化センター内に事業所を開設する運びとなった。以降、この丑田氏がキーマンとなり、都内や首都圏に本社を構える他ベンチャー企業の同センターへの入居が続いた。

ベンチャー企業の存在は、地域に大きな影響を与えた。例えば、地域の特産品であるラズベリージャムを使った商品販売を行う東京からの U ターン起業者は、丑田氏に相談できたことが起業に繋がったとしている⁸⁰。また、最近では馬場目小学校卒業生による美容室の開業や、朝市への若者や新規参入者の出店といった事例もある。

このように、五城目町では地域でのベンチャー企業の存在が、個人による地域資源を生かした新たな地域ビジネスの立ち上げや、プチ起業を促していることが確認されている。

3. 政策提言

上述したように、秋田県での個人向けの関係人口の創出・拡大においては、他県と比較した際の訴求力、地理的条件、ビジネス環境の違いがあり、従来の個人を対象とした関係人口の創出・拡大だけでは不十分であるため、別方面からのアプローチが必要となる。特に起業率の低さは深刻な問題であるが、起業家が少ない環境ではそもそも起業家が育たないという秋田特有の事情もあるとみられ、その改善は容易ではないと考えられる。

他方、現在国や地方では、個人だけではなく企業に向けた情報発信や、関係性の構築が新たな取組みとして行われている。

総務省のお試しサテライト事業からは、大都市圏企業の S0 設置への関心の高さが伺えた。また、徳島県内で進む S0 設置の動きは、S0 設置が社会減の縮小に寄与する可能性と、企業と自治体等の連携による企業の受け入れ態勢の重要性を示した。さらに、一部自治体で実施されているデュアルスクール制度は、S0 など新たな働き方へのチャレンジや、家族との地方移住に向けたお試し移住をしたいといったニーズの存在を明らかにした。そして、五城目町の事例では、地域におけるベンチャー企業の存在が、個人でも起業し易い風土づくりを進める役割を果たしたことが確認された。

これらの動きを踏まえて、我々は「企業版関係人口」の創出を提言することとした。これは、企業との関係構築を進め、関係人口的な視点でアプローチをかけることを意味する。アプローチの段階としては、例えば、入口として県内各市町村と大都市圏のベンチャー企業等との定期的な交流イベント等が、次の段階として短期・長期の S0 誘致が、最終的には地域での新たなビジネスの立ち上げや起業等が想定される。

企業をターゲットとした理由は、次の二点ある。

⁸⁰ BUSINESS INSIDER（2017 年 8 月 9 日）「秋田のポートランドがミレニアル世代や起業家を惹きつける理由」<https://www.businessinsider.jp/post-100712>（2020 年 1 月 29 日閲覧）

第一に、現状よりも関係人口の創出・拡大がより期待できる点である。言うまでもないが、国内の企業数は我が国の総人口よりも圧倒的に少ない。例えば、東京都の人口は約 1,300 万人だが、これに対し、東京都に所在する企業数は約 25 万社である。つまり、企業は、個人に比べリーチが容易であるため、直接企業との交流の場を設けるなどして、秋田県の魅力を効果的にアピールすることも可能となる。よって、個人の場合であれば課題となる訴求力が低い点も、企業が対象であれば課題とはならないのである。

第二に、企業が地域に与えるインパクトの大きさである。先述のように、秋田県は個人の起業家が育ちにくい環境であり、個人への起業支援のみで、こうした環境を変えるのは容易ではないと考えられる。他方、五城目町の事例は、地域におけるベンチャー企業の存在が、個人でも起業し易い風土づくりを進める上で大きな役割を果たすことを示し、徳島県の事例は、S0 設置が人口動態へ与える影響力の大きさを明らかにした。つまり、地域への企業の進出は、地域に対し強いインパクトを与えるのである。

以上の点から、今後は企業を対象とした関係人口づくりが必要であると考えた。なお、企業版関係人口の創出・拡大においては、次の三点の取組を実施すべきである。

(1) 取組① S0 設置にかかる財政的補助

一点目は、S0 設置に係る財政的補助である。例えば、先の徳島県では、補助金として「情報通信関連事業立地促進補助金」を創設している。これは、情報通信関連事業者に対し、「専用通信回線使用料（5 年間、補助率 1/2、限度額 2,000 万円）、事業所賃料（5 年間、補助率 1/2、限度額 2,000 万円）、新規地元雇用者増に対する助成（期間の定めのない労働者：1 名につき 70 万円等）などの補助を行うものである。

S0 誘致を進めるため、秋田県においてもこうした S0 設置にかかる財政面の支援施策の実施が望まれる。

(2) 取組② 大都市圏のシェアオフィスとの連携

二点目は、大都市圏のシェアオフィスとの連携である。複数企業の集まるシェアオフィスとの連携は、企業に地域の魅力を効果的に伝えることができるためである。

秋田県五城目町の事例では、東京都千代田区のシェアオフィス「ちよだプラットフォームセンター」との連携や交流事業を進めた結果、キーマンとなる人物の五城目町地域活性化センターへの入居が決定した。さらに、その後はその人物の持つ人脈や人との繋がり、縁をきっかけとして、地域に関心を持つものがさらに増えるという、良い流れが発生している。

企業同士、人同士が近いシェアオフィスだからこそ、このような流れが生まれやすいと考えられる。今後は、大都市圏のシェアオフィスとの連携により、企業への積極的な本県の魅力の発信を行い、ファンを獲得することが求められる。

(3) 取組③ デュアルスクールの導入

三点目は、デュアルスクールの導入である。秋田県においては、本制度の導入も SO 誘致を進める上で有効な施策であると考えられる。

秋田県では、全国学力・学習状況調査（平成 19 年度（2007 年度）～）が開始されて以降、各教科の平均正答率が、小・中学校ともに、全国の平均正答率を上回る状況が続いている⁸¹。さらに、各教科の良好な状況に加え、児童生徒及び学校に対する質問調査の結果には、児童生徒が望ましい生活環境や学習習慣を身に付け、豊かな人間性等が育まれている状況が現れている。

こうした、秋田県の優れた教育環境は、SO 誘致を有利に進める上で大きな強みとなることが考えられる。

⁸¹ 秋田県教育委員会「平成 31 年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査の結果について」

おわりに

本ワークショップでは、「人口減少社会における地方行政の在り方」と題し、喫緊の課題としての人口減少について秋田を舞台に研究を進めてきた。一年間を通し、地方行政に関する国の取り組みや秋田が人口減少に対して行っているアプローチを学び、現場を学ぶために計 6 度にわたるヒアリング調査を行った。これからの日本の大きな課題となる人口減少について各視点から考察を加え、提言を行った。

本報告書では、国の地方創生に関する取り組み・秋田の人口減少対策政策について研究・考察を加え、RESAS における分析をもとに秋田県について詳細な分析を行い、よりの確なアプローチが行えるように努力した。また、RESAS における分析とともにロジックツリーや SWOT 分析を同時に行い、より深い考察を行った。そのターゲティングとして健康寿命・交通政策・産業政策・関係人口をテーマにし、各テーマにつき分析を行い、政策提言を行った。

健康寿命については、秋田県健康に関する関心の希薄さを対象として、ICT・IoT を活用した健康プラットフォームを構築について提言した。健康についてインセンティブを作ることによって県民の健康への関心の増大を促す。地域交通についてはライドシェアシステムを利用した新たな交通システムの創設について提言した。産業政策については、ヒアリングを通じて得た雇用のミスマッチについて詳しい考察を加え、地域資源を活用した解決策としてクラウドファンディング型ふるさと納税の提言を行った。人口減少については前期から大きな課題となっているポイントであり、より詳細な分析を加えた。さらに後期では、多くのヒアリングを通して、企業版関係人口についての研究を行い提言した。特に、発見した秋田の強みを生かしてデュアルスクールについて研究を重ねた。

秋田県について、前期では文献を使った研究や RESAS を用いた分析を行い、データ上の秋田について分析した。後期は、実際にヒアリングに赴き、現場における秋田の魅力や課題を知ることができた。このヒアリングを通し、データのみに依拠する机上の空論に陥ることなく政策の提言を行うことができたものと考ええる。秋田県・政府の政策とわれわれの政策をミックスし、発見した秋田の独自の魅力を活かし、より活気ある秋田を実現することが可能であると考ええる。

謝辞

最後に、本ワークショップおよび調査活動のテーマである「人口減少社会における地方行政のあり方～秋田における今後の施策展開を考える～」にかかわる様々な方に多くのご指導ご鞭撻そしてご助言をいただいた。

ヒアリング調査については、秋田県庁あきた未来創造部・企画振興部・観光文化スポーツ部、横手市総務企画部・市民福祉部、いしころ合同会社、一般社団法人ドチャベンジャーズの皆様には現場の観点から率直でリアルな多くの意見をいただいた。

最後に、主担当教員である木村宗敬教授には、実務家教員としての立場と多くの地方自治体での業務経験から、地方行政と政策立案の基本的思考や国と地方の視点の違いなど地方行財政の基本を教えていただいた。また、ワークショップ活動のヒアリングについても多くのアドバイスやご協力をいただいた。副担当教員である藤岡祐治准教授には、租税法の専門家としての様々なご教授やあらゆるアプローチのアドバイスをいただいた。本研究にご協力いただいたすべての皆様に改めて御礼申し上げ、謝辞とさせていただきます。

参考文献一覧

【参考書籍】

- ・ 井熊均、井上岳一、木通秀樹著、井熊均編『AI 自治体』（学陽書房、2018 年）
- ・ 井熊均、井上岳一、木通秀樹『公共 IoTー地域を創る IoT 投資ー』（日刊工業新聞社、2018 年）
- ・ 石山恒貴編『地域とゆるくつながろう！サードプレイスと関係人口の時代』（静岡新聞社、2012 年）
- ・ 今井照『2040 年 自治体の未来はこう変わる!』（学陽書房、2018 年）
- ・ 稲継裕昭『AI で変わる自治体業務ー残る仕事、求められる人材』（学陽書房、2018 年）
- ・ 宇賀克也『地方自治法概説（第 8 版）』（有斐閣、2019 年）
- ・ エンリコ・モレッティ著（池村千秋訳）『年収は「住むところ」で決まる 雇用とイノベーションの都市経済学』（プレジデント社、2014 年）
- ・ NPO 法人グリーンバレー、信時正人『神山プロジェクトという可能性』（廣済堂、2016 年）
- ・ 小田切徳美『農山村からの地方創生』（筑波書房、2018 年）
- ・ 小田切徳美『農山村は消滅しない』（岩波新書、2014 年）
- ・ 小田切徳美、橋口卓也編『内発的農村発展論 理論と実践』（農林統計出版、2018 年）
- ・ 落合陽一『デジタルネイチャー 生態系を為す汎神化した計算機による侘と寂』（PLANETS/第二次惑星開発委員会、2018 年）
- ・ 河合雅司『未来の地図帳』（講談社現代新書、2019 年）
- ・ 河合雅司『未来の呪縛』（中公新書ラクレ、2018 年）
- ・ 河合雅司『未来の年表』（講談社現代新書、2017 年）
- ・ 河合雅司『未来の年表 2』（講談社現代新書、2018 年）
- ・ 神田誠司『神山進化論 人口減少を可能性に帰るまちづくり』（学芸出版、2018 年）
- ・ 木村俊介『広域連携の仕組み』（第一法規、2015 年）
- ・ 木下斉『地元がヤバイ……と思ったら読む 凡人のための地域再生入門』（ダイヤモンド社、2018 年）
- ・ 木下斉『福岡市が地方最強の都市になった理由』（PHP、2018 年）
- ・ ギャビン・ニューサム著（町田敦夫訳）『未来政府』（東洋経済新報社、2016 年）
- ・ 小島健志『つまらない未来』（ダイヤモンド社、2018 年）
- ・ 小塚莊一郎『AI の時代の法』（岩波新書、2019 年）
- ・ 小紫雅史『10 年で激変する! 「公務員の未来」予想図』（学陽書房、2018 年）
- ・ 小西砂千夫『新版 基本から学ぶ地方財政』（学陽書房、2018 年）
- ・ 佐々木信夫『この国のたたみ方』（新潮新書、2019 年）
- ・ 指出一正『ぼくらは地方で幸せを見つける（ソトコト流ローカル再生論）』（ポプラ

- 社、2016 年)
- ・ 白波瀬佐和子編『東大塾 これからの日本の人口と社会』(筑波書房、2018 年)
 - ・ 清水義次、岡崎正信、泉英明、馬場正尊『民間主導・行政支援の公民連携の教科書』(日経 BP、2019 年)
 - ・ 曾我謙悟『日本の地方政府』(中公新書、2019 年)
 - ・ 田中輝美『関係人口をつくる一定住でも交流でもないローカルイノベーション』(木楽舎、2017 年)
 - ・ 田中輝美、藤代裕之、法政大学藤代裕之研究室『地域ではたらく「風の人」という新しい選択』(ハーベスト出版、2015 年)
 - ・ 田村秀『自治体崩壊』(筑摩書房、2018 年)
 - ・ 田村秀『地方都市の持続可能性』(イースト新書、2014 年)
 - ・ 大学院大学出版部編『地域活性のための産官学ベストプラクティス 連携による地域イノベーション』(宣伝会議、2018 年)
 - ・ 富山和彦『なぜローカル経済から日本は甦るのか』(PHP 新書、2014 年)
 - ・ 友寄英隆『「人口減少社会」とは何か 人口問題を考える 12 章』(学習の友社、2017 年)
 - ・ 中山徹『人口減少時代の自治体政策 市民共同自治体への展望』(自治体研究社、2018 年)
 - ・ 日経ビッグデータ『RESAS の教科書 リーサス・ガイドブック』(日経 BP 社、2016 年)
 - ・ 日本経済新聞社編『限界都市 あなたの街が蝕まれる』(日経プレミアシリーズ、2019 年)
 - ・ 久繁哲之介『競わない地方創生ー人口急減の真実』(時事通信社、2016 年)
 - ・ 日高洋祐、牧村和彦、井上岳一、井上佳三『MaaS モビリティ革命の先にある全産業のゲームチェンジ』(日経 BP 社 2018 年)
 - ・ 日立東大ラボ編『Society(ソサエティ) 5.0 人間中心の超スマート社会』(日本経済新聞出版社、2018 年)
 - ・ 広井良典『人口減少社会のデザイン』(東洋経済新報社、2019 年)
 - ・ 藤山浩編『図解でわかる田園回帰 1%戦略「地域人口ビジョン」をつくる』(農文協、2018 年)
 - ・ 藤山浩編『図解でわかる田園回帰 1%戦略「循環型経済」をつくる』(農分協、2018 年)
 - ・ 牧大介『ローカルベンチャー 地域にはビジネスの可能性があふれている』(木楽舎、2019 年)
 - ・ 牧野洋『福岡はすごい』(イースト新書、2018 年)
 - ・ 増田寛也『地方消滅 (東京一極集中が招く人口急減)』(中央公論新社、2014 年)
 - ・ 増田寛也、富山和彦『地方消滅 (創生戦略編)』(中公新書、2015 年)

- ・ 増淵敏之『ローカルコンテンツと地域再生 観光創出から産業振興へ』（水曜社、2018 年）
- ・ 松本直人『地域金融復権のカギ「地方創生ファンド」』（東洋経済、2019 年）
- ・ 三津村直貴『AI 医療&ヘルスケア 最前線』（技術評論社、2019 年）
- ・ 宮本みち子、大江守之『人口減少社会の構想』（放送大学教育振興会、2017 年）
- ・ 村岡浩司『九州バカ 地元創生企業論』（文屋、2018 年）
- ・ 藻谷浩介、NHK 広島取材班『里山資本主義』（角川新書、2013 年）
- ・ 森口将之『MaaS 入門 まちづくりのためのスマートモビリティ戦略』（学芸出版社、2019 年）
- ・ 森信茂樹『税で日本はよみがえる 一成長力を高める改革』（日本経済新聞出版社、2015 年）
- ・ 諸富徹『人口減少時代の都市』（中公新書、2018 年）
- ・ 山崎朗、杉浦勝章、山本匡毅、豆本一茂、田村大樹、岡部遊志『地域政策（【ベーシック+】）』（中央経済社、2016 年）
- ・ 山下祐介『限界集落の真実-過疎の村は消えるか？』（筑摩書房、2012 年）
- ・ 山田浩之『地域経済学入門（第3版）』（有斐閣、2018 年）
- ・ 山田順『地方創生の罨』（イースト新書、2016 年）
- ・ 柳川範之編『インフラを科学する一波及効果のエビデンス』（中央経済社、2018 年）
- ・ リチャード・フロリダ著（井口典夫訳）『新 クリエイティブ資本論——才能が経済と都市の主役となる』（ダイヤモンド社、2014 年）

【参考論文、雑誌等】

- ・ 植田昌也「第三十次地方制度調査会『大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申』について(上)」『月刊地方自治』789号
- ・ 植田昌也「第三十次地方制度調査会『大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申』について(下)」『月刊地方自治』790号
- ・ 内海隆明、山口研悟、吉村顕「『自治体戦略2040構想研究会』の第一次報告について」『月刊地方自治』848号
- ・ 内海隆明、山口研悟、吉村顕「『自治体戦略2040構想研究会』の第二次報告について」『月刊地方自治』852号
- ・ 小野裕一郎「『田園回帰』に関する調査研究報告書の概要について」『月刊地方自治』849号
- ・ 佐藤良「ふるさと納税の現状と課題」『調査と情報』1020号
- ・ 島田勝則「最近の地方創生関連施策の動向『まち・ひと・しごと創生総合戦略(2018改訂版)』を中心に」『月刊地方財務』777号
- ・ 「ソトコト『別冊 合本・関係人口入門2019年度版』」(RR2019)
- ・ 寺田雅一、浦上哲郎「地方自治法の一部を改正する法律について(上)」『月刊地方自治』801号
- ・ 中井孝一「『これからの移住・交流施策のあり方に関する検討会』中間とりまとめについて」『月刊地方自治』836号
- ・ 中井孝一「『これからの移住・交流施策のあり方に関する検討会報告書』の解説」『自治体法務研究』55号
- ・ 中井孝一「『関係人口』の創出に向けて」『月刊地方自治』846号
- ・ 萩原啓「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2018改訂版)と今後の取組について」『月刊地方自治』857号
- ・ 溝口洋「『まち・ひと・しごと創生法』の解説(上)国の長期ビジョン・総合戦略、地方人口ビジョン・地方版総合戦略」『月刊地方財務』727号
- ・ 溝口洋「『まち・ひと・しごと創生法』の解説(中)国の長期ビジョン・総合戦略、地方人口ビジョン・地方版総合戦略」『月刊地方財務』728号
- ・ 溝口洋「『まち・ひと・しごと創生法』の解説(下)国の長期ビジョン・総合戦略、地方人口ビジョン・地方版総合戦略」『月刊地方財務』729号
- ・ 吉井俊弥「ふるさと納税の現況調査結果等」『月刊地方財務』771号

【報告書等】

- ・ 「自治体戦略 2040 構想研究会第一次報告」（平成 30 年 4 月自治体戦略 2040 構想研究会）
- ・ 「自治体戦略 2040 構想研究会第二次報告」（平成 30 年 7 月自治体戦略 2040 構想研究会）
- ・ 『『田園回帰』に関する調査研究報告書』（平成 30 年 3 月総務省地域力創造力創造グループ過疎対策室）
- ・ 「これからの移住・交流施策のあり方に関する検討会報告書」（平成 30 年 1 月これからの移住・交流施策のあり方に関する検討会）

【参考 Web サイト】

- 秋田県 あきた未来創造部 HP
<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/genre/24974>
- 秋田県 HP 「平成 26 年度に秋田県内の市町村が実施したがん検診受診率について」
<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/9545>
- 秋田市 HP 「平成 28 年度市民健康意識調査」
<https://www.city.akita.lg.jp/shisei/hoshin-keikaku/1011481/1005384/1005690.html>
- 厚生労働省 HP 「平成 27 年都道府県別生命表の概況」
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/life/tdfk15/index.html>
- 厚生労働省 HP 「第 11 康日本 21（第二次）推進専門委員会 資料 資料 1－2 評価シート【様式 2】（前回評価保留分）」
https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10601000-Daijinkanboukouseikagakuka-Kouseikagakuka/0000166297_5.pdf
- 厚生労働省 HP 「平成 29 年度 国民医療費の概況」
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-iryohi/17/index.html>
- 厚生労働省 HP 「特定健康診査・特定保健指導に関するデータ」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03092.html
- 厚生労働省 HP 「保険者の予防健康づくり、保険者インセンティブ（2018～2023 年度）」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000340034.pdf>
- 総務省 「関係人口」ポータルサイト <http://www.soumu.go.jp/kankeijinkou>
- 総務省 地域の元気創造プラットフォーム
<https://www.chiikinogennki.soumu.go.jp/index.html>
- 総務省 定住自立圏構想
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/teizyu/index.html
- 総務省 HP 「インセンティブ付き IoT 健康サービスの有料化挑戦事業」
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/local_support/ict/jirei/2017_071.html
- 総務省 HP 「H27-5. インセンティブ付き IoT 健康サービスの有料化挑戦事業」
<https://www.soumu.go.jp/midika-iot/project/207>
- 総務省 「ふるさと納税研究会報告書」 平成 19 年 10 月
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/furusato_tax/pdf/houkokusyo.pdf
- つくばウエルネスリサーチ HP 「SWC 健幸ポイントによる医療費抑制効果」
<http://www.twr.jp/results1/swcpoint/2018/10/09/6178.html>

- つくばウェルネスリサーチ HP「SWC 健幸ポイントによる健康づくり無関心層の取り込み」
<http://www.twr.jp/results1/swcpoint/2018/10/09/6183.html>
- 地方創生 HP
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei>
- 地方創生カレッジ HP
<https://chihousousei-college.jp>
- 中小企業庁「中小企業白書（2014 年版）」
https://www.chusyo.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H26/h26/html/b2_2_2.html
- 「なんも大学」
<https://nanmoda.jp>
- RESAS HP
<https://resas.go.jp>
- RESAS 「観光マップ」 指定地域の目的地一覧（秋田県）
<https://resas.go.jp/tourism-destination/#/toList/7.4037222186051009/39.760653065/140.97915565/5/05201/1/0/2019/3/2/1/2019/3->
- ふるさと納税の健全な発展を目指す自治体連合「ふるさと納税活用事例集（平成 30 年 11 月）」
<http://www.furusato-rengo.jp/common/uploads/2018/11/63c8016881f657954654378444d36006.pdf>

東北大学公共政策大学院

令和元年度 公共政策ワークショップⅠ プロジェクトA

人口減少社会における地方行政のあり方 ～秋田における今後の施策展開を考える～

2020 年 1 月 31 日

【メンバー】

井比航太 浦馨一郎 小笠原真幸 佐藤沙栄 武山剛 福田元気 三澤雄翼
森本慎太郎 和田山朋佳

【指導教員】

主担当 木村宗敬教授

副担当 藤岡祐治准教授